

《論説》

ロシア最古の法典：ルースカヤ・ブラウダ
——私的賠償金から公的罰金へ——

安 藤 泰 子

はじめに

I 概説

II 研究の視座

1 刑法学的観点からの考察の必要性

2 考察の方法

III 簡素編纂

1 ヤロスラフ・ブラウダ

(1) 復讐規定

(2) 復讐規定における責任論

(3) 復讐規定に対する評価

(4) 復讐規定の意義

(5) 第2条の訳出及び解釈

(6) 他の諸規定

2 ヤロスラフの子等のブラウダ

(1) 人命金概念の顕在化——bloodwite

(2) 公的「罰金」概念の形成と「分岐」現象——fine

(3) 「公」概念の形成——prince

(4) その他の特徴

小括—1

IV 拡大編纂

1 改訂ヤロスラフの子等のブラウダ他

(1) 検討の方法

(2) 復讐規定の廃止の意義

ロシア最古の法典：ルースカヤ・ブラウダ（安藤）

① 第2条の意義

② 考察

(3) 「氏族・部族の血讐権」と「国家の刑罰権」

① 血讐の禁止と責任主体

② 血讐権と刑罰権

2 考察

(1) 規定の拡充化

① 改訂ヤロスラフの子等のプラウダ他

(a) 概観

(b) 商法に関する諸規定

② その他の法令

(2) ‘bloodwite’ に関する諸規定

(3) ‘fine’ に関する諸規定

(4) 公的罰金の創設

(5) 分岐現象と解し得る諸規定

(6) 犯罪概念の形成——offense から crime へ

(7) その他の特徴

3 “dark” bloodwite の解釈

4 共同体が支払う人命金

小括—2

V 私的制裁から公的制裁へ

1 勝田見解

2 検討

3 階級刑法と厳罰主義

(1) 階級刑法

(2) 厳罰主義

4 私的賠償から公的刑罰へ

5 分岐に関する論理的展開

VI 血讐権と責任論

1 罰金と責任

2 血讐と責任

3 責任論の変遷

4 血讐権行使の禁止

5 血讐権の行方

VII 分岐論と個人責任論

- 1 分岐論
- 2 分岐論と人命金概念の変遷
- 3 権力構造の変化とルースカヤ・ブラウダ
- 4 私的賠償金から公的罰金へ

おわりに

はじめに

本研究は、古代ギリシアや古代のヘブライ社会、あるいはメソポタミア文明国に関する幾つかの検討を介し、古代社会で行われた特定の行為については、汎く私的な制裁が行われ、これに対し私刑がかされてきた沿革を確認してきた。それが、時代が下がって社会の発展とともに権力が集約化されるにしたがって、漸次私的な制裁のほかに公的な制裁としての刑罰が科されるに至る史的変遷を、それぞれの地域で創られた古代法典や法書の具体的条文の検討を介し検証してきた。古代で行われていた刑法については、(我が国の刑法を除き) これまでは刑法学的観点からの考察が積極的に行われてきたわけではなく、むしろ法制史学上の問題として取り上げられてきたように思われる。いうまでもなく、特定地域あるいは特定国における刑法の発展につき、古代ないし中世を起点として検討した論考は少なからず存在する。しかし、我が国においては、こうした研究は主だって法制史学から行われてきたものであり、刑法学からも刑法の起源に関する考察や、古代社会に現象した刑法に関する検討が求められるものと考ええる。

上の指摘に関し、わけでもロシアにおける刑法現象については、——ドイツやフランス、あるいはイギリスにおける研究と比し——この分野の検討が遅れをとっているものと考えられる。本研究は、そうしたなかにおいて、ロシアにおいても、これまで検討を介して検証してきた幾つかの古代社会における制裁に関する特徴、すなわち「私的制裁から公的制裁へ」と向かった変遷が認められるのか。換言すれば、時代が下がってやがて現象することとなるであろう、いわゆる民刑分化の萌芽となるべき、「私的賠償金と公的刑罰」との「分岐」が確認されるのか。この点に焦点を絞って、

以下、ロシア最古の法典とされるルースカヤ・ブラウダの検討を介し、これを検証していこうとするものである。

I 概説

ルースカヤ・ブラウダ (Russkaya pravda, Russkaia Pravda)¹⁾は、キーエフ・ルーシで制定された主だった法を 11 世紀から 12 世紀にかけ編纂したロシアの法典である。「ロシアの真理」²⁾と呼ばれ、ロシアでは最も古い法典とされている³⁾。同法典は一権力者のみによって完成されたものではなく、編纂された条文は長い時間をかけ、幾世紀にも亘りそれぞれの支配者により補追されてきたものである。そこには市民の生活一般に関する行為について、広汎に亘り具体的な規定が置かれている。こうした諸規定からは、ロシアのキーエフ・ルーシ期 (9 世紀から 12 世紀) における社会、経済、産業等の発達の段階をはじめ、汎く市民生活の様相が確認され、当時のほぼ全領域に亘る法が網羅されているため、法制史学的観点からも、——凡そ 850 年から 1110 年までのキーエフ・ルーシの歴史を記した記録書である『原初年代記』⁴⁾と並んで——極めて重要な文献とされる。多数の写本

1) George Vernadsky, *Medieval Russian Laws*, W. W. Norton ed., 1969, Introduction, p.3 に拠れば、‘pravda’ という言葉には、主だって「法、正義、真理」という意味があるという。他の多くの民族がそうであったように、スラヴ人は文字による法典が創設される以前より、法と正義に関する一般的な考えや概念を発展させてきた。そのキーワードとなるものが、pravda (法、正義、真理) であり、また zakon (法、宗教) という言葉である。これらはスラヴ語のなかでも最も古い言葉のひとつであり、両者にはキーエフのリューリク朝王政が誕生する以前から、東スラヴの各氏族・部族が遵守してきた明確な社会的行動規範が含まれている。なお、スラヴでは王政の発展に伴って、(東スラヴあるいはロシアの) 法律には二元論が生まれた。同地域の同時代において、部族、共同体、ギルド (guild: ママ) などの社会的な unite と、王=「公(侯)」である。これらがロシア法制の発展における二元的な基礎 (二大要素) と考えられるという。

2) 田中周友『世界法概説』有信堂 (1975) 258 頁。

3) 田中・前掲注 (2) 258 頁によれば、現在確認される最も古いテキストは、1200 年頃のものであるという。

4) ロシア原初年代記については、さしあたりレーベヂェフ [編] 除村吉太郎 [訳]

からなる⁵⁾ルースカヤ・プラウダは、前大帝ピョートルの死後、さらに十数年を経た1738年にタティーチェフ(V. N. Tatishchev)により、ノヴゴロド年代記の15世紀中期から末期にかかる写本のなかで発見された。同法典は、後述する、いわゆる簡素編纂(The Short Version)及び拡大編纂(The Expanded Version)から構成されている。

簡素編纂は、9世紀から11世紀に編纂されたといわれるものである。同編纂は、編纂の起点となったヤロスラフ1世(Iaroslav Sviatoslavichi, Iaroslav Mudui, Yaroslav, 978-1054⁶⁾, 1019-1054⁷⁾⁻⁸⁾, なお1036⁹⁾-1054)に因んだ「ヤロスラフの法典」といわれる「ヤロスラフ・プラウダ: Iaroslav's Pravda」と、ヤロスラフの死(1054年)後、5人の子(すべて男子)のうちの、年長3人の子等によって編纂された「ヤロスラフの子等の法典: The Pravda of Iaroslav's Sons」(1093年迄)と呼ばれる「ヤロスラフの子等の

『ロシア年代記』弘文堂書房(1943)特に1頁以下、除村吉太郎ほか〔訳〕『ロシア古典篇 世界文学全集 古典篇第27巻』河出書房(1954)特に1-164頁、また國本哲男ほか〔訳〕『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会(1987)他。

- 5) 直川誠蔵「ルースカヤ・プラウダ序説——ヤロスラフのプラウダを中心に」比較法学第38巻1号(2004)73-97頁、特に75頁脚注(4)は、100を超える写本が確認されるという。この点、Daniel H. Kaiser, *The Growth of the Law in Medieval Russia*, 1980, p.41は、ルースカヤ・プラウダの写本は、13世紀から16世紀を通じて75部以上作成され、(1980年の*The Growth of the Law in Medieval Russia* 公刊時点で: 括弧内引用者加筆)これがいまに残されている、と記している。
- 6) 田中・前掲注(2)258頁。
- 7) 勝田吉太郎「ルス法典研究」法学論叢第59巻2号(1953.6)28-127頁、特に122頁。なお、勝田の本論考は、同『勝田吉太郎著作集 第五巻』ミネルヴァ書房(1992)425-521頁に収められている。河村・後掲注28)『ルースカヤ・プラウダ』25頁。
- 8) 石戸谷重郎「ルースカヤ・プラウダについて」奈良学芸大学紀要第3巻1号(1953.12)31-40頁。特に34頁は、ヤロスラフが全権を掌握し、「ルーシの独裁者」となった年を1036年と論じている。
- 9) 勝田・前掲注(7)123頁。ヤロスラフの生存期間に関する表記について、勝田論文(前掲注7)の122頁では(1019-1054)と記されており、他方123頁では(1036-1054)と示されている。この相違については、123頁本文に記された通り父を継承したのが1036年であるとも考えられるが、本稿はヤロスラフの人生や功績に関する考察を目的とするものではないため、これ以上の言及はしない。

ブラウダ」という二部から構成される。各条文の分類や区分けについては諸説ある¹⁰⁾が、前者は復讐に関する定めを置いた第1条から武器他の損壊ないし破壊及びその奪回に関する定めを設けた第18条、後者は各行為に対し詳細な賠償金（や——解釈によっては——幾つかの罰金）に関する規定を置いた諸条文、すなわち第19条から第43条より構成され、両者を併せ全43条から成る。

拡大編纂は、12世紀に制定されたものといわれている。ヤロスラフの子等のブラウダを改訂した52条から成る「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ：The Revised Pravda of Iaroslav's Sons」と、それに続く第53条から第66条までを収めた「ウラジーミル・モノマフ法令：Vladimir Monomach's Statute」、さらに67条から第121条から成る「その他の法令：Other Enactments」という三部から構成されている。

II 研究の視座

1 刑法的観点からの考察の必要性

ヤロスラフが成立させた「ヤロスラフ・ブラウダ」を起点に、幾世代もかけて完成されていくこととなる「ルースカヤ・ブラウダ」は、その後、ヤロスラフの子の兄弟であるイジャスラフ、スウャトラスラーフ、フセーウォロドという3人が制定した「ヤロスラフの子等のブラウダ」へと補足や改訂を重ねながら継がれていくことになる。両者を併せ、簡素編纂を構成するのであるが、その後、簡素編纂は引き続き追補などが行われながら、「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」と「ウラジーミル・モノマフ法令」へと続き、これに「その他の法令」が追加され、三者を併せて拡大編纂とよばれるようになった。ルースカヤ・ブラウダの原点となった、ヤロスラフ・ブラウダから概していえば、順にヤロスラフを起点として、イジャスラフ、スウャトラスラーフ、フセーウォロドという3人の成人男子へと、その後

10) 勝田・前掲注(7)29頁。

イジャスラフの子・スヴァトボクへと継受された。スヴァトボクの死後、フセーウォロドの子、すなわちヤロスラフの孫であるウラジーミル・モノマフ(1113-1125年)へと編纂が代々継がれ、ウラジーミルが筆頭となってウラジーミル・モノマフ法令に関する立法審議にあたった際には、スヴァトボクの子であるオレグ公の従事者も他の関係者とともに同審議に参加した。

こうして、幾世代にもわたって追補や補完が行われたルースカヤ・ブラウダについては、その間に賠償金や刑罰について、いかなる経緯を経て、どのような変化や変容がみられることとなったのか。我が国では、リプアリア法¹¹⁾やサリカ法¹²⁾、あるいはバイエルン部族法典¹³⁾、さらにザクセンシュピーゲル・ラント法¹⁴⁾などに関する邦訳およびそれらに関する多くの精緻な先行研究があるなかで、ロシア法、わけても同国における刑法の原初形態に関する探究においては、刑法学的な観点からの解明が遅れをとっているように思われる。この点で、ルースカヤ・ブラウダの形成過程における権力構造に関する分析およびその解釈論を含む基礎研究については、——法制史学のみならず——今後、刑法学上取り上げられるべき課題のひとつであると考えらる。

2 考察の方法

本稿では最初にルースカヤ・ブラウダにおける簡素編纂のなか、最も古い法とされる第1条から第18条までの、いわゆる「ヤロスラフ・ブラウダ」に関する検討を行う。この考察にあたっては、特にヤロスラフ・ブラウダの顕著な特徴と考えられる復讐規定に焦点をあて検討を行う。また、必要な範囲で関係する条文を取り上げる。次に、ヤロスラフ・ブラウダを

11) 久保正幡〔訳〕『リプアリア法典(西洋法制史料叢書1)』創文社(1977)。

12) 久保正幡〔訳〕『サリカ法典(西洋法制史料叢書2)』創文社(1977)。

13) 世良晃志郎〔訳〕『バイエルン部族法典(西洋法制史料叢書3)』創文社(1977)。

14) アイケ・フォン・レプゴウ〔著〕久保正幡・石川武・直居淳〔訳〕『ザクセンシュピーゲル・ラント法(西洋法制史料叢書4)』創文社(1977)。

継いだ「ヤロスラフの子等のブラウダ」について、同じく考察に必要と思われる幾つかの条文を挙げ、簡素編纂を概観する。そして、これら簡素編纂の考察を踏まえ、拡大編纂に収められた「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」及び「ウラジーミル・モノマフ法令」、さらに「その他の法令」のなかから、「公刑罰」と解し得る幾つかの条文を挙げ、これに関する検討を行う。最終的に簡素編纂と拡大編纂を比較しながら、ヤロスラフ・ブラウダで定められていた賠償金が、拡大編纂ではいかなる概念に変化していったのか。この問題に焦点を絞って、以下、検討を行うこととする。

なお、本研究は法制史的観点のみからルースカヤ・ブラウダを取り上げその史的変遷を跡づけ詳解を試みるものでも、同ブラウダにおける逐条解説を行うことを目的としたものでもないため、本稿においては、自ら設定した課題との関係上、必要な条文を時宜取り上げ、簡素編纂及び拡大編纂を概観するとともに、両者に認められる特徴、わけても——これまで行ってきた一連の論考¹⁵⁾と同様の考察視点である——賠償金と刑罰に関し、両者の概念または解釈においていかなる変遷がみられるのか、という問題に焦点を絞って検討を行っていくこととする。

付言するに、ルースカヤ・ブラウダについては、その全体の構造についても、さらに簡素編纂や拡大編纂についても、各編纂自体の構成や条文の配列あるいは分類について諸説あるが、本研究はこの問題についての検討を目的としたものではないため、本稿で上の課題を取り上げることはしない¹⁶⁾。

15) 安藤泰子「刑法の分化史」青山法学論集第 63 巻 3 号 (2021.12) 107-156 頁、同「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」同第 64 巻 2 号 (2022.9) 179-219 頁、同「古代イスラエルにおけるモーセ法」同 361-384 頁、同「ヒッタイト法書」同第 64 巻 3 号 (2022.12) 355-372 頁。

16) 直川・前掲注 (5) 75 頁によれば、ルースカヤ・ブラウダには簡素編纂と拡大編纂のほか、短縮編集（編纂）があるという。

Ⅲ 簡素編纂

1 ヤロスラフ・ブラウダ

ルースカヤ・ブラウダは、簡素編纂のヤロスラフ・ブラウダを起点に、これより同編纂を構成するヤロスラフの子等のブラウダ、そして拡大編纂の一部を成す改訂ヤロスラフの子等のブラウダへと連なるものであるが、ヤロスラフ・ブラウダのいわば原型となったのは、古代ルーシの法慣習である^{17)・18)}といわれている。それゆえ、簡素編纂、とりわけヤロスラフ・ブラウダの形成時期に関しては諸説あるものの、9世紀前半であり、同ブラウダは既して当時のルーシ社会における慣習法を現わしたものの¹⁹⁾であるという。

ヤロスラフ・ブラウダは、上で論じた通りロシア最古の法とされる。本研究は、古代国家社会における幾つかの論考を介し、諸種の法典や法書に規定された具体的な諸規定を検討してきたが、復讐規定を置いた法は稀有な存在と考えられる。そこで、本第Ⅲ節では、ルースカヤ・ブラウダの第1条から第18条より成るヤロスラフ・ブラウダと、第19条から43条より成るヤロスラフの子等のブラウダの両者、すなわち簡素編纂を検討するのであるが、とりわけヤロスラフ・ブラウダに焦点をあて、その顕著な特徴と考えられる復讐規定を中心に、以下で検討を行うこととする。

(1) 復讐規定

ブラウダの編纂については、法制史学からはヤロスラフによって着手されたとされているが、これを確認することはできない²⁰⁾といわれている。

17) 勝田・前掲注(7) 124頁。

18) 河村盛一「〈史料解説〉最古のルースカヤ・ブラウダ——本文とその説明」史林第34巻3号(1951.7) 226-248頁、特に229頁はヤロスラフ・ブラウダが「スラヴの古い慣習法」を表したものである、というゲーツ(Goets)の見解を詳解している。

19) 勝田・前掲注(7) 125頁。

20) 石戸谷・前掲注(8) 32頁。

しかしながら、ヤロスラフ・ブラウダの幾つかの条文にはヤロスラフの介入が認められ²¹⁾、ゆえにこれを編纂の起点として、ヤロスラフの逝去後その子等によって、ブラウダの編纂が続けられ、同第Ⅲ節「簡素編纂」第2項で論じる「ヤロスラフの子等のブラウダ」へ、さらに以下の第Ⅳ節「拡大編纂」第1項で論じる「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ他」へと継受され、その過程で補足や追記がなされていたものと考えられる²²⁾。なお、既述した通り、ヤロスラフ・ブラウダの内容は、7世紀以降の社会関係における——奴隷を含む——市民生活に関する規律にも言及していることから、既に指摘した通り、それ以前の慣習法を含むものであり、ヤロスラフ・ブラウダが唐突に新規の法として編纂されたものではない²³⁾ことには注意を要する。

これを証左するのが、冒頭に置かれた第1条である。ヤロスラフ・ブラウダの第1条では復讐に関する内容が定められている。以下、本稿では適宜必要と考えられるロシア語の関係条文を取り上げていくこととするが、同じく以下に示す英訳条文とともにすべてを挙げるものではなく、本稿の論述に必須のものに限定し、これを表記していくものとする。

なお、本稿に示す一連のブラウダにおけるロシア語の原文については、すべて Daniel H. Kaiser, *The Laws of Rus'- Tenth to Fifteenth Centuries*, 1993 に拠る。また、ロシア最古の法典とされるブラウダに記された各条文については、その解説の困難ゆえに、英訳については主だって G. Vernadsky, *Medieval Russian Laws*, 1969 に拠る。すなわち、

1. Убить мужь мужа, то мстить брату брата, или сынови отца, любо отцю сына, или братучаду, любо сестрину сынови; аще не будеть кто мстя, то 40 гривен за голову; аще будеть русин, любо гридин, любо купчина, любо ябетник, любо мечник, аще

21) 石戸谷・前掲注(8) 32 頁。

22) 石戸谷・前掲注(8) 33 頁。

23) 石戸谷・前掲注(8) 33 頁。

изъгой будетъ, либо словенин, то 40 гривен положить за нь.²⁴⁾

article 1.

If a man kills a man [the following relatives of the murdered man may avenge him]: the brother is to avenge his brother; the son, his father; or the father, his son; and the son of the brother [of the murdered man] or the son of his sister, [their respective uncle]. If there is no avenger, [the murderer pays] 40 grivna wergeld. Be [the murdered man] a [Kievan] Russian—a palace guard, a merchant, an agent, or a sheriff—be he an Izgoi, or a [Novgorodian] Slav, his wergeld is 40 grivna²⁵⁾.

という規定である。

同条は、いわゆる復讐に関し、その権利を認めるとともに復讐の主体を明らかにしたものと考えられる。上記に定められた復讐を行い得る者は、すべて男子であり、父または子もしくは兄弟、あるいは兄弟ないし姉妹の子とされている²⁶⁾。復讐の客体については、加害者及びその父または子とされ、加害者の兄弟姉妹に対する復讐は認められてはいない。

また、同条前段では、「ふくしゆうする者がいないときは殺された者への代償として (za golovu) 四十グリーヴナ (40 griven) を拂う」²⁷⁾と定められている。同条前段は、復讐すべき相手方がいない場合、あるいは相手方に復讐する意思が認められない場合または相手方に男子がいない場合、男子が存した場合であっても本人が幼少にある場合について、いずれも、これ

24) Daniel H. Kaiser, *The Laws of Rus'- Tenth to Fifteenth Centuries : The Laws of Russia Series ; Series I, Volume 1*, Charles Schlacks Jr Pub, 1993, p.15.

25) Ibid., G. Vernadsky, p.26.

26) この点で、河村・前掲注(18)228頁は、性のいかんを問わず男女ともに復讐を行ったこと、また加害者の親族を殺害する場合もあり、物または金銭をもって代償とした場合、あるいは和解に至った場合もあったことなど、復讐の解決手段について条文上求められた方法のみではなかったこと。すなわち、実際上は必ずしも厳格なものではなかったことを伝えている。

27) 河村・前掲注(18)229頁。

に対し復讐することができず、代償を払う、と定めたものと考えられる²⁸⁾。ここに、同条は「四十グリーヴナを拂う」と規定しているのみで、これが「公（候）」へと支払うべき性質のものであったか、あるいは被害者遺族へと支払われるべきものであったか、支払いの相手方を明らかにしてはいない²⁹⁾。

しかるに、上の‘*wergeld*’の法的性質を巡っては、——本研究における問題意識を反映させるように——これが「刑罰」として公（候）に支払うべき罰金と捉えるのか、あるいは私刑としての賠償、換言すれば私的賠償と把握されるものかという点において、かつてより相違する見解があった³⁰⁾。この点については、公（候）に支払うべきという見解と、被害者の親族ないし家長へと支払うべきという異なる見解の対立がみられた³¹⁾。このように、ヤロスラフ・ブラウダでは、賠償金に関する規定が多く置かれているものの、支払うべき相手方について明らかにしていない条文が散見される。

本研究は同条に示された、“40 grivna”という加害者が遺族に対し支払うべき金銭の法的性格については——本第1項「復讐規定」をはじめとする第Ⅲ節「簡素編纂」及び第Ⅳ節「拡大編纂」を含む本稿全体の検討を通じて帰結しようとするものであるが、——ヤロスラフ・ブラウダに後行するヤロスラフの子等のブラウダや改訂ヤロスラフの子等のブラウダで用いられる‘bloodwite’や‘fine’ではなく、‘wergeld’という文言が用いられていることから、かつてより行われてきた慣習に基づく殺人（人命）「賠償金」であると考え。この点については、同第Ⅲ節「簡素編纂」第2項「ヤロスラフの子等のブラウダ」第1款「人命金概念の顕在——bloodwite」で後に詳述する。

なお、多くの古代国家社会で行われてきたように、被殺害者の遺族——

28) 河村盛一『ルースカヤ・ブラウダ』黎元社（1953）5頁。

29) 河村・前掲注（18）「『史料解説』最古のルースカヤ・ブラウダ」231頁。

30) 河村・前掲注（18）230頁。

31) 河村・前掲注（18）231頁。

厳格には同ブラウダ成立後は上に論じた一定の血縁関係を有する「個人」——は、復讐を行うかあるいは贖金としての賠償金を受領するか、いずれかをもって問題を解決したものと考えられる³²⁾。

復讐については、殺人のみならず、第6条で身体傷害に対しても認められていた。被害者が死に至らず、身体傷害にとどまった場合、復讐はその(男性の)「子等」³³⁾が行う、というもので、——上に同じく、——同条では、以下のように復讐の行為主体が「子等」に限定されている。第6条は、次のように規定する。すなわち、

article 6.

If [anyone cuts another's leg and] the leg is cut off, or the [injured man] becomes lame, then the latter's sons have to chastise [the offender]³⁴⁾.

本条は、身体に対する加害によって、被害者が重大な傷害を負った場合、被害者の「子等」がその加害者を罰することを定めたものである。ここに、刑事法学の未発達を反映させたかのように「鞭打ちなどにより人を」罰し折檻する、あるいは懲らしめる‘chastise’という、あたかも相手方に対する激情の意を含む——文言というよりも、むしろ——言葉が用いられていることが注視される。同条の解釈については、後に同節同項第6款「他の諸規定」で詳解する。

なお、ヤロスラフ・ブラウダには、——本研究における古代社会に関する復讐や刑罰について検討を加えた幾つかの論考を介し、「古代バビロニアにおけるハムラビ法典」や「古代イスラエルにおけるモーセ法」³⁵⁾などにみられた——タリオはみられず、例えば、殺人という結果が惹起された場合、

32) 勝田・前掲注(7) 110頁。

33) 本稿にいう「子」または「子等」とは、一連のブラウダ検討を通じ、すべて条文上復讐の主体たり得る成人男子を前提とするものであることを付言する。

34) Ibid., G. Vernadsky, p.26.

35) 安藤泰子「古代イスラエルにおけるモーセ法」青山法学論集第64巻2号(2022.9) 361-384頁、特に374頁。

復讐をもって報復するという方法のほかに、既に第1条後段の検討で述べたように、一定の場合には賠償金によって解決が図られるという方法が採られている。いうまでもなく、多くの古代（から中世初期にかけ）国家社会でも復讐が行われ、その結果として加害者を含む加害者側から被害者側遺族へと人命金や賠償金が支払われてきたことは——本研究における幾つかの考察を介し——確認してきたところであるが、とりわけヤロスラフ・ブラウダの第1条前段及び後段、さらに第6条において復讐に関する規定が設けられていたことから、ブラウダ自体の編纂時期について、それがいつなのか、法制史上問題となってきたところである³⁶⁾。

（2）復讐規定における責任論

ヤロスラフ・ブラウダではいわゆる古代社会で行われていた復讐から、顕著な発展がみられると考える。それは、同ブラウダ第1条において復讐を認めたとはいえ、その条文上から明らかな通り、成人男子が他の成人男子を殺害した場合、「兄弟は兄弟に」対し復讐を行う、または「子が父に」復讐する、あるいは「父が子に」復讐する、もしくは「兄弟の子が、又は姉妹の子が」復讐するということに、かつての被害者を含む被害者「側」氏族・部族から加害者を含む加害者「側」氏族・部族というような、氏族・部族間で行われていた、いわば古典型復讐からは大きく進展しているものと考えることができる点である。上述したように、かつての古典型復讐において、復讐は一氏族・部族自体の存続と名誉をかけ、ときとして相手方の氏族・部族が滅亡するまで行われたが、同条にそうした古典型復讐は認められず、従来の復讐形式とは異なる非古典型復讐へと移行していく沿革を確認することができる。

これを古代社会から行われてきた刑法における責任論³⁷⁾という観点から

36) 河村・前掲注(18)「〈史料解説〉最古のルースカヤ・ブラウダ」229頁、石戸谷・前掲注(8)34頁。この点については、本稿の目的から逸れるため、これ以上の言及はしない。

考察すれば、かつて慣習や私的な執行によって問責された典型的な集団責任論からそれとは異なる、——ヤロスラフ・プラウダ全体のなかには例外も多く認められるものの——少なくとも本条において新しい責任論へと移行していることが明らかとなろう。別言すれば、かつてより「氏族・部族」対「氏族・部族」間で行われていた復讐ではなく、——幾つかの例外を除き、基本的には——「個人」が「個人」に対して行う復讐、すなわち事実上「個人」対「個人」間で行われるべき旨の定めを設けたのが第1条であったと考えられる。但し、子が複数いた場合の復讐について、これを長子が代表して行うのか、複数の子で行うことを認めたのか、この点については不明である。この点、同条に示された復讐権者に関し、これが例示列举であるのかあるいは制限列举と解するかについて、見解の対立があった³⁸⁾。無制限な復讐の連鎖を防止しもって社会秩序の維持を図ろうとした(と推察される)本条の創設趣旨に立脚するならば、例示列举ではなく、制限列举と解することが妥当であると考ええる。

いずれにしても、ヤロスラフ・プラウダの第1条をもって復讐規定を置いたことは、旧来より採られていた被害者を含む被害者側氏族・部族による、加害者を含む加害者側氏族・部族に対する——対「族」間で行われていた——復讐という形式を止め、「兄弟は兄弟に」対し復讐を行う、または「子が父に」復讐する、あるいは「父が子に」復讐する、もしくは「兄弟の子が、又は姉妹の子が」復讐するということに、行為の主体を限定したことを意味するものである。これは、それまで行われていた復讐概念とは顕著な相違が認められ、古代社会より行われてきた刑法のみならず現在の刑法学上からは、ここに大きな発展がみられるものと考ええる。

37) 本稿にいう責任論とは、厳格な意味での一個人をその責任主体とする責任論のみならず、集団責任論も含む広義の責任論を指すものとする。

38) 勝田・前掲注(7) 109-110頁。

（3）復讐規定に対する評価

こうした見解によるならば、以下で論じる石戸谷重郎の同条に対する評価、すなわち「ヤロスラフが血の復讐を先ず法的にみとめざるを得なかったのは、最初のブラウダ編纂者として弱い一面を示している」³⁹⁾という評価は導かれず、同第1条は、かつての古典型復讐を脱し、当時において、——無自覚のままにも——それまでとは異なる新しい責任論を採用したものであって、かつてより慣習として行われていた慣習法から成文法としてのヤロスラフ・ブラウダが創設された、そのこと自体、巨歩を印するものであったが、さらに同法においてその冒頭第1条で古典型復讐を排し、復讐の主体及び客体を——基本的には——個人と措定し、これを明らかにしたものであったものと評価されるのである。そこでは、かつて氏族・部族間で採られていた集団責任論ではなく、ブラウダ全体の責任論としては幾つかの例外はあるものの、基本的には非集団責任論を採るものであり、それまで行われていた慣習法による解決に比すれば、それは、まさに大きな展開であって、——ヤロスラフ・ブラウダが真に慣習法を脱し、それが制定法としての地位を獲得していたとするならば——社会秩序を乱すものと（一般に説明される）最たる復讐を制限し、かつ、行為主体を限定したという点において、同法は際立って「斬新な法」であったと解し得るものと考ええる。すなわち、刑法学上からは、同第1条は飛躍的な展開と評価されるものと考ええる。

但し、上の「斬新な法」にいう「法」については、——本稿における全体的な検討を介し、ヤロスラフ・ブラウダが成文法であったか、または個別的な判決あるいはこれを集めた慣習法であったか、あるいは慣習にとどまるものであったのかという問題に対し結論を導いていこうとするものであるため、本第3項「復讐規定に対する評価」の考察のみをもって帰結することはできないが——後に言及するように、ヤロスラフ・ブラウダは、

39) 石戸谷・前掲注(8) 33頁。

ブラウダと称されるものの、未だ慣習法の域を脱していなかったものとも考えられる。換言すれば、当時の共同社会で行われていた裁判の判決を収集したもの、あるいは当時行われていた慣習をひとつに纏めたものに過ぎず、これが後にヤロスラフの子等によって完成された、「ヤロスラフの子等のブラウダ」において、あるいはさらに下がって拡大編纂の一部を成す「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」に至り、はじめて成文「法」となったものとも考えられる。

逆説的にいえば、——6世紀から8世紀にかけ——キーエフでは氏族制の瓦解現象がみられ、同制度が崩壊していた⁴⁰⁾という時代的背景を考慮しても、ヤロスラフ・ブラウダに復讐規定を置いたということは、それはかつて共同社会で行われていた復讐という慣習に対し、これに一定の制限を設けたことをブラウダに書き留めたというに過ぎず、国家成立後に制定される成文法としての法、すなわち拡大編纂とは異なる性質の法である慣習法または慣習であったと考えられる。敷衍すれば、復讐の名残を記載したルースカヤ・ブラウダは、未だ制定法たる実体を持ちえず、慣習あるいは慣習法の域にとどまったものであったとも考えられる。ヤロスラフ・ブラウダが慣習かまたは慣習法か、あるいは成文法かという議論は別に置き、いずれにしても、かつてより行われてきた復讐に関する規定を置いたヤロスラフ・ブラウダは、ヤロスラフ以前の慣習を継ぐものであり、これを基礎として明文化したものであったといえよう。

このことは、キーエフ国家の創成期における社会構造や権力の集約化と直接関するものと考えられる。キーエフ国家社会の最盛期は、ヤロスラフの父ウラジミール1世(980-1015⁴¹⁾、973⁴²⁾-1015)の時代であり、それを継いだ子であるヤロスラフの時代であった。ウラジミールの死後、治世を

40) バンクラートワ [著] 阿部重雄ほか [訳] 『ロシア古代中世史』東京大学出版会(1954) 58頁。

41) 勝田・前掲注(7) 123頁。

42) 河村・前掲注(28) 『ルースカヤ・ブラーヴダ』 25頁。

執ったのがヤロスラフであり、ヤロスラフはルーシを支配のもとに置いた⁴³⁾。ここに、支配者の地位を確立したが、いうまでもなく集約化された権力を担ったものではなく、その対象は封建制以前の共同社会であった。それゆえ、ヤロスラフ・ブラウダが制定法たる実体を有したか否かについては、かつてより法制史学からは問題として提起されており、諸種の見解がみられたのである。

(4) 復讐規定の意義

既に指摘した通り、石戸谷は、ヤロスラフが復讐に関するヤロスラフ・ブラウダ第1条に復讐規定を設けた点について、「法的にみとめざるを得なかつた」、そしてそれは「弱い一面を示している」と指摘していた。本稿において石戸谷の論述の意義を正確に捉えることはできないが、この点に関する評価について、本研究は石戸谷の見解とは異なるものである。すなわち、時の権力者ヤロスラフは、かつてより当地でも行われていたと考えられる復讐、あるいはこれによらずとも、権力が未確立の当時の状況ゆえに、奴隷を含む市民の社会生活上生じていたと考えられる社会の不安や動乱ないし無秩序に対し、これを克服しもって社会の秩序維持を図るべく敢えてヤロスラフ・ブラウダを創設し、その冒頭第1条に復讐に関する規定を置いたと考えられる。そこには、時の支配者として、キーエフの平和と安寧を切望していたことを読み取ることができる。かつての慣習のもとに行われていた復讐とそれに対する私的執行を排し、新たな法のもと、あるいは——新たな制定「法」と位置づけられず、これに至るものではなかった場合、換言すればヤロスラフ・ブラウダが慣習または慣習法の延長線上に位置づけられ得る——判決を纏めそれを収集した編纂書であって、未だ成文法には至らない場合であったと解しても、その冒頭において復讐規定を設け、秩序を維持しもって平和を確保しようとした創設者の切

43) バンクラートワ [著] 阿部ほか [訳]・前掲注 (40) 『ロシア古代中世史』 56 頁以下。

望を読み取ることができると考える。

こうした見解によるならば、——当時のヨーロッパにおいて既に一定程度の発展を遂げていた国家社会と比することなく、当時の地であったルーシにおける国家形成状況、換言すれば権力構造ないし権力集約化の状況にのみ焦点をあて着目するならば——「復讐を先ず法的にみとめざるを得なかつた」と解することはできず、「敢えて第1条に復讐に関する規定を設けた」と記されることになろう。続いて、石戸谷が指摘する「最初のプラウダ編纂者としての弱い一面を示している」に対しては、「最初のプラウダ編纂者であるがゆえ、復讐に関する規定を置き」それは、既に論じた通り、当時においてかつての古典型復讐の結果として採られていた集団責任から、——無自覚なままとも考えられるが——集団責任論を採りつつも、他方で、漸次、個人責任論への濫觴へと移っていく過程の礎を形成したものであり、「責任論においては新たな枠組みの基礎を供する、いわば新機軸であった」と論ずることができると考える。それは、「弱い一面」ではなく、初代の支配者であり創設者であるヤロスラフであるがゆえになし得た功績であると考えられる。ゆえに本稿において、石戸谷の「最初のプラウダ創設者としての弱い一面を示している」という行論は、時の支配者であるヤロスラフが自らの立場において「社会の秩序を維持する必要性から、敢えて冒頭の第一条に復讐に関する規定を置いた、あるいは設けることを認めた」となる。

石戸谷は、傷害という身体的損害に対する賠償規定についても、——ヤロスラフ以前にはプラウダのような体系的な法は存在するとは思われず——したがって、慣習によるものであろう⁴⁴⁾と論じていた。そうだとすれば、かつての慣習をプラウダに記しあるいはプラウダをもって創設し、かつ、それは同時にかつての復讐に対し採られていた責任論を脱し、——刑法学上の責任論という観点からは、無自覚のままであったものと思われるが——

44) 石戸谷・前掲注(8)33頁。

新しい責任原則へと向かう軌道の礎を創ったものであった、と論じることが妥当であると考えられる。いずれにしても、石戸谷も認めるように、同時代における法典はブラウダが嚆矢であり、その創設に貢献したのがヤロスラフであった⁴⁵⁾のである。

なお、ヤロスラフ・ブラウダの成立に関しては、既に指摘した通り、それが成文法であったのか、または慣習法にとどまっていたのか、あるいは単なる慣習の纏めに過ぎないものかという点については、諸種の見解があった。この点で、ヤロスラフがキーエフ遠征に際しての軍部派遣に関する市民の協力を得る目的から、自らの政治的困難を脱し、民会との和解を図るために、ブラウダを民会に渡した歴史的経緯に着目し、その内容は慣習法ではなく、民会との合意を図った誓約のようなものであったという見解もある。換言すれば、「民会はヤロスラフから『ブラウダ』を受け取ることを条件に、協力・出兵を約束した」⁴⁶⁾と説明される経緯や諸種の政治的背景から、同ブラウダが慣習法というよりも、「誓約」に近い内容であった⁴⁷⁾と主張する論者もいる。

仮に、この見解に立脚した場合であっても、同ブラウダ第1条に置かれた復讐規定は、キーエフの社会共同体内における秩序の維持を図ることを目的としたものであって、同ブラウダの形成における契機においてこれが民会からの要請であった場合であっても、そこには「社会秩序の維持」を求めた民会の強い意思が存在したものと考えられる。

しかるに、同ブラウダを「誓約」に近い内容であったと解する上の見解に立脚した場合であっても、それは同ブラウダが民会の共同体内における秩序の維持を求めた結果であり、かつ、それが同ブラウダの冒頭第1条に設けられたということは、同ブラウダの具体的な内容が、傷害や喧嘩、暴行の他にも、剣、とりわけ抜剣をもって他人に恐怖を生じせしめる威嚇に

45) 石戸谷・前掲注(8) 34頁。

46) 直川・前掲注(5) 94頁。

47) 直川・前掲注(5) 86-94頁、特に93-94頁。

関する規定、また財物窃盗、馬の使用窃盗ほかに関する規定が主だった条文であったことから推察すれば、支配者が被支配者かを問わず、——当時のキーエフ共同体がその内外において戦争や遠征への対処に追われ、決して平和で安全な場所とはいえず⁴⁸⁾、いずれの見解によっても復讐規定の創設は——社会の安寧が強く求められていたことを意味し、またその目的を反映させたものであったと考える。

(5) 第2条の訳出及び解釈

河村盛一は、ヤロスラフ・プラウダ第2条について、「自分でふくしゅうできない時は賠償として三グリーヴナと治療費を (lich'tsju [lcttsju] m'zda) とる」⁴⁹⁾と訳出し、以下のような注解を行っている。すなわち、「ふくしゅうは犯罪の現場だけで許されたので」⁵⁰⁾、のちに加害者を発見した場合、損害賠償を得ることができた。但し、相手方が奴隷の場合は、期間の限定はなく、いつにても復讐を行い得た。河村は同条の注解において、「三グリーヴナは候に拂う罰金でなくて、私的な損害賠償として (za obidu) 加害者が被害者へ拂うのである」⁵¹⁾と論じている。

しかし、この注解は、——厳格な解釈論からは——条文とその解説において、必ずしも両者の整合性が図られてはいない可能性があるものと考ええる。すなわち、河村の注解によれば、「ふくしゅうは犯罪の現場だけで許された」、ゆえに「三グリーヴナは候に拂う罰金でなくて、私的な損害賠償として」支払うという。仮に、当時において被害者へと向けられた加害者の行為が「犯罪」と捉えられていたならば、公罰刑のひとつとされる「罰金」をもって候へと支払われるという説明が行われることとなろう。

48) ヤロスラフ・プラウダ成立以前のルーシにおける復讐や遠征に関しては、除村ほか〔訳〕・前掲注(4)『ロシア古典篇 世界文学全集 古典篇第27巻』特に22頁以下他。

49) 河村・前掲注(18)「〈史料解説〉最古のルースカヤ・ブラーヴダ」235頁。

50) 河村・前掲注(18) 235頁。

51) 河村・前掲注(18) 235頁。

しかるに、河村はこれを「私的な【損害賠償】として」、加害者が被害者へと支払うべき金額であると説明しているのである。これは、もとより当時、創設された法であるヤロスラフ・ブラウダ自体が——あるいはそれが慣習または慣習法にとどまる場合であっても——「不法」と「犯罪」という概念自体を明確に峻別し得ずに、こうした規定ぶりになっているものとも考えられる。加えて、支払う主体と相手方とを明確にしてはいない。これは本条に限ったことではなく、既に指摘した通り、ヤロスラフ・ブラウダを含むルースカヤ・ブラウダに設けられた条文に関しては、随所にこうした傾向が確認される。そのため、法文の解説者においてさえ、上のような注解が行われたものとも考えられる。

しかるに、先の河村の注解である「ふくしゅうは【犯罪】の現場だけで許されたので」という論述によれば、「三グリーヴナは候に拂う罰金でなくて、私的な損害賠償として」支払うではなく、【罰金】として」支払うものとされるのではなかろうか。他方で、——本研究が主張するように——仮に「三グリーヴナは候に拂う罰金でなくて、私的な損害賠償として」支払うという行論を強調するならば、「ふくしゅうは犯罪の現場だけで許された」ゆえに、ではなく「ふくしゅうは【不法が行われた】現場だけで許されたので」と置き換えられることとなろう。いうまでもなく、河村の記した「犯罪」について、仮にこれを「私」犯と解するならば、整合性は図られるものであって、上の指摘は妥当しない。しかしながら、こうした注記はなされておらず、ここに、「犯罪と刑罰」、「不法と賠償」が混淆のままに、解説が加えられた余地を残した可能性も排除できない。

なお、この点、勝田吉太郎の同条に対する訳出を確認してみると、勝田訳の簡素編纂第2条では、「若し〔他人に傷害を與え、被害者が〕血にまみれ、又は打たれて黒痣あれば、彼は〔犯罪を證明すべき〕目撃者を要しない。若し彼に〔傷害の〕痕跡がなければ、目撃者をともなう。若し彼が〔目撃者を求めることを〕得なければ、事件は終了する。若し彼が自ら復讐しえなければ、彼は不法に對して三グリウナを受け、而して醫者は謝禮金

を受ける」⁵²⁾となっている。ここに、勝田が、「【不法】に對して三グリウナを受け」る、と訳出していることは、適切であると考ええる。他方で、前段において「彼は〔【犯罪】を証明すべき〕目撃者」となっている。仮に、同復讐規定がまさに私的復讐期に定められ、不法と犯罪とを分かちことができなかったという状況であったとするならば、前段は「彼は〔【犯罪】を証明すべき〕目撃者」ではなく、「彼は〔【不法】を証明すべき〕目撃者」、と訳出されるべきであつたのではなからうか。

この点、ブラウダにおけるロシア語原文に関する解説の困難ゆえ、同じく G. Vernadsky に拠れば、以下のように記されている（一部抜粋）。すなわち、

article 2.

If [a man injures a man, and the injured man] is smeared with blood or is blue from bruises, he needs no eyewitness [to prove the offense]; if there is no mark [of injury] upon him, let him produce an eyewitness; if he cannot, the matter ends there. If he is not able to avenge, he receives 3 grivna for the offense and the physician receives his honorarium. ……⁵³⁾.

また、Daniel H. Kaiser の原典英訳に拠ってみれば、以下のように記されている（一部抜粋）。すなわち、

1. ……; if there be no one to avenge [the man] then [the offender] is to pay 40 grivnas for the corpse [lit., for the head]; ……⁵⁴⁾.
2. ……; if [the victim] is unable to avenge himself, then he is to take for the offense 3 grivnas, and also payment for the physician⁵⁵⁾.

である。

52) 勝田・前掲注(7)「ルス法典研究」33頁。

53) Ibid., G. Vernadsky, p.27.

54) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.15ff.

55) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.15.

上の英訳によるならば、犯罪、すなわち ‘crime’ に関する言及はなく、復讐に関する G. Vernadsky による同第2条の英訳では [to prove the offense] と、また Daniel H. Kaiser による第1条の訳出では [the offender] is to pay 40 grivnas と、あくまで ‘offense’ あるいは ‘offender’ という文言が用いられ、続く同第2条では he is to take for the ‘offense’ と示されている。

上の G. Vernadsky および Daniel H. Kaiser 両者によるならば、第2条においては、「【不法】に対して3グリブナを支払い」と、——さらに、より厳格には——「(行われた)【不法】につき、これを証明すべき目撃者がいない場合には」と訳出することが適切であると考ええる。

(6) 他の諸規定

以下では、本稿の目的との関係で必要と思われる条文に限定し、これを示すこととする。以下に挙げる幾つかの条文においても、‘offense’ という文言が用いられていることが注視される。

以下では、第4条以下について、確認していくこととする。英訳は、Daniel H. Kaiser に拠る。すなわち、

4. If someone strikes [a man] with a sword, but does not unsheath it, or [if someone strikes a man] with the hilt [of a sword], then [he is to pay the victim] 12 grivnas for the offense⁵⁶.

同条にいう、12 グリブナは私的な賠償金と解される。

続けて、次条を確認する。第5条は、以下のように規定する。すなわち、

5. If [someone] strikes [a man’s] arm, and the arm falls off or withers, then [the guilty party is pay] 40 grivnas⁵⁷.

同条においても、同じく 40 グリブナは、賠償金と解される。なお、同条に示された 40 グリブナは、殺人賠償金（人命金）と同額であるところ、機械工業が現代のように発達していない当時において、「腕（手）」は生産

56) Ibid., p.15.

57) Ibid., p.15.

において極めて重要な身体部であるという評価ないし判断のもと、これに対する侵害については——身体に対する刑としては——最高額の40グリブナと定めたものと解される。

続いて、第6条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、

6. If [someone is struck in the leg but] the leg remains whole, and then [the victim] begins to limp, then [let the victim's] children humble [the offender]⁵⁸⁾.

脚を殴打され(機能不全となった)被害者の子等は、加害者に対しこれを懲らしめる。ここに‘humble’という文言が用いられている。同規定も復讐に関する規定であると解されるが、ここに、‘children’「子等」と表記されており、第1条では行為主体を個人に限定したところ、同条では子「等」を行為主体として認めており、第1条の解釈における例示列举か、または限定列举かという問題にも繋がってくるものとして注視される。生命に対する侵害に関する復讐については個人と解され、身体傷害に対する侵害に関する復讐の主体については、被殺害者の子「等」という解釈、すなわち傷害罪の場合の復讐権者の集団性ないし複数性が認められるという解釈の余地を残しているものと考えられる。同条に示された‘humble’については、行為時に(復讐相手が死んでもいい、という)、いわゆる未必の故意を含むものと解される。この点、河村は、復讐相手が「死んでもよいとの前提で思いきりこらしめることである」⁵⁹⁾という解説を行っている。

続いて、第7条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、

7. If someone cut off a finger, then [he is to pay the victim] 3 grivnas for the offense⁶⁰⁾.

同条に定められた3グリブナについては、賠償金と解される。なお、上の英訳はDaniel H. Kaiserに拠るものであるが、他方でG. Vernadskyに拠

58) Ibid., p.16.

59) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・プラーヴダ』12頁。

60) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.16.

れば、以下のように英訳されている。すなわち、

article 3.

If anyone hits another with a club, or a rod, or a fist, or a bowl, or a [drinking] horn, or the butt [of a tool or of a vessel], and [the offender] evades being hit [in his turn], he [the offender] has to pay 12 grivna and that ends the matter⁶¹⁾.

article 4.

If [anyone] strikes [another] with a sword without unsheathing it, or with the hilt of a sword, 12 grivna for the offense⁶²⁾.

article 6.

If [anyone cuts another's leg and] the leg is cut off, or the [injured man] becomes lame, then the latter's sons have to chastise [the offender]⁶³⁾.

なお、第6条については、既に上で指摘した通り、Daniel H. Kaiser に拠れば、then [let the victim's] children humble [the offender] と訳出されており、‘children’（男子の）子「等」が復讐し得る主体となっている。この点、G. Vernadsky に拠れば、then the latter's sons have to chastise [the offender]⁶⁴⁾となっており、‘children’か‘sons’かという文言上の違いこそあれ、複数の子「等」が復讐主体として定められていることは、既に指摘した通り——解釈によっては制限列举と解し得る——生命の侵害に対する復讐について定めた第1条とは行為主体において異なる表記がなされていることには注意を要する。

続けて、第7条は以下のように規定する。以下は、G. Vernadsky に拠る。すなわち、

61) G. Vernadsky, Medieval Russian Laws, p.27.

62) Ibid., G. Vernadsky, p. 27.

63) Ibid., p.27.

64) Ibid., p.27.

article 7.

If a finger is cut off, 3 grivna for the offense⁶⁵⁾.

と示されている。

続けて、同プラウダにおける the offense 「不法」に関する規定を確認してみる。以下は、同じく G. Vernadsky に拠る。なお、第10条及び第15条については、一部抜粋とする。

article 10.

……, he [the owner] receives his slave back and 3 grivna for the offense⁶⁶⁾.

article 13.

If anyone takes another's horse, or weapon, or clothes, and [the owner] identifies [the object] within his township, he receives it back and 3 grivna for the offense⁶⁷⁾.

article 15.

……; if [it is established] that he [the partner] maliciously refused to refund [the first man's share], the man must receive his money and 3 grivna for the offense⁶⁸⁾.

上のように、ヤロスラフ・プラウダの諸条文では、‘crime’ または ‘criminal’ という語ではなく、‘offense’ ないし ‘offender’ という文言が用いられている。しかるに、同プラウダでは、「犯罪」ではなく、むしろ「不法」という意義に解されるものとする。

敷衍すれば、上に列挙した諸条文において、「crime または criminal」ではなく、「offense ないし offender」のみが用いられていたということは、——総じてこれまで行ってきた幾つかの古代ないし中世における法典や法

65) Ibid., p.27.

66) Ibid., p.28.

67) Ibid., p.28.

68) Ibid., p.29.

書の考察を通じて抽出され得る特徴のひとつとして捉えられる——「犯罪を処罰する国家」が創成されていないことを意味するものであると考えることができる。国家によって処罰されるべき「crime または criminal」概念は、未だ形成されてはおらず、したがって、ここには「罰金」という概念もまた形成されていないものとする。逆説的にいえば、上に列挙した条文上「offense ないし offender」のみを用いているということは、——概して——不法な行為に対してかされる賠償金を前提とするものであって、ここに、ヤロスラフ・ブラウダは未だ国家法に至るものではなく、慣習法の域にとどまるものであると考えることができる。

なお、‘offender’ という文言については、ヤロスラフ・ブラウダで用いられた特徴的な文言ではあるものの、他方でヤロスラフ・ブラウダでのみ用いられた文言ではないことには注意を要する。この点については、後に論じる第Ⅳ節「拡大編纂」第2項「考察」で触れる。

2 ヤロスラフの子等のブラウダ

ヤロスラフ・ブラウダから、11世紀後半に編纂されたものと考えられる⁶⁹⁾ヤロスラフの子等のブラウダへと移ると、ヤロスラフ・ブラウダとは異なる顕著な特徴が認められる。それは条文上に特徴的な文言が用いられはじめたということである。以下、順に論じていく。

(1) 人命金概念の顕在化——bloodwite

ヤロスラフの子等のブラウダに至ると、幾つかの条文上に‘bloodwite’「人命金」という文言が用いられるようになったことが特筆されるべきであろう。ルースカヤ・ブラウダにおける人命金は、ゲルマン時代に行われていた Wergeld に由来するものとも推察されるが、その変遷についても同じような沿革を辿ったものと考えられる。もとより、かつてのゲルマン法で

69) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』25頁。

は生じた人の生命に対する被害については、加害者から被殺害者の遺族へと支払われる贖罪金 *Busse* をもって、その回復が図られていた。とりわけ殺人については、人命贖罪金 *Mannbusse* をもって贖うとされ、復讐を回避する重要な代償と捉えられていたのである。広義の *Busse* 贖罪金のなかに含まれる *Wergeld* (*Mannbusse*) 人命(賠償)金は——、復讐を回避するための代償として支払われる贖罪金のなかでも——極めて高額であった。こうした贖罪金や人命金は、——自らの共同体、すなわち氏族・部族の平和と存続を維持するために——いずれの族共同体でも紛争を解決するための重要な方法と捉えられていた。時代の変化や社会の発展に従い、ゲルマン社会では通常不法行為に対する贖罪金を意味する *Busse* の一部は、次第に国家に対して支払うことが求められることとなるのである。贖罪金は、時代が下がって12世紀から13世紀頃になると、最終的に平和金 *Fredus* という概念が形成され、公的罰金として国家へと支払うという沿革を辿る。その過程において、上に述べた人命金は、被害者の相続人とジッペ *Sippe*、そして国庫にそれぞれ3分の1ずつ支払うものとされた。ゆえに、前者は私的賠償金の性質を、後者は公的罰金の性質を有した。このように、ゲルマン法における *Wergeld* は、はじめ賠償の要素を色濃く有していたが、次第に公的罰金としての性格を伴っていくことになるのである。

それでは、ルースカヤ・ブラウダにおける人命金概念は、どのような変遷を辿っていくことになったのであろうか。この検討を行うため、ヤロスラフ・ブラウダ第1条で定められていた、——かつてより行われていた慣習と考えられる——殺人「賠償金」の性格にその後、何らかの変化がみられることとなったのか。こうした問題意識を有しつつ、ヤロスラフの子等のブラウダでは、どのような規定が設けられ、いかなる性質のものであったのか、以下で検討することとする。

その前提として、まずはヤロスラフの子等のブラウダに置かれた '*blood-wite*' に関係する各条文を挙げることとする。なお、第42条については、一部抜粋とする。

ロシア最古の法典：ルースカヤ・ブラウダ（安藤）

同ブラウダ第 19 条は、以下のように規定する。すなわち、

19. Аще убьютъ огнищанина в обиду, то платити за нь 80 гривен
убийци, а людем не надобе; а в подъездном княжи 80 гривен.⁷⁰⁾

article 19.

If they kill the bailiff, deliberately, the [actual] murderer has to pay
80 grivna [as bloodwite], and the guild is not liable. And for the
prince's adjutant, 80 grivna⁷¹⁾.

本条は、公（侯）の土地管理者⁷²⁾を故意に殺害した場合、80 グリブナを
人命金として支払う旨を規定したものである。この場合、共同体は責任を
負わない。公（侯）の使者（長）に対しては、人命金としての 80 グリブナを
支払う旨を定めたものである。

ここに、最初に特筆されるべきは、①ヤロスラフ・ブラウダ第 1 条に定
められていた ‘wergeld’ から、‘bloodwite’ という、条文上用いられる文言
に関し、重大な変化が認められる点である。本条に規定された ‘bloodwite’
（人命金）については、——ヤロスラフ・ブラウダ創設以前から行われてい
たと推察される——加害者から被殺害者遺族へと支払われるべき殺人「賠
償金」ではなく、公（侯）へと支払われる「罰金」の意と解されるものと考え
える。しかるに、 α この変化が何を原因とし、 β いかなる経緯を経て、「賠
償金」ではなく、「罰金」と解されることとなったのかが問題となろう。こ
の点については、後に論じることとする。

次に指摘されるべきは、②本条に用いられた ‘bloodwite’ については、括
弧書き、すなわち [as bloodwite] として表記されている。この、括弧の
意義は何かという点が問題となろう。ここに、the [actual] murderer has to
pay 80 grivna as bloodwite ではなく、the [actual] murderer has to pay 80
grivna [as bloodwite] として、ブラケットに入れられた ‘bloodwite’ につい

70) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.17.

71) Ibid., G.Vernadsky, p.30.

72) 勝田・前掲注 (7) 43 頁、脚注 (二)。

ては、これまで行われていた慣習に基づき、かつてより行われてきた——と考えられる——殺人「賠償金」が、いわゆる「人命金として」80 グリブナの支払いが求められると定めたものであると考える。そして、③本条の文言に注視されるべきは、80 グリブナという金額である。ヤロスラフ・ブラウダ第1条の殺人賠償金については、これが40 グリブナであった。その金額が倍額となっている。すなわち、‘the bailiff’とは公(侯)に従事する公地管理者、また‘the prince’s adjutant’とは文言の通り公(侯)の使者⁷³⁾という意であるところ、公(侯)に従事する者、すなわち公人の殺害については、一般人に対する倍額の人命金をもってその生命が保護されることを意味する。

以上のように、同上は、ヤロスラフ・ブラウダから改訂ヤロスラフの子等のブラウダへと移る過渡期にあって、極めて重要な条文であると解される。そのなかでも、既に指摘した通り、ここにおいて、旧来より——ヤロスラフ・ブラウダ以前から慣習として——遺族に対して支払われていたと考えられる賠償金が、なぜヤロスラフの子等のブラウダ第19条で公(侯)へと支払われるべき人命金、すなわち「罰金」と解されるようになったのかが問題となる。

そこで、ルーシにおける当時の政治や経済状況などを記した『原初年代記』996年を確認してみると、ウラジーミルの時代よりルーシでは当地の掟に従って盗賊と呼ばれた殺人実行者についても——ルースカヤ・ブラウダでは死刑が置かれておらず——極刑に処されることはなかった。当時の主教であったギリシア人の言に従って、これらに対し死刑を科すことになったが、権力支配者側の財政源ないし歳入が減ることとなった。そのため、「ルシの長老と主教が古いルシの掟にもどってその賠償金を馬や武器の費用にあてるよう助言した」⁷⁴⁾という経緯を確認することができる⁷⁵⁾。一度は犯

73) 勝田・前掲注(7) 43頁、脚注(三)。

74) 國本ほか[訳]・前掲注(4)『ロシア原初年代記』450頁。

75) この経緯については、勝田・前掲注(7) 118-119頁、河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』28-29頁。

罪者に科すこととした死刑を止め、これに代わって——かつての賠償金を——公（侯）へと支払わせるべき「罰金」とし、これを徴収すべく、ここに、戦争に赴く人員の徴募にかかる費用の他、現地で使用する武器や軍馬など、戦費の調達において行われた徴収方法の工夫や、歳入の確保に関する方針変更などについての経緯がみられる。

本研究は、上の過程にかつての賠償金から、国家へと支払われるべき、いわゆる人命金としての罰金を同条に確認することができると考える。但し、上でも指摘した通り、本条においては括弧が付されているという点は注意を要する。換言すれば、加害者が——村ないし共同体とともに支払うという意味での連帯責任を伴った形式ではなく、個人として公（侯）に対し支払うべき——「罰金としての人命金」という概念は、ヤロスラフの子等のブラウダ第 19 条では、いまだブラケットが外されることはなく、後の改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り、その第 3 条においてはじめて括弧が外された形で明文化されたものと考えられる。この点については、後の第 IV 節「拡大編纂」第 2 項「考察」第 2 款「‘bloodwite’に関する諸規定」で詳述することとする。

なお、この点、勝田は「ヤロスラフの子等の立法の一般原則即ち血讐の廃止と人命金支拂に拠る代替を表現している」⁷⁶⁾と、また清水睦夫は「血讐の廃止、人命金賠償の支払による贖罪制度の確立が明察される」⁷⁷⁾という解説を行っている。

続いて、同第 20 条は、以下のように規定する。すなわち、
article 20.

And if the bailiff is killed in a highway attack and they do not search for the murderers, that guild within the boundaries of which the body has been found has to pay the bloodwite⁷⁸⁾.

76) 勝田・前掲注 (7) 43 頁、脚注 (三)。

77) 清水睦夫『スラヴ民族史の研究』山川出版社 (1983) 240-273 頁、特に 253 頁。

78) Ibid., G.Vernadsky, p.31.

本条は、「公(侯)」の公地管理者を殺害し、共同体(の村民)がこれを捜査し捕えない場合、被害者の遺体が発見された境界内にある共同体は、人命金を支払う旨を定めたものである。同条に定める‘bloodwite’については、共同体の連帯ないし共同責任が認められる。条文上は、that guild …… has to pay the bloodwite となっていることから、人命金の支払いについてはこれを義務と解することができる。なお、本条に規定された‘bloodwite’については、加害者が遺族に対して支払うべき人命金ではなく、あくまで共同体が支払うべき性質の(広義における)人命金であるという点は、注意する必要がある。

さらに、第42条は次のように規定する。なお、本条については、一部抜粋とする。すなわち、
article 42.

And [when the bloodwite collector and his assistants are on their journey for collecting fines, …… . And the bloodwite collector receives 60 grivna, and 10 rezana, and 12 verivitsa [of which] one grivna in advance. And …… they have to complete the collection of the bloodwite within a week. ……⁷⁹⁾.

本条は、人命金(を含む税金他⁸⁰⁾)の徴収者がその徴収に関し、助手を伴って領域内への出張する際、現地で住民より受けるべき食料ほかに関する規定である。したがって、加害者が遺族へと支払うべき賠償としての人命金に関する定めではないことには、注意を要する。

以上のように、ヤロスラフの子等のプラウダになると、はじめて第19条及び第20条、そして第42条に‘bloodwite’という文言が用いられ、とりわけ第19条では加害者が支払うべき人命金と考えられる概念が、括弧付

79) Ibid., p.34.

80) この点については、人命金だけの徴収か、税金の徴収か、あるいは両者の徴収か、他の徴収も含むのか、という問題があり、学説上の対立がある。詳細については、河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』40-41頁。

きの条文として顕在化するに至っている。

なお、上に示した‘bloodwite’という文言については、第Ⅳ節「拡大編纂」第2項「考察」第2款「‘bloodwite’に関する諸規定」でも論じる通り、同ブラウダに至っては多数用いられていること、またその後に追加された「その他の法令」でも——「妻について（On Women）」という見出しが付された——第88条及び第89条でも言及されていることには注意を要する。

（2） 公的「罰金」概念の形成と「分岐」現象——fine

ヤロスラフの子等のブラウダで次に挙げられるべき特徴として、‘fine’という文言が用いられはじめたことについては注視されるべきである。

以下では、関係する条文を挙げることにする。第35条は、以下のよう

35. А оже лодью украдетъ, то за лодью платити 30 резан, а продажи
60 резан.⁸¹⁾

article 35.

And if anyone steals a boat, he has to pay 30 rezana for the boat and
a fine of 60 rezana⁸²⁾.

本条は、船舶の窃取に関する規定である。船舶といってもそれは、現代にいう用語であって、かつては樹木を切って創った「船」であったと思われる。しかし、当時は黒海を渡った商取引も確認され、汎く市民の日常生活から求められた交通手段という役割のみならず、とりわけ各海を渡す船は国内における商品を含む物資の搬出・搬入とともに、海外への商品の輸出また海外からの輸入に際し、大いに役立つ交通手段であったと推察される。こうしたことをも踏まえ、船の窃盗に対しては30グリブナを、他方で60グリブナを罰金として科す、という趣旨の条文であると解することができる。ここに、30グリブナは船の所有者に対する賠償金として、他方

81) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.18.

82) Ibid., G. Vernadsky, p.33.

60 グリブナは「公(侯)」に支払うべき‘fine’、すなわち「罰金」と解することが妥当であるとする。

本研究は、ここに、第35条にはじめて用いられた‘fine’という文言について、これが「公(侯)」へと支払われるべき「罰金」として規定されたことは、特筆されるべきであるとする。ヤロスラフ・プラウダにおいて、加害者が被害者へと支払うべき金銭はすべて「賠償金」と解されたが、ヤロスラフの子等のプラウダにおいて、はじめて「賠償金」以外の性格を有する支払い金が求められることとなった。しかるに、ヤロスラフの子等のプラウダにおける、民刑分化の萌芽となるべき、「私的賠償金」と「公的罰金」との、「分岐」現象をみることができる。敷衍すれば、被害者へと支払われるべき「賠償金」と、被害者以外の「公(侯)」に支払われるべき「罰金」との、「分岐」である。この現象は、ひとつの条文内に顕現したものとはいえ、本研究がこれまで行ってきた一連の古代国家社会の古代法典ないし古代法書において認められた「賠償金」と「罰金」との、「分岐」現象と一致するものである。

ここに、ヤロスラフ・プラウダが汎く「私犯に関する法」であり、そこで被害者に支払われるべき金銭が「賠償金」であったこと、それが、時代が下がるにしたがって、ヤロスラフの子等のプラウダに至ると、「賠償金」を残存させつつも、賠償金のほかに「公(侯)」に支払われるべき「罰金」という概念が形成され、幾つかの条文上に顕在化するに至ってその支払いが求められることとなったことが明らかとなろう。このことは、私的制裁から公的制裁へと向かう過渡期に生じる「分岐」であると考えられ、いわゆる民刑分化の萌芽として捉えられ得る現象と考える。「——不法な加害によって生じた結果に対して支払われるべき賠償金を規定する——私犯に関する法」から、漸次「犯罪と刑罰に関する法」、敷衍すれば社会が発達し組織化されるなかでやがて(私的制裁法を残存させつつも、他方で)「犯罪と——当該加害によって生じた結果に対して支払われるべき罰金を含む——刑罰を規定する法」を形成していく過程の、その萌芽としての特徴と捉え

得る幾つかの分岐現象を示した法が、まさにヤロスラフの子等のブラウダであると考えられる。

なお、本条に支払われる「罰金」の価額については、「賠償金」の倍額となっている。続けて、次条を確認する。第 36 条は、以下のように規定する。すなわち、

36. А в голубе и в куряти 9 кун, а в утке, и в гусе, и в жераве, и в лебеде 30 резан; а продажи 60 резан.⁸³⁾

article 36.

And for a dove or a fowl, 9 kuna; and for a duck, or a goose, or a crane, or a swan, 30 rezana; and a fine of 60 rezana⁸⁴⁾.

本条は、鳩又は鶏の窃取に対し 9 クナーを、鴨又は鶯鳥、鶴、白鳥の窃取については 30 レザーナの支払いを求める規定である。鳩と鶏に関しては、賠償額からもうかがわれるように、比較的安価なものとして捉えられ、両者の窃盗については、被害者に支払われるべき 9 クナーの賠償金のみで、罰金が科せられることはない。他方で、鴨、鶯鳥、鶴、白鳥については、同ブラウダ（現代にいう国家刑法）上、保護されるべき経済的な価値が認められ、これら家禽の窃盗については、60 レザーナの「罰金」が科される旨を定めたものと解される。すなわち、家禽所有者に対するその侵害への賠償として 30 レザーナを、また「公（侯）」に対し 60 レザーナを「罰金」として支払う旨を定めた条文である。本条においても所有者に対する「賠償金」と、「公（侯）」に対して支払われるべき「罰金」が、「分岐」現象を伴って顕現したものと分析することができる。家禽の種類によって賠償額が異なるが、本条においても、支払われるべき「罰金」の額は、賠償金の倍額となっている。

本研究は、ヤロスラフの子等のブラウダにおける上記の 2 つの条文こそ、同期における特徴的な条文であると考えるのである。敷衍すれば、ヤロス

83) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.18.

84) Ibid., G.Vernadsky, p.33.

ラフ・ブラウダには、こうした「分岐」現象は確認されなかった。すなわち、ヤロスラフ・ブラウダで被害者に支払われるべき金銭は、すべて賠償金であると解された。他方で、権力が顕現しはじめた——と考えられる——時期に形成されたヤロスラフの子等のブラウダでは、上の「分岐」現象が確認された。これは、いわゆる民刑分化の萌芽と認められるべき現象である。換言すれば、ヤロスラフの子等のブラウダが慣習法の域を脱し、——成文法に至らなかった、またはこれに至らずとも、少なくとも個別的な裁判記録ないし事例を纏めた法文書であったと解し得るものとする。ゆえに、ヤロスラフの子等のブラウダは、成文法形成の濫觴期またはこれより成文法の形成時期へと向かった過渡期にあったものとする。すなわち、権力が集約化へと向かう国家権力の発生期にあったものと考えられる。

本研究は、同第Ⅲ節「簡素編纂」第2項「ヤロスラフの子等のブラウダ」の検討を介し、上記ヤロスラフの子等のブラウダ第35条及び第36条という具体的条文にかかる検討を介し、加害者が支払うべきとされる金銭について、被害者へと支払われる「賠償金」のみならず、「公（侯）」へ支払われる「罰金」が「分岐」現象として認められ、かつ、本稿で取り上げた条文の多くにおいてはその金額が賠償金の倍額となっているということを、一先ずここに確認する。

なお、上に示した‘fine’という文言については、第Ⅳ節「拡大編纂」第2項「考察」第3款「‘fine’に関する諸規定」でも論じる通り、拡大編纂に至っては多数用いられていることには注意を要する。

(3) 「公」概念の形成——prince

次に、ヤロスラフの子等のブラウダにおける第二の特徴として挙げられるべき点を以下に述べる。

ヤロスラフの子等のブラウダでは、ヤロスラフ・ブラウダの条文上用いられてはなかった、‘prince’s ……」という文言が散見される。これについてもヤロスラフの子等のブラウダに至ってはじめてみられた顕著な特徴で

ロシア最古の法典：ルースカヤ・ブラウダ（安藤）

ある。以下では、本稿の目的にそって、同じく敢えて英訳のまま幾つかの
関係条文を挙げていくこととする。なお、第 19 条、第 28 条、第 33 条、
第 38 条については、一部抜粋とする。

第 19 条以下は、次のように規定する。すなわち、
article 19.

…… . And for the prince's adjutant, 80 grivna⁸⁵⁾.

article 22.

And for the prince's steward, 80 grivna.⁸⁶⁾

article 24.

And for [the murder of] the prince's farm manager as well as of the
field overseer, 12 grivna⁸⁷⁾.

article 28.

And for a horse with prince's brand, 3 grivna, and for the peasant's
horse, 2 grivna; ……⁸⁸⁾.

article 32.

And if they burn or break a prince's beehive, 3 grivna⁸⁹⁾.

article 33.

And if they inflict pain on a peasant without the prince's order, 3
grivna for the offense; ……⁹⁰⁾.

article 38.

…… ; but if they hold him until daylight, they have to bring him to
the prince's court; ……⁹¹⁾.

85) Ibid., p.30.

86) Ibid., p.31.

87) Ibid., p.31.

88) Ibid., p.32.

89) Ibid., p.33.

90) Ibid., p.33.

91) Ibid., p.33.

上記に示された通り、ヤロスラフの子等のプラウダでは、‘prince’、すなわち「公(侯)」概念が登場したといえる。ヤロスラフ・プラウダでは、条文上こうした‘prince’という文言は用いられてはなかった。すなわち、あくまで一般人の生命、身体ほかに対する侵害に関し、それを賠償すべき具体的な金額を決定していたに過ぎなかった。これに対し、ヤロスラフの子等のプラウダでは、一般人のほかにも、「公(侯)」に属する従事者、馬、蜜蜂巢ないし蜜蜂巣箱というように、「公(侯)」と、それ以外という区分が設けられたといえる。敷衍すれば、ヤロスラフ・プラウダでは、商人を含む一般自由人と奴隷が同プラウダの保護の客体として挙げられていたところ、ヤロスラフの子等のプラウダではこれらに加え、「公(侯)」が挙げられ、公(侯)に従事する者ないし公(侯)の所有物に関する諸規定が設けられることとなったのである。

なお、公(侯)に従事する者の生命・身体ないし「公(侯)」の所有物に対する侵害については、以下の通り一般人への侵害に対する制裁よりも、より重い罰金がかされ、前者に対しては、手厚い保護が図られている。すなわち、公(侯)の使者に対する不法な殺害については80グリブナ(第19条)、「公(侯)」の裁判官への殺害に対する80グリブナ(第22条)、「公(侯)」の農場管理者及び田畑監視者の殺害に対する12グリブナ(第24条)、「公(侯)」の領域内における契約就労者の殺害に対する5グリブナ(第25条)、「公(侯)」の刻印を押した馬の窃盗ないし窃取に対する3グリブナ(第28条)、「公(侯)」の蜂蜜巣箱に対する放火または損壊に対する3グリブナ(第32条)というように、「公(侯)」とそれ以外を分け、「公(侯)」に属する者または動物や樹木を含む物に対する侵害については、——農民を含む一般自由人のそれよりも——プラウダ(現代にいう国家刑法)上の保護を図った特徴がみられる。なお、同プラウダでは、「公(侯)」に従事する業務についても個別的に細分化が図られ、上に示した通り、各分野に携わる具体的な規定として置かれていることが大きな特徴といえる。

（4）その他の特徴

その他の特徴として指摘されるべきは、ブラウダ（現代にいう国家刑法）上保護されるべき客体がより具体的に定められることとなった点である。例えば、家畜に対しても、単なる家畜という表記にとどまらず、牝牛の窃盗に際する「公（侯）」の従事者に対する殺害（第 21 条）、鳩又は鶏に対する窃盗については 9 クナー、鴨・鶯鳥・鶴又は白鳥の窃盗に対しては 30 レザーナ、60 レザーナの罰金（第 36 条）。他人の犬又は大鷹又は鷹の窃盗に対する 3 グリブナ（第 37 条）、羊・山羊又は豚の窃盗に対する 60 レザーナ（第 40 条〔共犯における各人の責任（罰金）〕）というように、窃盗における客体がより詳細に定められ、保護されるべき各経済的価値が具体的に示されることとなった。

とりわけ、牝牛に対しては 1 グリブナ、牝牛については一般に 40 レザーナであるところ、3 歳の牝牛については 15 クナー、1 歳の子牝牛については半グリブナというように、また子羊については 1 ノガータ、去勢羊については 1 ノガータ（第 28 条）と、同様に上で指摘した通り、「公（侯）」の刻印が刻まれた馬に対する 3 グリブナ、農民の馬に対する 2 グリブナ（同条）というように、家畜の価値を個別的に定め、これらの所有権（ないし占有状態）に対する侵害、すなわち窃盗につき——盗取された客体に対する経済的価値を定め——、支払われるべき具体的な金額を決定している点にも特徴が認められよう。

家畜のほかにも、上に示した通り、公（侯）の蜂蜜巣箱（に対する放火または損壊）（第 32 条）など、当時の（市）民の生活上保護されるべき法益が個別的に示されたといえる。このことは、ブラウダ（現代の国家刑法）上保護されるべき客体に反映され、したがって経済取引・物の価額や価値について、それがブラウダ上「罰金」として支払われるべき具体的な金額として如実に顕れることとなったものと考えられる。

最後に、一般人についても、農民又は牧者に対する殺害（第 26 条）、橋梁建築者に対する支払表の明示（第 43 条）⁹²⁾ というように、具体的な職種

の区別が定められ、さらに奴隷についても乳母奴隷や教育奴隷という、従事する分野についての区別が設けられるに至っている(第27条)。

小括—1

以上のように、ヤロスラフの子等のプラウダに至ると、ヤロスラフ・プラウダでは記されていない特徴的な文言が用いられ、また公(侯)に関する概念が形成されたといえる。そして、もっとも顕著な特徴として挙げられるべきは、既に述べた通り、賠償金と罰金との分岐現象が認められた点である。ヤロスラフ・プラウダのもとでは、加害者から被害者に対して支払われるべきはすべて賠償金と解されていたところ、改訂ヤロスラフの子等のプラウダにおける幾つかの条文には分岐現象が確認され、公(侯)へと支払うべき「罰金」という概念が形成されるに至って、賠償金とは異なる——基本的には個人責任を前提とする——刑罰が科されることとなった。と同時にその罰金額は、多くの条文においてヤロスラフ・プラウダで示されていた賠償額のほぼ倍額となっていることを、一先ずここに確認する。

IV 拡大編纂

1 改訂ヤロスラフの子等のプラウダ他

次に、簡素編纂——であるルースカヤ・プラウダ及びヤロスラフの子等のプラウダ——と区別される拡大編纂について、本稿との関連で必要と思われる条文を取り上げ、本稿の目的にそって概観することとする。既述した通り、拡大編纂は——ヤロスラフの子等のプラウダを追補し改訂した——第1条から第52条をもって構成される「改訂ヤロスラフの子等のプラウダ」と、第53条から第66条をもって成る「ウラジミール・モノマフ法令」、そして第67条から第121条までの「その他の法令」という三部に分けられる。本稿は、各部に関する逐条解説を行うものでも、三者の構成や

92) 本条については、「建築組合長の勧告により規定されたものと」推察されるといふ(勝田・前掲注(7)「ルス法典研究」45頁)。

条文上の配列を含む各部の異同について検討を試みるものでもないため、考察の便宜上、三者を併せ拡大編纂をひとつとして、そのなかから検討すべき各条文を挙げその特徴や——用いられた文言に関する——意義について分析を行うものとする。とりわけ、本第Ⅳ節「拡大編纂」では、改訂ヤロスラフの子等のブラウダで復讐規定が廃止されたことの意義について検討する。次いで、拡大編纂に規定された主だった条文、すなわち、「公」刑罰と解され得る幾つかの条文や、これに関連する規定または何らかの補足ないし意見を加える必要があると考えられる条文に焦点を絞って検討を行う。

なお、第Ⅱ節「研究の視座」第2項「考察の方法」で既に指摘した通り、簡素編纂及び拡大編纂の両者または各編纂自体の構成や条文の配列あるいは分類については諸説あるところ、本稿はこの問題についての検討を目的としたものではないためこの課題を扱うものではないが、以下本節で検討する拡大編纂について、同編纂の基礎にかかわる誤謬と思われる説明が行われているため、ここで簡潔に指摘しておきたい。

本稿は既に第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第1款「復讐規定」で述べた通り、ロシア最古とされるルースカヤ・ブラウダのロシア語原文に関する解説の困難から、主だって G. Vernadsky, *Medieval Russian Laws*, 1969 や Daniel H. Kaiser, *The Laws of Rus'- Tenth to Fifteenth Centuries*, 1993 に拠るものであるが、——特に、前者に基づけば、改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおける石戸谷の紹介、すなわち「ヴェルナードスキイによる、ブラウダの区分」、

「c. 拡大本Ⅰ 改訂されたヤロスラフの息子たちのブラウダ

1～52 条（全 52 条）

d. 同 Ⅱ ウラジーミル、モノマフの法令

53～67 条（全 15 条）

e. 同 Ⅲ その他の法令

68～121 条（全 53 条）⁹³⁾

という論述ないし解説に関しては、「ヴェルナードスキイによる、ブラウダ

ダの区分」ではなく、こうした分類をしている原典を確認することはできなかった。すなわち、本研究は、G. Vernadsky が英訳したルースカヤ・ブラウダに関する、① 1947年に公刊された *Medieval Russian laws, translated by George Vernadsky, Columbia University Press*、及び② 1965年に出版された *Medieval Russian laws, translated by George Vernadsky, Octagon Books, ed.*、さらに③ 1969年に著された *Medieval Russian Laws translated by George Vernadsky, W. W. Norton, ed.* という、各著書について精査したが、いずれにおいても上に示された区分は行われてはなかった。

これについては、拡大編纂における条文の構成上、極めて重要な枠組みを供する編纂自体の基底を成すものであって、G. Vernadsky に拠るならば、法制史的観点からも刑法学的観点からも、上に示した区分については、

「c. 拡大本 I 改訂されたヤロスラーフの息子たちのブラーヴダ
1～52条(全52条)

d. 同 II ウラジーミル、モノマフの法令
53～66条(全14条)

e. 同 III その他の法令 67～121条(全55条)」⁹⁴⁾
という訂正が行われることとなろう。

(2) 復讐規定の廃止の意義

① 第2条の意義

改定ヤロスラフの子等のブラウダには、その第1条で復讐規定が置かれていた。

第1条は、以下のように規定していた。すなわち、
article 1.

If a man kills a man [the following relatives of the murdered man

93) 石戸谷・前掲注(8)39頁脚注(15)。

94) G. Vernadsky, *Medieval Russian Laws*, W. W. Norton ed., 1969, pp.35-56. に関する、本研究による各条文の編集及び構成。

may avenge him]: the brother is to avenge his brother; the son, his father; or the father, his son; and the son of the brother [of the murdered man] or the son of his sister, [their respective uncle]. If there is no avenger, [the murderer pays] 40 grivna wergeld. Be [the murdered man] a [Kievan] Russian — a palace guard, a merchant, an agent, or a sheriff — be he an Izgoi, or a [Novgorodian] Slav, his wergeld is 40 grivna.

という規定である。

しかし、同規定は父ヤロスラフの死後、子等の会合をもって次条によって廃止され、「罰金」の支払いが求められることとなったのである⁹⁵⁾。すなわち、かつてヤロスラフ・ブラウダ第1条で定められていた殺人「賠償金」‘wergeld’が、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第1条において——公（侯）の councilor 顧問官または steward 家令（執事）、すなわち公（侯）の上級従事者に対する 80 グリブナの ‘wergeld’ と、それ例外の従事者に対する 40 グリブナ、また宮廷護衛（palace guard）、商人、貴族、イズゴイ（Izgoi）、スラヴ人（Slav）に対する 40 グリブナの ‘wergeld’ と、加害者の身分に応じて賠償額の金額における相違が設けられ、その支払いが求められる旨が定められることとなった。なお、ヤロスラフ・ブラウダ第1条では、殺人賠償金 ‘wergeld’ の金額については、身分の区別なく、すべて 40 グリブナとなっており、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第1条では身分によってその金額に相違がみられることとなった。ここに、——ヤロスラフ・ブラウダから改訂ヤロスラフの子等のブラウダへと移るなかで——「階級」刑法における展開という観点からは、発展がみられる。

ところが、ヤロスラフ・ブラウダ第1条で用いられていた人命賠償金 ‘wergeld’ という文言を含む同ブラウダ第1条の復讐規定が、廃止されることとなったのである。その旨が、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2

95) 勝田・前掲注(7) 46 頁。

条に記されている。すなわち、同ブラウダ第2条は、ヤロスラフ・ブラウダ第1条及び同第6条のみならず改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第1条で定めた復讐についてこれを廃止する旨を明示した規定である。ゆえに、形式的観点からは、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条は、何らかの具体的な権利・義務を定める条文という実体を有せず、ブラウダ編纂のため参集したヤロスラフの子等、すなわち諸侯会議の議事録を記したものと解され、したがって、一瞥するに改訂ヤロスラフの子等のブラウダは、同第3条以下の規定より成るものとも考えられる。

この点、本研究は、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第1条に、敢えて‘wergeld’という文言を明示したものと推察するものである。これは、かつてヤロスラフ・ブラウダ第1条において定められていた(人命)賠償金‘wergeld’については、復讐規定を含む改訂ヤロスラフの子等のブラウダ以降は、廃止によって行われることのない旨を明示すべく、第1条にかつて用いられた「(人命)賠償金‘wergeld’」をもって私人間に生じていた紛争につき、解決されていた復讐を廃止するという編纂者の意図を示したものと考えられる。ゆえに、敢えてかつて行われていた(人命)賠償金として支払われていた‘wergeld’という文言を用い、さらに身分による支払い金額に関する相違の可能性を示唆しつつも、次条の第2条で、かつてより行われてきた「血讐を廃止し」、これに伴って、復讐の代わりとして支払われていた「(人命)賠償金たる‘wergeld’の支払いも廃止される」という趣意の定めであると考えられる。

こうした考え方によれば、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条に対する評価、すなわち、①勝田の「本條は單に歴史的回想にすぎない」⁹⁶⁾、または②河村の「歴史的な追想として記されているにとどまる」⁹⁷⁾、あるいは③クリュチュフスキーによる「法律編纂者の言葉による法律の歴史的敘述である」⁹⁸⁾という見解とは異なり、本研究はヤロスラフ・ブラウダ第1条に

96) 勝田・前掲注(7) 69頁。

97) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラーヴダ』45頁。

設けられた復讐規定と改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条に記された血讐廃止にかかる規定の文言に関しては、さらに注視されるべきであると考える。敷衍すれば、「ルースカヤ・ブラウダにおける復讐規定の顕現とその廃止、わけても一連のブラウダ展開のなかで用いられることとなった人命金‘wergeld’概念がどのように変容していくこととなり、いかなる意義に解されていくこととなったのか」という問いへの探究を試みる本研究においては、同条は他の条文の如く個別的な権利・義務、あるいは具体的な刑罰を定める規定ではないものの、上の問題を解く鍵、すなわち問題解決への示唆を供する極めて重要な血讐廃止を定めた、重要な条文（注解）または注意規定であると考ええる。

本研究は、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条については、「歴史的回想」または「追想」あるいは「歴史的叙述」という解説で終わらせるべきではなく、各論者の指摘が妥当するならば、なぜこうした記載が article 2、すなわち「第2条として」、他の条文とともに列挙されたのか。また、列挙される必要があったのか。そもそも各論者の主張のように、「追想」や「回想」あるいは「歴史的叙述」であるならば、権利及び義務を定める「条文」をもって規定されるべき性質のものではなく、また他の条文と同列に記される必要、さらにいえば改訂ヤロスラフの子等のブラウダの冒頭に記されるべきものではなかったのではなかろうかと考えるものである。本条に関しては、上に指摘した通り「何等かの法律の本文でさへなくて」⁹⁸⁾、叙述と解する見解もある。

確かに、同ブラウダ第2条は他の条文と同様の内容を有するものではなく、その実体において主体、客体に関し記すことなく、個別的な刑罰を規定するものではない。こうした形式的な観点のみをもって考慮すれば、既述した通り、同ブラウダの編纂に参集した編纂者会議における経緯を示し

98) クリュチュフスキー〔著〕外務省調査局〔訳〕『ロシア史 第一巻』目黒書店（1946）221頁。

99) クリュチュフスキー・前掲注（98）221頁。

た記録と捉えることもできる。しかしながら、本研究は、既に各条文における具体的な文言に関する第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第1款「復讐規定」の検討を介して検証してきた通り、ヤロスラフ・ブラウダ第1条には復讐権が定められ、また同第6条には被害者の「子等」における復讐権が認められた。のみならず、復讐義務が課されることを確認してきた。ここに、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ「第2条」は、血讐に関する権利・義務の廃止を定めたもの、換言すれば「血讐廃止」を明示した定めであった。

しかしながら、本研究は G. Vernadsky 見解を含む上の所論に対し、その実体に着目する必要があるものとする。すなわち、既述してきた通り、同ブラウダ第2条は、ヤロスラフ・ブラウダで明文化された復讐権を廃止する旨の規定である。これは、かつてより行われてきたヤロスラフ・ブラウダ第1条で定められていた復讐による集団責任の追及、のみならず同第6条で認められていた、「子等」の復讐（懲罰）権及び復讐義務を廃止する旨の定めである。そうだとすれば、刑事法学的観点からは、これを取えて改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条に、総則的な規定として設けたものであると考えることができる。敷衍すれば——幾つかの例外はあるものの——、同ブラウダ「第2条こそが」、かつての集団責任論から個人責任論へと向かうこととなった、いわば転換点となるべき定めであり、これを単なる歴史的「回想」または「追想」あるいは歴史的「叙述」と捉えることは、必ずしも適切ではないと考える。

この点、G. Vernadsky は、同ブラウダ第2条について、“This is obviously not a formal clause but a note on the enactment of Iaroslav’s sons.”¹⁰⁰⁾と論じている。敷衍すれば、同条をもって復讐を廃止する旨を取えて明示した、on the enactment 改訂法の制定に際して示された‘a note’、すなわち「注記」ないし「注釈」と解説している。

100) Ibid., G. Vernadsky, p.35.

こうした見解によるならば、同条は上の歴史的「回想」または「追想」あるいは歴史的「叙述」ではなく、また on the enactment 改訂法の制定に際して示された注記 ‘a note’ にとどまらず、かつてより行われてきた復讐、のみならずそれを解決してきた「人命賠償金 ‘wergeld’」につき、同ブラウダ「第2条をもって」これを廃止する旨を敢えて明示した、——集団責任から個人責任への布石を敷いた——「規定」、少なくとも「注意規定」と解することが妥当であると考ええる。

なお、今後、法制史学的観点から、——かつて世界最古といわれたハムラビ法典に先行したウル・ナム法典、リピト・イシュタル法典、エシュヌナ法典の発掘の如く——ロシアにおいて、さらに古い法典の発見があり得るものとも考えられる。しかしながら、本稿における一連の考察を通じ論じてきたように、ロシア法学、わけでもロシア刑法学において、ルースカヤ・ブラウダ第1条における復讐規定の創設と改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条における血讐廃止に関する意義の重要性において、それが変わることはないものと考ええる。すなわち、時代が下がって、さらに新たな法の発見があったとしても、同国刑法の、個人責任へと向かった道程に敷いた、その布石と軌跡における同ブラウダの意義は変わるものではなく、両者、とりわけ血讐廃止の規定を取めた改訂ヤロスラフの子等のブラウダは、ロシア刑法学の嚆矢と捉えられ得るものと考えるのである。

② 検討

そこで、本第2款「復讐規定の廃止の意義」では、血讐規定の廃止を定めた第2条を挙げ、検討していくこととする。

第2条は、以下のように規定する。すなわち、

2. По Ярославе же паки совкупившесе сынове его: Изяслав, Святослав, Всеволод и мужи их: Коснячъко Перенег, Никифор и отложища убиение за голову, но кунами ся выкупати; а ино все, яко же Ярослав судил, такоже и сынове его уставища.¹⁰¹⁾

以下の英訳は、G.Vernadsky に拠る。

article 2.

And after Iaroslav his sons: Iziaslav, Sviatoslav, and Vsevolod, and their councilors: Kosniachko, Pereneg, and Nikifor met in a conference and canceled the [custom] of blood revenge, and [instead ordered] composition of [*the crime*] by money. And as to anything else, all that Iaroslav had decreed, his sons confirmed accordingly¹⁰²⁾.

ルースカヤ・ブラウダの起点となった、ヤロスラフ・ブラウダで設けられていた復讐規定に関し、これが改訂ヤロスラフの子等のブラウダの編纂の折にそれが廃止されたこと、すなわち第2条に関し、勝田は「血讐を廃止し、[その代りとして] 金銭による贖罪を[決定した。]」¹⁰³⁾と訳出している。しかし、「贖罪」とは汎く罪を償うことを意味し、極めて多義的に用いられる文言である。時に私的賠償金として、また時に公的罰金として使用される術語であることから、‘composition of the crime’を正しく反映させるべく、第2条では、「復讐を廃止し、代わってこれを「犯罪」として構成し、金銭をもって支払う」、すなわち ‘composition of the crime by money’ は、刑罰としての(公的)「罰金」と訳出することが適切であると考える。さらに、勝田は上の訳出に加え、同条に関し次のような解説を行っていた。すなわち、「血讐が廃止され、代りに刑罰が導入され」¹⁰⁴⁾た、という説明である。ここに、その訳出における「金銭による贖罪」と、代わりに導入されたという「刑罰」は、イーコールで結ばれるところ、前者は贖罪金すなわち、私的賠償金とも解され、また後者においては公的——解釈によっては私——刑罰と解される。

101) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.20.

102) Ibid., G. Vernadsky, p.35.

103) 勝田・前掲注(7) 46頁。

104) 勝田・前掲注(7) 68頁。

本研究は、ここに、①贖金あるいは「金銭による贖罪」という勝田の訳出をもっては、簡素編纂から拡大編纂へと移っていくなかで、それが私的制裁から公的制裁へと変遷していく、最も特徴的な規定と称すべき復讐規定の創設とその廃止において、両者の意義を正確に反映することはできないものとするのである。同じく、②勝田の同第2条における「刑罰」という注解をもっては上の変遷、とりわけ復讐規定の創設とその廃止における趣意を十分に説明し得るものではないと考える。

その理由は、以下による。すなわち、例えば、我が国にいう「刑罰」とは、刑法第9条「刑の種類」の「死刑、懲役、禁固、罰金、拘留及び科刑を主刑とし、没収を付加刑」を指すところ、そこでは諸種の刑が明示されるのであって、同ブラウダの同条に関する説明において、「それに代わる『刑罰』」という勝田の注解は、必ずしも正確なものではないと考える。それは、同条に記されたように、‘composition of [the crime] by money’にいう‘[the crime] by money’は、まさに金銭の支払いをもって行われる「刑罰」、すなわち「罰金」を指すのであって、ここでは刑の総称である「刑罰」として解説を行うのではなく、諸種の刑罰のなか、わけでも本条における解説にあたっては具体的に「罰金」と示すことが必要であったと思われる。こうした訳出の必要性は、第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第5款「第2条の訳出及び解釈」及び同第6款「他の諸規定」でも示した通り、ヤロスラフ・ブラウダの諸規定では、主だって‘offense’、‘offender’という文言が用いられていたところ、改訂ヤロスラフの子等のブラウダでは上の第2条からも明らかな通り、‘crime’という文言となっている。本研究はこの変化こそ、私的賠償金から公的罰金へと変遷していく、「分岐」現象であり、本条こそが一連のブラウダにおける分岐点であるとするのである。

この点、勝田自ら「血讐は敷衍（拡大：括弧内筆者加筆）編纂の時代に妥當した法ではな¹⁰⁵⁾い、ことを認めている。拡大編纂の時代において復讐が妥當しないということは、勝田自身も分析した通り、簡素編纂から拡大

編纂へと移行するなかで、かつての賠償金が「公的國家的罰金を意味する罰金(プロダージャ)に轉化する」¹⁰⁶⁾、すなわち改訂ヤロスラフの子等のブラウダ期が私的復讐期を脱したことを意味するものであって、復讐期を過ぎたということは、そこで支払われるべき金銭は贖罪金ではなく——賠償金をこれとは別に残存させつつも——、それは賠償金とは異なる、公刑罰としての「罰金」と考えられる。この問題は、簡素編纂から拡大編纂へと移り変わるなかで、極めて重要な問題であるところ、本研究は上の勝田の——一方では「金銭による贖罪」すなわち「贖金」とし、他方では「刑罰」と解する——説明については十分とはいえず、同条の解説においてさらに詳述されるべきであったと考える。

ヤロスラフ・ブラウダにおける復讐規定が改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り廃止されることとなったことについては、敢えて繰り返し論じてきた。改訂ヤロスラフの子等のブラウダでは、かつてヤロスラフ・ブラウダで公認されていた私的復讐を廃止し、むしろこれに対して公刑罰たる「罰金」を科すことになったのである。これはかつての私的制裁から公的制裁へと移っていく、まさに象徴的な現象であって、同条の解説においては正確性が求められると考える。

(3) 「氏族・部族の血讐権」と「国家の刑罰権」

① 血讐の禁止と責任主体

上に述べた通り、本研究が改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条について、これがまさに象徴的な現象を示した条文であると論じるのは、以下の理由による。すなわち、ヤロスラフ・ブラウダ第1条英訳では、「復讐」と記されているが、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条の英訳においては、これが「血讐」と示されている。すなわち、ヤロスラフ・ブラウダ第1条では、‘avenge’, ‘avenger’ という文言が用いられた¹⁰⁷⁾。ところが、

105) 勝田・前掲注(7) 69頁。

106) 勝田・前掲注(7) 101頁。

改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条は、‘avenge’, ‘avenger’ではなく、‘blood revenge’¹⁰⁸⁾という文言をもって表記されている。「復讐」も「血讐」も、同義であると思われるところ、敢えて改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条に‘blood revenge’を用いた意義は何か。本研究は、ここに、両者の相違に注視する必要があるものと考ええる。

本研究の原点に戻って、ルースカヤ・ブラウダ、すなわち一連のブラウダの沿革を鳥瞰してみれば、ここに、かつて氏族・部族が有していた復讐権ないし血讐権は、どのような変遷を辿ったのであろうか、という問題が浮き上がってくる。本研究は、ここに、ロシア最古のルースカヤ・ブラウダが辿った史的変遷こそ、それを明らかにしてくれるものであると考えるのである。

ルースカヤ・ブラウダの最も古いヤロスラフ・ブラウダ制定以前のキーエフ共同体では、他の古代国家社会で行われていたと同様に、かつてより氏族・部族は自らの存続と名誉をかけ、復讐ないし血讐を行っていたと推察される。それは氏族・部族の権利であるとともに義務でもあり、これを共同体内の社会は——他の古代国家社会と同様に——公認していたと思われる。ヤロスラフ・ブラウダは、そうした古くより行われていた慣習を第1条に復讐規定として設けたと考えられる。そこでは、かつての氏族・部族という集団による復讐を止め、——父、子、兄弟、姉妹という——被害者と親族関係を有する個人に復讐権を認めた。時代が下がって、改訂ヤロスラフの子等のブラウダでは、「血讐」という文言をもってこれが廃止された。これに伴って、賠償金ではなく、——賠償金を残存させつつも——「公

107) Ibid., G. Vernadsky, p.26.

108) Ibid., G. Vernadsky, p.35.
article 2.

And after Iaroslav his sons: Iziaslav, Sviatoslav, and Vsevolod, and their counsilers: Kosniachko, Pereneg, and Nikifor met in a conference and canceled the [custom] of *blood revenge*, and [instead ordered] composition of [the crime] by money. And as to anything else, all that Iaroslav had decreed, his sons confirmed accordingly.

刑罰」たる「罰金」を科すことになったということは、上に論じてきたところである。

しかし、このことは単に私的刑罰から公的刑罰への変移という解説のみをもっては説明し得ない、被害者の「親族たる個人における血讐権の公認」と、「氏族部族における血讐権のはく奪」、そして「国家による血讐に関する——事実上の——権利の一部授權」と考えられる、「血讐権を巡る権利の移転」が——あたかも潜在のうちに——行われていたと考えられることを意味するものであって、私刑から公刑への変遷の実体、すなわちその背後に存在し移転していた「血讐権の行方」に着目されなければならないと考える。

復讐ないし血讐が制限ないし廃止されることの原因としては、一般に「復讐ないし血讐によって社会秩序が乱される」がゆえに、次第に復讐ないし血讐は認められなくなっていく、という説明が行われている。しかし、それは社会秩序の維持という必要性の問題のみで解決されるべき事柄ではなく、「国家がこれ（氏族・部族という集団）に代わって加害者に対し復讐する」、すなわち公的制裁を加えるという、その実質において氏族・部族が有していた血讐権を、国家が代わってこれを行行使することを意味するものと考えられる。その意義においては、氏族・部族が有していた血讐権を、国家が有しこれを行行使することとなる、または国家に譲渡する、あるいは国家がこれをはく奪する、さらにはこれを禁止する、いずれの説明をもって、氏族・部族はかつて有していた復讐権、厳格にいえば血讐にかかる権利と義務とを放棄することになったのである。こうして、氏族・部族は責任主体からは排され、漸次個人がその主体となっていくのである。

② 血讐権と刑罰権

権力の統一化とともに、かつての集団責任は個人責任における濫觴へと移っていくのであるが、個人責任の台頭の前提には、かつての氏族・部族「集団ないし共同体がもとより有していた血讐権の放棄ないし復讐の禁止」

という実体があったことが特筆されなければならない。その復讐権が、ヤロスラフ・ブラウダ第1条において、いったん認められ、被殺害者と一定の血縁が認められる「親族たる個人が有する復讐権」の行使が定められた。しかし、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条では、これが廃止された。廃止にあたっては、***blood revenge*** を止め、刑法の責任主体における血族関係の排除をもって、さらに個人化が図られたものと考ええる。この個人化の過程において、かつての不法＝offense に関する概念の一部は、犯罪＝crime となり、復讐権は、——諸説ある¹⁰⁹⁾が、加害者に対する被害者の報復という実体をすべて捨象することなく——国家の台頭とともに、刑罰権という物理的強制力を伴う形式を採って登場することとなるのである。

このことは、氏族・部族制の瓦解を意味し、代わって国家が創成されたことを意味するものであると考え¹¹⁰⁾。ヤロスラフ・ブラウダ第1条に復讐規定が設けられたことは、かつて行われていた復讐という慣習の名残を規定し、もって共同体内における社会秩序の維持を図ろうとしたものであると考えられる。他方、改訂ヤロスラフの子等のブラウダで血讐規定が廃止されたことは、社会秩序の維持を図ろうとしなくなったものということの意味するものではない。ここに、血讐の廃止ないし復讐権の消滅については、単に「社会秩序の維持」という理由のみをもって説明され得るものでないことが明らかとなろう。その実体は、——一般に行われる「社会秩序の維持」という説明にもかかわらず——かつての氏族・部族という親

109) この点については、本稿の目的から逸れるため、ここで論じることはしない。

110) 東スラヴが国家形成前において、いかなる社会体制にあったのかについては、清水陸夫『ビザンティオンの光芒：東欧にみるその文化の遺蹤』晃洋書房（1992）特に97頁以下。また、同地域における共同体の意義に関する解説、さらに体制を巡る氏族制説か共同体説かに関する論争については、同・前掲注（77）『スラヴ民族史の研究』245頁以下。なお、清水は同246頁以下でルースカヤ・ブラウダに記されているヴェルヴィに焦点を当て、——古代ルーシの地域区分が百人団であったことに触れながら——これが血縁的な団体ではなく、地縁的な結合体と解する見解ほかを紹介している。なお、ヤロスラフ・ブラウダに記されているミールについては、同250頁以下。

「族」集団による「血讐権を排し」、氏族・部族をもって統制を図っていたかつての集団ないし共同体に代わって、国家へと公権力を集中化させはじめた国家権力がこれを行行使することを意味するものであると考える。ここに、blood revenge 概念は排され、代わって国家刑罰権 power to punish、敷衍すれば the state has the right to impose a penalty 国家が（「族」集団ないし「族」共同体に代わって、復讐するまたは復讐に代わる）刑罰を科す（復讐）権利、厳格に言えば authority of the state to impose punishment 国家が刑罰を科すことをその権限として確立化させることとなる。

ここに、国家が族集団ないし族共同体に代わって、その権利を行行使することとなった。しかるに、その権利とは、刑罰権といわれるものである。国家が刑罰権を行行使するということは、敢えて繰り返し述べるように、かつて氏族・部族が有していた血讐権を国家が代わって加害者に対しこれを行行使するということを意味するものである。そうだとすれば、その主だった内実は、血讐権であったことが判明する。かつて「族」集団ないし「族」共同体が有していた血讐権の行使について、国家がこれを排し、国家が刑罰権という物理的強制力をもって、集団に代わってこれを行行使する、という説明が行われることとなろう。そうだとすると、国家刑罰権の主要な原初は、氏族・部族という「族」集団ないし「族」共同体が有していた血讐権と考えることができる。敷衍すれば、ヤロスラフ・プラウダ第1条において規定されていた人の生命に対する侵害に関する復讐権、のみならず同第6条によって定められていた人の身体に対する攻撃ないし反撃に対する復讐権に基づいて行使される復讐、換言すれば同プラウダ上保護されるべき最も重大な法益に対する侵害についての復讐について、これが廃止されむしろ禁止されることになったのである。しかるに、現行（国家）刑法上、最も重大な犯罪と解される人に対する生命、あるいは人の身体に対する侵害行為についての「復讐」罰権を国家がこれを排しこれを独占した、あるいは自ら「刑」罰権を専属的に創設したという経緯が認められよう。これは、現行刑法をもって保護されるべき、人の生命・身体という枢要な客体

については、もとより復讐権をもって保護されるべき客体であったことが明らかとなる。

ヤロスラフ・ブラウダ第6条は、以下のような規定であった。すなわち、
article 6.

If [anyone cuts another's leg and] the leg is cut off, or the [injured man] becomes lame, then the latter's sons have to chastise [the offender]¹¹¹⁾.

端的に言えば、加害者に対しこれを「子等が懲らしめる、ないし罰する権利」を有し、子等がこれを罰する、否、より正確には「子等がこれを罰しなければならない」と定めてあったのである。ここに、「復讐罰権」と「復讐義務」が確認される。なお、本条について勝田は、以下のような訳出を行っていた。すなわち、「若し〔何人かが、他人の足を切り〕足が落ち、又は〔被害者が〕不具となれば、その息が〔犯人を〕罰する」¹¹²⁾。上のように、勝田も「息が〔犯人を〕罰する」と示していた。

ここで、第6条における文言を仔細に検討すれば、“sons have to chastise”にかかる主体は、勝田が訳出した「息」ではなく¹¹³⁾、「子等」であり、行為は懲「罰」である。そして、当該行為については、懲罰しなければならないという義務が課されている。これは、被害者の子等が「復讐権」に基づくいわば「懲」罰権を有し、よって犯人を処罰することを意味するものであると考えられる。厳格に言えば、被害者の子等が、自ら有する「復讐」罰権ないし「懲」罰権に基づき、加害者に対し復讐罰あるいは懲罰を科す、という「復讐罰義務」ないし「懲罰義務」を負う。

これが、後に「刑」罰権を独占した国家が台頭すると、「復讐」罰権ないし「懲」罰権 chastise は排され、国家が「刑」罰権を行使するということ

111) Ibid., G. Vernadsky, p.27.

112) 勝田・前掲注(7) 34頁。

113) 仮に、本条の訳出において「息」という文言を用いるのであれば、「息等」または「息ら」という表記が必要であったと思われる。

になるのである。すなわち、被害者の「子等」が有する「復讐」罰権及び「復讐義務」について、国家の台頭とともに、国家が「復讐」罰権を排して、自ら「刑」を科す punish 権限を独占し、ここに、「刑」罰権と称するようになったものと考ええる。

ロシア最古とされるヤロスラフ・ブラウダ(簡素編纂)で認められていた復讐権は、未だ権力が統一化されていない、換言すれば氏族・部族集団ないし共同体が行っていた復讐の名残について、その権利の行使の主体に関し制限を加え、生命の侵害に対しては被殺害者の最近親者ひとりをもって、また重大な身体の傷害に対しては被害者の「子等」をもって、復讐を行い得るものと定めた。これは、その実体において、氏族制度が消滅ないしは廃止されていたことを意味するものであると考える。ゆえに、かつての慣習を慣習法であるヤロスラフ・ブラウダ第1条及び同第6条に書き留め、過度な復讐に対し制限を加えたものであったと考えられる。

時代が下がって、次第に権力の統一化へと向かうまさに過渡期にあった、すなわち国家権力の発生期のもとにあったヤロスラフの子等のブラウダ(簡素編纂)では上記第1条の規定はそのまま存続し、さらに下って国家が創設され権力が集約期に入った改訂ヤロスラフの子等のブラウダ(拡大編纂)のもとでは、上記(ヤロスラフ・ブラウダ)第1条は廃止されることとなったと考えられる。しかるに、かつて「族」集団ないし「族」共同体が有していた血讐権の行使は禁止され、本研究は、ここに——権力の集約化とともに刑罰権を国家が独占するという——国家権力創成期に入った、したがって血讐権に代わって国家刑罰権が台頭することになったものと考ええる。なお、ここにいう刑罰権とは、現代国家「刑法」にいう刑罰権と同義の意ではなく、民刑が混淆の常態にある同「ブラウダ」において、加害者に対し公(侯)が「罰金」を含む刑を科す権限を指す。

復讐権や刑罰権に関する検討は、それを基礎づける権力構造や社会の発展度ないし社会構造と切り離して考慮することはできず、簡素編纂から拡大編纂へと移っていくなかで、その起点となったヤロスラフ・ブラウダに

置かれた諸規定もまたその概念や解釈において変容していくことになるのである。

2 考察

これまでの考察においては、前第Ⅲ節「簡素編纂」第2項「ヤロスラフの子等のブラウダ」までの検討を介し、同ブラウダに設けられた規定のなかから、本稿の問題に関係すると考えられる幾つかの条文を各論的に挙げてきた。ルースカヤ・ブラウダは、既述した通り、時代の流れにそって追補や新設の条文を伴いながら簡素編纂から拡大編纂へと移っていくのであるが、——とりわけ、賠償や刑罰に関し——いかなる変容がみられたのであろうか。本第2項「考察」では、そこに認められると考えられる幾つの特徴を挙げ、論じていくことにする。

既に述べた通り、拡大編纂は上に検討してきた第1条から第52条までの「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」と、第53条から第66条までをもって成る「ウラジミール・モノマフ法令」、そして第67条から第121条までの「その他の法令」という三部から構成される。拡大編纂の——本研究の考察視点からの分析における——主だった特徴としては、保護されるべき法益が汎く認められ、ヤロスラフの子等のブラウダにおける諸規定をさらに深化させ、あるいは新しく追加が行われるなど、①規定の拡充化が図られたことである。また、②第Ⅲ節「簡素編纂」第2項「ヤロスラフの子等のブラウダ」第1款「人命金の顕在——bloodwite」で論じた、‘bloodwite’ という文言が多く使用されることとなったという点である。そして、③同様に、同節同項第2款「公的『罰金』概念の形成と『分岐』現象——fine」で論じた、‘fine’ という文言が同じく条文上、多数用いられるに至っているということである。さらには、④‘fine’に関連し、これが単なる‘fine’ という文言にとどまることなく、‘fine to the prince’ と、条文上明らかに「公（侯）」へ支払われるべき「公的罰金」という文言が用いられることとなったこと。そして、⑤ヤロスラフ・ブラウダで規定されていた賠償

金から、その賠償金を残存させつつも、これとは別に「罰金」に関する規定が設けられることとなった、その分岐現象と解し得る諸規定が多くみられることとなったことである。加えて、国家権力が確立化へと向かう国家創成に関する時代的なし時期的特徴と合わせたかのように、⑥「犯罪」概念が顕現し、‘offense’「不法」から‘crime’「犯罪」へという移行が読み取れる条文が確認されること、他にも幾つの特徴が認められるが、これを⑦「その他の特徴」として纏め、本第2項「考察」ではさしあたり上の7点に絞って、以下、順に論じていく。

(1) 規定の拡充化

第Ⅲ節「簡素編纂」の検討を介し明らかにしてきた通り、簡素編纂を構成する「ヤロスラフ・ブラウダ」及び「ヤロスラフの子等のブラウダ」では、主だって刑法に関する規定が設けられ、第14条(ヤロスラフ・ブラウダ)他に裁判手続規定が置かれていた。他方で、拡大編纂に至ると、「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」では、ヤロスラフ・ブラウダないしヤロスラフの子等のブラウダの規定内容を具体化して深化させた、あるいはこれをさらに詳細に規定するという方法をもって諸規定の拡充化が図られた。手続規定という観点からも、同様に詳細な規定が設けられることとなった。

本第2項「考察」第1款「規定の拡充化」では、拡大編纂の特徴について、①「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ他」と、②「その他の法令」に分け、主だって刑罰に関する規定を中心に、以下論じていくこととする。

① 改訂ヤロスラフの子等のブラウダ他

(a) 概観

改訂ヤロスラフの子等のブラウダ(拡大編纂)に至ると、各条文の内容に即して分類化が図られることになった。関係する条文が纏められ、条文の冒頭に主題が付されることとなった。すなわち、全体構造を表す THE ORDINANCES OF IAROSLAV, SON OF VLADIMIR ¹¹⁴⁾ という首題が付

され、これに続いて第1条が置かれている。同条では、ヤロスラフ・ブラウダ第1条で規定されていた復讐規定に加え、公（侯）の従事者（公の業務に従事する者）などに対する80グリブナと、その他に支払うべき40グリブナという区別を設けた。すなわち、ヤロスラフ・ブラウダ第1条では、被殺害者の生命侵害に対し、——身分の区別なく——すべて40グリブナの殺人賠償金の支払いが求められたが、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第1条では、被害者が公（侯）の従事者等であった場合には、一般人の倍額にあたる80グリブナの「罰金」が科される旨の規定になった。しかし、実質的に同条は、次条が血讐の廃止を明らかにしたことから、既に本第IV節「拡大編纂」第1項「改訂ヤロスラフ・ブラウダ」第2款「復讐規定の廃止の意義」「第2条の意義」で指摘した通り、他の論者はこれを事実上、「意味を有さず、かつての追想を記した叙述である」と論じている¹¹⁵⁾。

第2条については、上に指摘した通り、復讐規定の廃止を明らかにし、代わって罰金を科すことを定めている。続いて、「殺人に関し（On Homicide）」¹¹⁶⁾と主題が付され、共同体が支払うべき人命金に関する責任ほかを定めた第3条乃至第6条が設けられた。また、「原因（挑戦ないし扇動）なき殺害者に関し（Concerning [the Man] Who Kills [Another Man] in an Attack without Provocation）」¹¹⁷⁾という見出しのもとに、相手方の挑発なしに行われた殺人については、妻及び子等とともに追放され財産を没収される旨を定めた第7条以下のほか、人命金支払いの非協力者に対する（共同体における）助力の拒否（第8条）、人命金の徴収者に対する食糧等に関する諸規定が設けられた（第9条及び第10条）。続いて、「公（侯）の従事者に関し（Concerning the Prince's Officials）」¹¹⁸⁾という見出しのもとに、第11条乃至第14条で公（侯）の従事者につき、——一般自由人と区別し——

114) Ibid., G. Vernadsky, p.35.

115) 勝田・前掲注(7) 69頁。

116) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

117) Ibid., p.36.

118) Ibid., p.37.

手厚い保護が図られる規定が設けられている。さらに、「職人に関し (Concerning the Handicraftsman or Handicraftswoman)」¹¹⁹⁾という見出しのもとに、第15条では男女を問わず職人に対する殺害に関する12グリブナ、第16条では農民又は奴隷に対する5グブリナ、奴隷が女性であった場合の6グリブナ、第17条で男女を問わず教師奴隷に対する12グリブナ、同じく乳母奴隷に対する12グリブナの支払いを定めている。また、「通報された(嫌疑ある)殺人事件に関する人命金 (Concerning the Bloodwite in the Case of a Reported [Homicide])」¹²⁰⁾を定めた第18条及び第19条、「人命金の拒否(免除) (And if [the Defendant] Rejects the Bloodwite)」¹²¹⁾に関する定めを置いた第20条乃至28条、さらに「出血を伴った人について (If a Bloody Man Appears [to Seek Justice])」¹²²⁾という第29条乃至第31条までの規定と、続く「奴隷に関し (On Slaves)」¹²³⁾と定め、奴隷逃亡について規定した第32条、また「他人の馬への乗馬 (If Anyone Rides Another's Horse)」¹²⁴⁾として、第33条乃至第35条まで他人の馬の使用窃盗ほかに関する規定を設けている。

次に、「対決に関し (On Confrontment)」¹²⁵⁾という見出しのもとに、同一都市内で行われた調査に関する原告の対決について、調査が都市外の地方に及んだ場合の原告の、第三対決について他を定める第36条、続く「窃盗に関し (On Theft)」¹²⁶⁾という見出しのもとに市場で盗品または馬あるいは家畜を購入した場合、購入事実を証明するため2名の自由人または市場税徴収者を同伴しなければならない旨ほかを規定した第37条が設けられている。また、「盗取された奴隷を発見した場合 (If Anyone Finds His

119) Ibid., p.38.

120) Ibid., p.38.

121) Ibid., p.38.

122) Ibid., p.39.

123) Ibid., p.39.

124) Ibid., p.40.

125) Ibid., p.40.

126) Ibid., p.40.

〔Stolen〕Slave)〕¹²⁷⁾と題された第38条では、何人かが盗まれた自分の奴隷を発見し、これを捕えた場合に関する規定が置かれていた。続いて、「対決に関する詳細 (More on Confrontment) 〕¹²⁸⁾という見出しのもとに、自らの都市からキーエフ・ルーシ領域内の他の都市に対し対決を行わないこと等を定めた第39条が置かれている。

加えて、「窃盗に関し (On Theft) 〕¹²⁹⁾という見出しのもとに、窃盗犯が納屋で何らかのものを摂取した場合、窃盗犯人は犬のように殺害される旨などを定めている。また、「窃盗に関する詳細 (More on Theft) 〕¹³⁰⁾と題し、野外における羊山羊、豚の窃盗ほかを定めた第42条をはじめ、穀物窃盗 (第43条) や、盗品所有者の (他の物にかかる) 取り戻し及び年間の損害賠償金に関する規定 (第44条)、また公 (侯) が所有する馬及び一般人が所有する馬の窃盗に関する規定が置かれている (第45条)。さらに、「家畜に対する賠償について (And the Following Are the Amends for [Stolen] Cattle) 〕¹³¹⁾という見出しのもとに、牝馬、牝牛、牡牛、3歳牛、半歳牛、子牛など、あるいは豚、子豚、羊、去勢羊、また乗馬用として訓練されていない牝馬、牡馬、乳用牛など、家禽の種類や性別あるいは成長程度によって、農民から公 (侯) へと支払われるべき金額が個別的に定められていた (第45条のA)。そして、「窃盗者たる奴隷に関する公 (侯) の法令 (And in regard to Slaves Who Be Thieves, the Prince's Ordinance Is as Follows) 〕¹³²⁾という見出しのもとに、奴隷が窃盗を行った場合、奴隷に対しては罰金を科すことはないこと。これに代わって主人が (被害額の) 倍額を支払う旨を規定していた (第46条)。続いて、「貸付金の請求に関し (If Anyone Sues [Another] for Money) 〕¹³³⁾という見出しのもとに、貸付金銭の返還請求にもか

127) Ibid., p.41.

128) Ibid., p.41.

129) Ibid., p.41.

130) Ibid., p.42.

131) Ibid., p.42.

132) Ibid., p.42.

かわらず、債務者がこれを拒んだ場合、証人が宣誓することをもって当該金額を回収し得ること。貸付金に関し長期に亘って遅滞した場合、債務者は 3 グリブナを支払わなければならない旨 (第 47 条) 他 (第 48 条) が定められていた。

さらには、「保管に関し (On Storage)」¹³⁴⁾という見出しのもとに、商品保管に関しては、特段証人が求められるものではないこと。寄託者が不当な請求をした場合、保管者には宣誓が求められることなどを定めている (第 49 条)。加えて、「利息に関し (On Interest)」¹³⁵⁾という見出しのもと、利子付貸付又は蜂蜜あるいは穀物を利付で金銭を貸す場合、証人の立会が求められること他が定められた (第 50 条)。最後に、「月利に関して (On Monthly Interest)」¹³⁶⁾という見出しのもとに、第 51 条では金銭の短期貸付けのみを認め、貸金が 1 年間に及んだ場合、貸主は月利を廃止して年利 3 分の 1 を取ること他 (第 52 条) を定めていた。

(b) 商法に関する諸規定

上のように、拡大編纂の改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第 47 条には貸付金銭の返還請求に関する規定が設けられ、続く第 48 条には (金銭貸借における証人の不要性を定めた) 商取引の安全を図る規定、第 49 条には商品の保管にかかる寄託者についての規定、第 50 条では利息付金銭・蜂蜜・穀物の貸借に関する規定、第 51 条では月利に関する規定、第 52 条は金銭貸付に関する証人についての規定など、商取引の安全という観点から商法に関する諸規定が多く設けられ、——ヤロスラフ・プラウダにおける第 15 条の商業従事者についての定めから——多岐に亘る拡充化が図られた。

これは、当時のキーエフの地域的な特徴から、商業や手工業が盛んであ

133) Ibid., p.42.

134) Ibid., p.43.

135) Ibid., p.43.

136) Ibid., p.43.

り、当地の物産であった毛皮や蜂蜜などの他、奴隷を他国に輸出し商取引が積極的に行われていたことを背景とするものと考えられる。ヤロスラフ・ブラウダには、毛皮の一種のもと（獣皮）になったビーバーに関する規定や、同地で採取される蜂蜜、蜜蜂に関する規定、さらには奴隷に関する規定が多く確認されるが、これをさらに拡大化して商取引の保護を図ったものの、端的にいえば改訂ヤロスラフの子等のブラウダ時代に至り、商取引がさらに活発に行われることとなったことから求められた規定と考えられる。

キーエフやノブゴロドなどは、東スラヴ人諸族が集まる当時の主要な都市であった中心であったが、とりわけキーエフは、黒海、バルト海のみならずカスピ海という三海を繋ぐ商業路としての発達した都市であり、地理的にも要地としての役割を担っていた。そして、これらの都市の周辺地域では、上述してきた通り、狩猟や蜂蜜の採取が行われていたが、他にも漁業や河川・林間の諸生業の従事者が多く、鳩、鴨、鶏ほかの家禽業ほか、羊、豚、牛、馬などの飼育に関わる畜産業や耕作農業が盛んであった。こうした農業、畜産業の他にも養蜂業などが発達するなかで、国内外の商人が都市を往来し、手工業もすすみ、業者が現れて、船や武器、農具他の生産が行われるようになると、都市と周辺地域の相互依存関係がいつそう緊密となり、主要な都市を中心とする小規模な領域国家、すなわち商業都市国家が形成されることになっていくのである。こうした産業を含む経済及び社会状況を背景に、商業と商人の保護の必要性から、多くの関係条文が規定されたものと考えられる。

そして、「ウラジミール・モノマフ法令」に至っては、商人が海難（難船）や戦争（敵の軍）または火災に遭った場合、商人に対し過度な責任の追及（窮地に追いやること）はできない旨¹³⁷⁾を定めた商人保護規定、すなわち第

137) Ibid., p.45.

article 54.

If a merchant with another's money in his hands is shipwrecked or loses [his goods] in war or in fire, they should not apply pressure on him, nor sell his entire property, …….

54条が設けられた。他にも、債務奴隷の逃走に関する第56条や、債務奴隷が軍馬に損害を加えた場合に関する第57条、債務奴隷の売却に関する第61条、奴隷が自由人を殴打した場合に関する第65条など、主だって奴隷に関する規定が拡充化された。

② その他の法令

その後、追加されることとなった「その他の法令」では、第67条で髭の剃り落としに対する12グリブナの罰金が定められている。河村によれば、髭は古代ロシアにおいて男性の象徴であり¹³⁸⁾、その剃り落としについては強い非難が向けられた。ゆえに、ヤロスラフ・ブラウダ第8条で、口髭および顎鬚に対する剃り落としに対しては、「不法な加害」と捉えられ、12グリブナの賠償金の支払いが求められた。ヤロスラフ・ブラウダ第6条では指の切り落としに対する賠償金が3グリブナであったことに比べ、髭の剃り落としについては、ヤロスラフ・ブラウダでも改訂ヤロスラフの子等のブラウダでも、男性に対する侮辱ないし名誉毀損としての要素を含む行為であることから、12グリブナと定められたものと考えられる¹³⁹⁾。この点、上で論じてきた通り、第67条（「その他の法令」）に定められた12グリブナについては、ヤロスラフ・ブラウダ第8条の解釈とは異なり、「罰金」と解されるものとする。なお、歯に向けられた攻撃（侵害）に対する1グリブナについては、これを被害者へと支払うべき賠償金と解する。

しかるに、この点を河村は、「あごひげをそり落とす時、（被害者が）証こをもってきた上に、人々が（ljudie）（証人として）出るならば、罰金12グリブナ」¹⁴⁰⁾と規定された、という説明を行っている。この点、（頭髪の剃

138) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』86頁、同「ルースカヤ・ブラウダ III の本文とその解説 -1-」神戸外大論叢第3巻2号(1952.6)41-58頁、特に52頁。

139) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』12頁。

140) 河村・前掲注(138)「ルースカヤ・ブラウダ III の本文とその解説 -1-」52頁。

り落としを含む）当該行為については、ヤロスラフの教会規定に基づき、主教に対し 12 グリブナの罰金の支払いが求められ、公（侯）は行為者を罰した¹⁴¹⁾という。続いて、第 68 条では歯に対する攻撃に対し（証人がいれば）12 グリブナの罰金（及び 1 本の歯に対し 1 グリブナの賠償金）など、被害者の身体に対する侵害に関し、客体の拡大化を図ってこれに求められるべき罰金に関する規定が置かれている。

また、同法令では、「狩猟動物（狩った獲物）の窃盗に関し（On Theft of Game）」という見出しのもとに、以下のような規定が設けられていた。すなわち、

article 69.

If anyone steals a beave, 12 grivna¹⁴²⁾.

本条は、ビーバーの窃盗に対する 12 グリヴナの支払いを定めたものである。これについても、支払いの相手方が明らかにされていない。当時、ビーバーは寒さを凌ぐ毛皮を含む衣料品や敷物などの原材料として、あるいは近隣地域との経済取引における商品として、または公（侯）の収入たる課税の対象として、いうまでもなく個人の財産として、当時のロシアの社会における極めて重要な経済取引の対象となっていた。しかるに、ここにいる 12 ブリヴナに関しては、文言上支払いの相手方を明らかにするものではないが、商取引を含む私人間の経済活動、いわゆる取引の安全を図る規定と解するならば、これは罰金と解されると考える。

続いて、次条を確認する。第 70 条は、以下のように規定する。すなわち、

article 70.

If there are traces on the ground or any evidence of hunting, or a

141) 河村・前掲注 (138) 52 頁。なお、教会規定と同ブラウダとの関係、すなわち補充関係なのか重畳関係のかなどについては、言及されていない。この点については、宮野裕「ヤロスラフ賢公の教会規定——解説と試訳・訳注」北方人文研究第 2 号 (2009.3) 81-100 頁、特に 91 頁 (第 26 条)。

142) Ibid., G. Vernadsky, p.48.

net, the guild must search for the poacher or pay the fine¹⁴³⁾.

本条は、地面に狩猟の痕跡、網があった場合、共同体は密猟者を搜索するか、罰金を支払わなければならない旨を定めた規定である。本条においても、共同体において搜索することが求められ、犯人を発見することができなかった場合、共同体は罰金を支払うという趣旨の定めであると考えられる¹⁴⁴⁾。これは、共同体の連帯責任と解される。

そして、同法令には、取引の安全という観点からは、「蜂蜜巢の印に対する損壊 (If Anyone Obliterates the Sign on a Beehive [or Any Other Mark-er])」という見出しのもとに、以下のような規定も設けられるに至っている。これを定めた第 71 条以下は、次のように規定する。すなわち、
article 71.

If anyone obliterates the sign on a beehive, 12 grivna¹⁴⁵⁾.

本条は、蜜蜂巢の印を損壊した場合、12 グリブナの罰金を支払う旨を定めたものである。

続いて、第 72 条は、以下のように規定する。すなわち、
article 72.

If anyone cuts an apiary boundary [hedge], or plows through a field boundary, or bars [another's] yard boundary by paling, 12 grivna fine¹⁴⁶⁾.

本条は、改訂ヤロスラフの子等のプラウダに至り、それ以前のヤロスラフ・プラウダにおける規定をより詳細にした定めの典型的な例であり、以下に示すヤロスラフ・プラウダ第 34 条に、養蜂所境界垣の切り倒しや他人の邸宅の境界柵の損壊を加え規定したものと考えられる。

なお、本条創設の基礎となったと考えられるヤロスラフ・プラウダ第 34

143) Ibid., p.48.

144) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・プラーヴダ』87-88 頁。

145) Ibid., G. Vernadsky, p.48.

146) Ibid., p.49.

条は、以下の規定である。すなわち、

article 34.

And if anyone plows beyond the bound [of his property] or beyond a hedge, 12 grivna for the offense¹⁴⁷⁾.

次に、第 73 条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、
article 73.

If anyone cuts a landmark oak, 12 grivna fine¹⁴⁸⁾.

本条は、標識としてのオークを切り倒した場合、12 グリブナの罰金がかかる旨を規定したものである。

続いて、第 75 条及び第 76 条を確認する。第 75 条は、蜂蜜巣を窃取する規定である。当時のキーエフでは、蜂蜜は極めて重要な経済的価値を有する財物と解されていた。いうまでもなく公（侯）が所有する蜂蜜房のほか、共同体も所有し、富裕層をはじめ個人が森のなかの木に自らの印を記し所有していた。蜂蜜ないし蜜蜂巣に対するこうした財産的価値を保護するため、「その他の法令」では、「蜜蜂巣については、以下の通り（[And the Following Is on Beehives]）」という見出しのもとに、第 75 条乃至第 77 条、とりわけ第 75 条及び第 76 条で蜜蜂巣ないし蜜蜂に関する規定が設けられている。

第 75 条は、以下のように規定する。すなわち、
article 75.

If anyone cuts a beehive [from a tree], 3 grivna fine; and for the tree [on which the beehive is placed], half a grivna¹⁴⁹⁾.

本条は、蜂蜜房の（木から）切り取りに関する 3 グリブナの罰金及び蜜蜂巣を置いた木の切り倒しに関する半グリブナの支払いを定めた規定である。

続いて、次条では蜜蜂に関する規定が設けられていた。第 76 条は、以

147) Ibid., p.33.

148) Ibid., p.49.

149) Ibid., p.49.

下のように規定する。すなわち、
article 76.

If anyone carries the bees away, 3 grivna fine; and for honey, in case it had not been already cut out, 10 kuna. For [damaging] a honeyless beehive, 5 kuna¹⁵⁰⁾.

本条は、蜜蜂窃盗の既遂に対する3グリブナの罰金と、その未遂に関する規定である。すなわち、同条は「蜜蜂 (pcheli) をとりだす時は3グリブナの罰金、そして蜜に対しては、蜜蜂がとりだされていなければ、10クナー。しかし、からの蜜蜂の巣 (olek) であれば5クナー」¹⁵¹⁾ というものである。当時の共同社会では蜂蜜を作り出す蜜蜂は財産的価値の高いものとして経済的な評価が与えられていたことがうかがえる。他方で、同条にいう「罰金」が被害者に支払われるべき賠償金と解するのか、換言すれば私刑としての私刑罰なのか、あるいは公的機関に支払うべき公刑罰として解されるべき「罰金」であるのか、必ずしも明らかにされていない。

この点、上で検討した第69条における「ビーバーの窃盗に対する12グリブナ」の解釈と同様に解するならば、蜜蜂及びその活動の結果として得られる蜂蜜は、当時のルーシにおいて極めて財産的価値の高いものであり、私人間で行われる取引の安全という観点から考慮すれば、同様に罰金であったと解されよう。

(2) ‘bloodwite’ に関する諸規定

ヤロスラフの子等のブラウダで条文上用いられることとなった‘bloodwite’「人命金」という文言は、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至っても同様に用いられている。その代表的な例を以下に挙げることにする。

改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第3条乃至第5条は、以下のように規

150) Ibid., p.49.

151) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラーヴダ』90頁、同・前掲注(138)「ルースカヤ・ブラーヴダⅢの本分とその解説-1-」54頁。

定する。すなわち、

article 3.

If anyone kills a prince's man in a highway attack, and the [local people] do not search for the murderer, the guild within the territory where the body lies has to pay the bloodwite [which, for the prince's official, is] 80 grivna, and for a commoner, 40 grivna¹⁵²⁾.

本条は、もし公（侯）の従事者が殺害され、村民が犯人を捜査（逮捕）しない場合、被害者の遺体が存した共同体は、人命金として 80 グリブナを支払う。これが一般人の場合、40 グリブナを支払う旨の規定である。改訂ヤロスラフの子等のブラウダで条文上、顕在化した‘bloodwite’という概念は、——ヤロスラフの子等のブラウダにおける概念を継いだものであると考えられる。同条においても、被害者が公（侯）の従事者であった場合には 80 グリブナ、一般自由人ないし平民であった場合には 40 グリブナと、その罰金の金額に関し区別が設けられている。ここに、階級刑法の典型的な具体例をみることができる。公（侯）の従事者の生命に対しては、特権階級として一般自由人ないし平民の倍額の人命金をもって保護されていた。

本条では、第Ⅲ節「簡素編纂」第 2 項「ヤロスラフの子等のブラウダ」第 1 款「人命金概念の顕在——bloodiwite」で論じたような、「ヤロスラフの子等のブラウダ」19 条にみられた括弧は付されていない。もとより、ヤロスラフの子等のブラウダ第 19 条における人命金については括弧が付され、——その法的性格についての対立はあるものの——被害者へと支払われる賠償金ではなく公（侯）へと支払われるべき「罰金」と解されたが、——同ブラウダにおける括弧付き‘bloodiwite’を経て——、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り、括弧が外された。ここに、公権力の集約化とともに‘bloodiwite’の概念も変化し、条文上——括弧が外され——それが顕在化することとなったものと考えられる。同第 3 条における‘bloodwite’

152) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

「人命金」についても、それは公(侯)へと支払うべき公的な「罰金」と解されるものとする。

続いて、第4条を確認する。第4条は、以下のように規定する。すなわち、

article 4.

And if a guild has to pay a “dark” bloodwite, its members [are allowed] to pay [in installments] for several years, since they pay on behalf of [an unknown] murderer¹⁵³⁾.

同条については、後の第IV節「拡大編纂」第3項「“dark” bloodwite の解釈」及び第4項「共同体が支払う人命金」で詳述する。

さらに、第5条を確認する。第5条は、次のように規定する。すなわち、
article 5.

If the murderer appears within the guild [after the payments of the “dark” bloodwite have been already started], let him pay the balance, since they [the members of the guild] had helped him by starting payments of the “dark” bloodwite. But in any case they shall together pay 40 grivna [as bloodwite] in full; and as to the hot, it is only the murderer who pays it; and he pays his share of the 40 grivna [bloodwite]¹⁵⁴⁾.

本条は、後に殺害犯人が共同体に現れた場合、——共同体は人命金の支払いに関し、殺害者に経済上の支援を行ったゆえ——残金を支払わせなければならない旨を規定したものである。共同体と殺害犯人はともに40グリブナを支払う。但し、頭金については、被害者の遺族に対し殺害犯人が支払うものとされる¹⁵⁵⁾。なお、本条は、加害者から遺族へと支払うべき人命金についての‘bloodwite’ではなく、共同体と連帯して支払うべき性質

153) Ibid., p.36.

154) Ibid., p.36.

155) 勝田・前掲注(7) 70頁。

のものである。

こうした‘bloodwite’については、上に指摘した通り、——ヤロスラフの子等のブラウダ第 19 条で付されていた括弧が外され——改訂ヤロスラフの子等のブラウダの条文上、明文化されることとなったのであるが、基本的にこの人命金は遺族に対する賠償金として捉えられるものではなく、——人命金概念の形成過程とその展開を踏まえれば——公（侯）へと支払われるべき（公的）罰金と解することが妥当であると考ええる。

こうして、ルースカヤ・ブラウダにおける人命金の概念もまた、ゲルマン法の Wergeld と同様の変遷を辿ったものと考えられる。すなわち、ヤロスラフ・ブラウダ第 1 条で定められていた被害者に対する人命金は、——かつての慣習を反映させるように——被殺害者の遺族に支払われるべき賠償金としての要素を濃厚に伴うものであったが、後のヤロスラフの子等のブラウダ第 19 条及び改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第 30 条において支払われるべきと定められた人命金については、公（侯）へと支払われるべき罰金の性格を伴うものとなってきた¹⁵⁶⁾ことが明らかとなろう。こうした理解に基づけば、ブラウダに記された人命金については、ヤロスラフ・ブラウダ及び改訂ヤロスラフ・ブラウダにおける第 1 条（の‘Wergeld’規定）を除き、被殺害者の遺族へと支払われるべき賠償金ではなく、その本来的な役割から導かれるように¹⁵⁷⁾、公（侯）へと支払われるべき公的な「罰金」であると解される。

なお、改訂ヤロスラフの子等のブラウダを仔細に検討していけば、第 11 条に‘wergeld’という文言が用いられていることが確認される。本研究は、既に指摘した通り、‘wergeld’という文言の解釈に関しては、復讐の廃止に伴って、かつてより加害者側から被害者側へと支払われていた、いわゆる贖罪金としての性格を伴った意義としての‘wergeld’を「基本的に」禁じ

156) 勝田・前掲注 (7) 102 頁。

157) この点の解説については多くの文献があるが、さしあたり安藤・前掲注 (15) 「刑法の分化史」特に 134-141 頁。

たものであると考える。

他方で、G. Vernardsky は以下に示すように、第 11 条に関し ‘wergeld’ という文言をもって訳出している。この点で、‘wergeld’ という文言については、同プラウダのもとでは、いわゆる「贖罪（賠償）金」の意として「解され得る」余地を残していると考えることができる¹⁵⁸⁾。上に指摘した第 11 条は、以下のように規定する。すなわち、

article 11.

And [the wergeld] of the prince’s page, or groom, or [man] cook is 40 grivna¹⁵⁹⁾.

本条は、公（侯）の奉仕者（公僕）、馬丁、厨房員（料理人）を殺害した場合、‘wergeld’ について、40 グリブナの支払いを定めた規定である。ここに、‘wergeld’ とは、公（侯）へと支払うべき「罰金」の意ではなく、公（侯）へと支払われるべき（損害）賠償金であるとも「解し得る」余地を残していることを念のため付言する。こうした解釈は、同様に第 12 条以下でも「展開され得る」余地があるものとする。第 12 条は、以下のよう

に規定する。すなわち、

article 12.

And for the palace steward and the stable steward, 80 grivna¹⁶⁰⁾.

同条には、‘wergeld’ という文言は用いられていない。しかし、前条と同じく、公（侯）の家令（執事）や厩務員に対する殺害については、これを公（侯）に対し損害賠償として、80 グリブナの支払いが求められると「解し得る」旨の規定である。同様の解釈は、同プラウダ第 13 条及び第 14 条にも同様に「行われ得る」余地を残しているものとする。

さらに、同条の解釈に関する詳細については、後に検討する第Ⅳ節「拡大編纂」第 2 項「考察」第 2 款「‘bloodwite’ に関する諸規定」で言及する

158) この点については、河村・前掲注 (28) 53-56 頁。

159) p. 37.

160) p. 37.

こととする。

上に挙げたのは幾つかの例であるが、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り、‘bloodwite’ という文言は多く用いられることとなった。念のため、ここで関係条文のみ挙げれば、第 8 条乃至第 11 条、第 18 条乃至第 20 条、第 30 条にこれが確認される。

最後に付言すれば、‘bloodwite’ については、拡大編纂の最終部を構成する「その他の法令」のなかでも、第 88 条及び第 89 条のほか、第 107 条で規定されている。

(3) ‘fine’ に関する諸規定

改訂ヤロスラフの子等のブラウダの創設に至り、最も顕著な特徴と考えられるのは、条文上に ‘fine’ という文言が、多数用いられることとなった点である。‘fine’ という文言については、第Ⅲ節「簡素編纂」第 2 項「ヤロスラフの子等のブラウダ」第 2 款「公的『罰金』」概念の形成と『分岐』現象——fine」でも述べた通り、簡素編纂に収められたヤロスラフの子等のブラウダでも——分岐現象を伴った形で——その第 35 条及び第 36 条ではじめて用いられたことは既に指摘した¹⁶¹⁾ところであるが、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至っては、上の ‘fine’ という文言が頻用され、「罰金」に関する規定が多く設けられたことである。このことは、刑法上保護されるべき生命、身体、財産における各客体が拡大化されたことを意味するものであると考える。また、刑法のみならず、私法上保護されるべき法益も多く確認される。このことは、刑法のみならず多岐に亘る分野において保護されるべき法益が認められたことを意味するものであり、そのこと自体が改訂ヤロスラフの子等のブラウダの特徴といえる。

本第 3 款「‘fine’ に関する諸規定」では、刑法に関する保護されるべき

161) なお、第 35 条及び第 36 条については、分岐現象を伴った形で ‘fine’ という文言が用いられていることを指摘した。この点、‘fine’ という文言のみに注視すれば、第 40 条及び第 41 条 (Ibid., G.Vernadsky, p.33.) にもそれが認められる。

法益の侵害として、加害者に対し科されるとされた「罰金」、あるいは奴隷が犯した窃盗については、(特定の場合) 罰金は科せられることはない(第46条)という、「罰金」に関する規定に焦点を絞って詳述することとする。

以下に、敢えて英訳による具体的な条文を挙げてみると、次のようなものである(長文の場合は、一部抜粋とする)。すなわち、
article 23.

If anyone strikes [another] with a sword without unsheathing it, or with the hilt, a 12 grivna *fine* for the offense¹⁶²⁾.

article 28.

If he cuts any of the fingers, a 3 grivna *fine*, and one grivna of kuna to the injured man¹⁶³⁾.

article 29.

……, he needs no eyewitness [to prove the offense], and [his assailant] pays a 3 grivna *fine*; if ……¹⁶⁴⁾.

article 30.

If anyone strikes another with a sword but does not kill him, [he pays] a 3 grivna [*fine to the prince*] ……¹⁶⁵⁾.

article 31.

……, two eyewitnesses are to be brought, and the *fine* is 3 grivna; ……¹⁶⁶⁾.

article 32.

And if a slave should conceal himself, …… , he may take his slave and he [who concealed the slave] pays three grivna *fine*¹⁶⁷⁾.

162) Ibid., G. Vernadsky, p.39.

163) Ibid., p.39.

164) Ibid., p.39.

165) Ibid., p.39.

166) Ibid., p.39.

167) Ibid., p.40.

article 33.

If anyone rides another's horse without asking [the owner's permission], three grivna *fine*¹⁶⁸⁾.

article 36.

And if the investigation takes place in the same town, the plaintiff has to go to the last confrontation; …… he pays the damages as well as the *fine*¹⁶⁹⁾.

article 37.

……, he receives his money from that [man], and the latter pays the damages and a *fine to the prince*¹⁷⁰⁾.

article 38.

……; he [the final thief] pays the damages and 12 grivna *fine to the prince* for the stolen slave¹⁷¹⁾.

article 46.

If slaves, be they the prince's or the boyars', or the monasteries', happen to be thieves, the prince does not *fine* them ……¹⁷²⁾.

なお、上記に示した 'fine' については、後に論じるように、「ウラジミール・モノマフ法令」や「その他の法令」に至っては、さらに多数用いられていることが特筆されるべきであろう。すなわち、第 60 条乃至 62 条¹⁷³⁾、(第 65 条)¹⁷⁴⁾ (「ウラジミール・モノマフ法令」)、第 67 条及び第 68 条¹⁷⁵⁾、(第 69 条)¹⁷⁶⁾、第 70 条 (なお、同条は加害者が支払うべき罰金を共同体が

168) Ibid., p.40.

169) Ibid., p.40.

170) Ibid., p.41.

171) Ibid., p.41.

172) Ibid., p.42.

173) Ibid., p.47.

174) 明文上の文言はないものの、解釈によって導きだされ得ると考える。

175) Ibid., p.48.

176) 明文上の文言はないものの、解釈によって導きだされ得ると考える。

負担する場合)¹⁷⁷⁾、(第71条)¹⁷⁸⁾、第72及び第73条¹⁷⁹⁾、(第74条、同条は罰金徴収に関する規定)¹⁸⁰⁾、第75条乃至81条¹⁸¹⁾、(第82条)¹⁸²⁾、第84条¹⁸³⁾、第89条¹⁸⁴⁾、第121条¹⁸⁵⁾(「その他の法令」)などである。

上のように、多くの条文において‘fine’、すなわち刑罰たる「罰金」という文言が用いられている。これは、既に述べた通り、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り、同ブラウダ上の刑法を含む諸法分野において保護されるべき法益が多数に上り、これに対して法的保護が図られるに至った結果であると考えられる。

(4) 公的罰金の創設

拡大編纂では——簡素編纂の各条文上用いられることのなかった——“*fine to the prince*”という文言が頻用されている。これは、上で論じた‘fine’に関し、さらに公的性格を強めるあるいは強調するものであって、「公(侯)へと支払われる」金銭、すなわち「公的罰金」という意であると考えられる。いうまでもなく、こうした文言はヤロスラフ・ブラウダで用いられることはなく、改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至り、はじめて用いられることとなった文言である。

その関係条文を以下に列挙する。第30条以下は、次のように規定する。なお、以下の条文については、すべて一部抜粋とする。すなわち
article 30.

……, [he pays] a 3 grivna [*fine to the prince*] and [the expenses]

177) Ibid., p.48.

178) 明文上の文言はないものの、解釈によって導きだされ得ると考える。

179) Ibid., p.49.

180) Ibid., p.49.

181) Ibid., pp.49-50.

182) 明文上の文言はないものの、解釈によって導きだされ得ると考える。

183) Ibid., p.50.

184) Ibid., p.51.

185) Ibid., p.56.

ロシア最古の法典：ルースカヤ・ブラウダ（安藤）

of the treatment of the wound to the [injured man] himself;
.....¹⁸⁶⁾.

article 37.

……, he receives his money from that [man], and the latter pays
the damages and a *fine to the prince*¹⁸⁷⁾.

article 38.

・……; and he [the final thief] pays the damages and 12 grivna *fine to the prince* for the stolen slave¹⁸⁸⁾.

article 89.

……, [the killer] has to pay amends for the male, as well as for the
female, slave; and *to the prince*, 12 grivna *fine*¹⁸⁹⁾.

article 121.

……. If freemen participated in the robbery, they are liable *for the payment of the fine to the prince*¹⁹⁰⁾.

(5) 分岐現象と解し得る諸規定

本第2節「考察」の前第3款「‘fine’に関する諸規定」で、‘fine’に関する幾つかの条文を挙げ検討を行い、ヤロスラフ・ブラウダでは用いられていなかった‘fine’罰金が条文上規定されたことを検証してきた。これに続く前第4款「公的罰金の創設」では、同様にヤロスラフ・ブラウダでは用いられていなかった‘fine to the prince’公的罰金という概念が形成され、賠償金とは別に「公（侯）へと支払われる」金銭に関する定めが条文上設けられてきたことを検証してきた。そこで、本第5款では、拡大編纂にみられる「分岐現象」について、前第3款「‘fine’に関する諸規定」及び前第4

186) Ibid., G. Vernadsky, p.39.

187) Ibid., p.41.

188) Ibid., p.41.

189) Ibid., p.51.

190) Ibid., p.56.

款「公的罰金の創設」に関する検討を踏まえ、これを基礎として、「分岐」現象についての考察を行うこととする。分岐現象の検討にあたっては、いうまでもなく前第3款及び前第4款で挙げた条文と重畳する規定もあるが、本項では「分岐」という点に着目し、敢えて前項で示した条文も挙げることにする。

改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第28条は、次のように規定する。すなわち、
article 28.

If he cuts any of the fingers, a 3 grivna *fine*, and one grivna of kuna to *the injured* man ¹⁹¹⁾.

本条は、いずれかの指を切れば、3グリブナの罰金を、また被害者に対し1グリブナ・クンの賠償金の支払いを定めたものである。ここに、被害者に対して支払うべき1グリブナ・クンの賠償金と、公(侯)へ支払うべき3グリブナの罰金という区別が設けられ、分岐現象を確認することができる。

続けて、次条を確認する。第30条は、以下のように規定する。すなわち、
article 30.

If anyone strikes another with a sword but does not kill him, [he pays] a 3 grivna [*fine to the prince*] and [*the expenses*] *of the treatment of the wound to the [injured man]* himself; if he kills [the man he struck, he pays] *the bloodwite* ¹⁹²⁾.

本条前段は、何人かが刀を用いて他人を殴打し、被害者が死に至らなかった場合、3グリブナの罰金と被害者に対してはその治療費を支払う旨を定めたものである。同条後段は、傷害を加え、被害者が死に至った場合、人命金(罰金)を支払う旨が規定されている。これは、公(侯)に支払うべき

191) Ibid., p.39.

192) Ibid., p.39.

3 グリブナの罰金と、被害者に対する治療費の支払いを定めたものであり、ここに両者の分岐がみられる。後段は人命金（罰金）を支払う旨が定められている。

なお、上は、G.Vernadsky に拠る訳出であるが、Daniel H. Kaiser に拠れば、以下のように訳出されている。すなわち、

30. If [someone] strikes [another] with a sword, but does not hack [him] to death, then [he] is to pay 3 grivnas [*as a fine*] and a grivna to [*the victim*] for the wound itself because there is a physician's fee; if the man dies, then [the killer is liable for] *the bloodwite*¹⁹³⁾.

すなわち、何人かが刀を用いて他人を殴打し、被害者が死に至らなかった場合、3 グリブナの罰金及び被害者に対し 1 グリブナを賠償金として支払う旨を定めたものである。後段は、同じく傷害を加え、被害者が死に至った場合、人命金（罰金）を支払う旨が規定されている。これは、公（侯）に支払うべき 3 グリブナの罰金と、被害者に対しその賠償金としての 1 グリブナの支払いを定めたものであり、ここに両者の分岐がみられる。

上の分岐現象は、とりわけ拡大編纂のなかの「その他の法令」に顕著にみられる。そこで、以下で「その他の法令」において、こうした現象を確認し得ると考える条文を幾つか挙げることにする。なお、第 77 条は、一部抜粋とする。また、第 83 条については、「賠償金と罰金」という現象ではなく、これに類する「賠償金と他の刑罰」との分岐を示す現象として解し得る、「賠償金と【追放刑及び没収】」の分岐という観点から、以下に挙げることにする。

はじめに、第 77 条を確認する。同条の一部は、以下のように規定する。なお、これ以降は、G.Vernadsky に拠る。すなわち、
article 77.

If the thief is not on hand, they pursue him on his trail. If the

193) Ibid., Daniel H. Kaiser, p.23.

trail leads to a village or to a camp and they [the villagers] cannot prove that it passes [the village]; or if they would not follow the trail, or would evade it, they have to pay the damages as well as the fine.¹⁹⁴⁾.

本条は、窃盗に関し——村民が窃盗犯人の犯跡を追わず、犯人が村民から離れた場合——共同体である村が被害者へと支払うべき賠償金と罰金を定めた規定である。ここに、両者は異なる性質のものとして分岐した現象をみることができる。本条にいう村共同体の罰金については連帯責任であると考えられる。

続いて、次条を確認する。第 78 条は、以下のように規定する。すなわち、
article 78.

If a peasant inflicts pain on another peasant without the prince's authorization, 3 grivna fine, and 1 grivna of kuna [amends] for the pain. If he inflicts pain on the prince's bailiff, 12 grivna fine, and 1 grivna [amends] for the pain¹⁹⁵⁾.

本条は、農民が公(侯)の命令なしに他の農民に苦痛を与えた場合、3 グリブナの罰金を規定したものである。その苦痛に対しては、1 グリブナ・クンの賠償金の支払いをしなければならない。公(侯)の公地管理者に対して行われた場合には、12 グリブナの罰金を、またその苦痛に対しては、1 グリブナの賠償金を支払わなければならない旨の規定である。同条においても、被害者に対する賠償金と、公(侯)に支払うべき罰金が異なる性質のものとして、各別に定められている。ここに、分岐をみることができる。

続いて、第 83 条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、
article 83.

194) Ibid., G. Vernadsky, p.49.

195) Ibid., p.49.

If anyone sets fire to a threshing court, he is to be banished and his house confiscated; first, the damages are paid, and the prince takes care of the rest. The same for setting fire to anyone's homestead¹⁹⁶⁾.

本条は、何人かが打禾場に放火した場合、追放され（追放刑が科され）、財産を没収（没収刑、なお我が国の現行刑法では主刑とともに言い渡される付加刑）される旨の規定である。最初に、損害に対し賠償金を支払い、残額を公（侯）が没収する。ここでも、被害者に支払うべき賠償金と、公（侯）から科される没収刑という分岐を確認することができる。同条後段は、他人の邸宅に対する放火についても同様とする旨の規定である。

ルースカヤ・ブラウダでは死刑を設けていなかったが、放火は古今東西、重罪に値するものと考えられている。それは、家屋や家財という財産に対する侵害とともに、——住居に対する放火については家人の生命及び身体に対し危険をもたらすのみならず——近隣の住民に対する生命及び身体に対し危険をもたらす行為、さらに近隣する住居ないし建物への延焼という危険をもたらす行為であると解されるためである。同条でも、この趣旨が読み取れ、当時としては重罰である追放が科され、放火犯人の家財が没収されると定められたものと考えられる。生じた損害に対しては、賠償金の支払いが求められ、他に追放という「刑」が科されるという趣旨と考えられる。

次に第 84 条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、
article 84.

And whoever vilely maims or slaughters [another's] horse or cattle [shall pay] 12 grivna *fine*, and, *for the damages, amends to the owner*¹⁹⁷⁾.

本条は、故意をもって他人が所有する馬又は畜牛に対し傷害を加え又は殺害した場合、12 グリブナの罰金を、所有者に対してはその損害に対し賠

196) Ibid., p.50.

197) Ibid., p.50.

償金を支払う旨を規定したものである。

続いて、第89条を確認する。同条は、次のように規定する。すなわち、
article 89.

And there is no bloodwite for either a male or a female slave; but if a slave is killed without any fault of his, [the killer] has to pay amends for the male, as well as for the female, slave; and to the prince, 12 grivna *fine*¹⁹⁸⁾.

本条は、責めなき(無過失によって生じた)奴隷の殺害に対する賠償金の支払いと、公(侯)に対して支払うべき12グリブナの罰金を定めたものである。ここに、被害者に対して支払うべき賠償金と公(侯)に対して支払うべき罰金という分岐を認めることができる。なお、本条においても性のかんを問わず、奴隷に対する人命金の支払いは認められてはいない。これは、同ブラウダが階級刑法であるゆえのことである。

以上のように、拡大編纂に至ると、上に検証してきた通り、第28条や第30条(他にも、第27条、第29条等、「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」、77条、78条、83条及び第84条、89条(「その他の法令」)等という多くの条文において、分岐現象がみられたことを一先ず上に確認する。

(6) 犯罪概念の形成——offense から crime へ

簡素編纂のヤロスラフ・ブラウダから長い時間をかけ世紀を経て形成されたと考えられる拡大編纂に至って¹⁹⁹⁾はじめて用いられたのが、‘crime’という文言である。その典型が、本第IV節「拡大編纂」第2項「血響規定の廃止の意義」でも論じた復讐規定の廃止に関する第2条ほかである。以下に、主だった規定を挙げることとする。なお、以下第2条は、第III節「簡

198) Ibid., p.51.

199) ヤロスラフ・ブラウダ創設の着手時期、また同ブラウダから改訂ヤロスラフの子等のブラウダの完成に至るまでの期間に関しては諸説あるが、本稿は法制史的観点からこうした問題を探究することを目的としたものではないため、この点について詳細な検討を行うものではないことを付言する。

素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第4項「復讐規定の意義」でも論じたところであるが、‘crime’概念を論じる本節においても、敢えて列挙するものとする。なお、第2条、第87条については、一部抜粋とする。

article 2.

And after Iaroslav his sons: …… met in a conference and canceled the [custom] of blood revenge, and [instead ordered] composition of [the crime] by money²⁰⁰⁾.

article 87.

…… or if [the witnesses saw the defendant] pass at night near [the spot where the crime was committed] ; ……²⁰¹⁾.

本稿における、ここまでの検討を介し、簡素編纂から拡大編纂へと移っていくなかで、刑法学的観点からは、復讐が廃止されたこと、「罰金」を含む「刑罰」概念が形成されたこと、特定の行為につき——とりわけヤロスラフ・ブラウダにおいて観念されていた——「不法」から「犯罪」へとその概念が変化するという変遷を確認してきた。

(7) その他の特徴

上で拡大編纂の「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」を中心にその特徴を挙げてきたが、以下では「その他の法令」ほかを中心にこれを概観することとする。

拡大編纂の「その他の法令」では、具体的な条文の創設という観点からそれまで着手されてはなかった、市民の生活一般に直接関係する私法の充実化が図られた。すなわち、家族法や相続法に関する詳細な定めが置かれることとなったのである。とりわけ、同第91条以下では遺族又は親衛兵に関し、その遺産は公（候）に移転しない旨を定め、第92条では人の死に際し、自ら有した財産に関する分配についてその意思が尊重される旨が定

200) Ibid., G.Vernadsky, p.35.

201) Ibid., pp.50-51.

められ、遺言がない場合、その遺産はすべて子に相続されると規定された。その他、遺産の分配にあたって前配偶者に子がいた場合の相続に関する定め(第94条)他、姉妹は遺産を受けない旨の定めが置かれていた(第95条)。さらに、遺産に関する係争について(第108条)などが具体的に規定されていた。

なお、文言上の特徴として、前第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第5款「第2条の訳出及び解釈」及び第6款「他の諸規定」で論じた‘offender’ (あるいは‘offense’ など) という文言については、簡素編纂に限って用いられたわけではなく、拡大編纂でも以下に示すように第26条、第24条、第45条(「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」)、第67条(「その他の法令」) など、幾つかの条文にこれを確認することができるため、念のため本第2節「考察」の最後で、簡潔に各条文を挙げておきたい。

第34条及び第67条については、一部抜粋とする。すなわち、
article 26.

If the man [who has been hit], will not endure it and strikes [his offender] with a sword, he is not guilty ²⁰²⁾.

article 34.

……, and [the offender] pays three grivna for the offense ²⁰³⁾.

article 45.

And if there be no object at hand, and [the object stolen] was the prince’s horse, [the offender] pays 3 grivna; and for [the commoner’s] horse, 2 grivna ²⁰⁴⁾.

article 67.

If anyone tears [another’s] beard, and [the offended] either comes to the court] with the sign of it, or produces men [as witnesses], [the

202) Ibid., p.39.

203) Ibid., p.40.

204) Ibid., p.42.

offender pays] a 12 grivna fine; ……²⁰⁵⁾.

3 “dark” bloodwite の解釈

改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおいて、幾つかの条文上用いられている “dark” bloodwite という文言の解釈に関しては、かつてより論争のあったところであった²⁰⁶⁾といわれている。そこで、以下では “dark” bloodwite の解釈について、これまで行われてきたと考えられる語源や語学からの考察²⁰⁷⁾ではなく、法制史学及び刑事法学的観点からその解釈を行うこととする。

その前提となるべき、第3条については既に同第IV節「拡大編纂」第2項「考察」第2款「‘bloodwite’に関する諸規定」で検討してきたが、ここで再び確認すれば、以下のような規定であった。すなわち、第3条は、下のように規定していた。

article 3.

If anyone kills a prince’s man in a highway attack, and the [local people] do not search for the murderer, the guild within the territory where the body lies has to pay the bloodwite [which, for the prince’s official, is] 80 grivna, and for a commoner, 40 grivna²⁰⁸⁾.

本条は、何人かが公の従事者を殺害し、地元の（市）民が殺害者を捜索しなかった場合、被害者の遺体が発見された領域内の共同体は、人命金として 80 グリブナを支払わなければならない。被害者が（公「侯」の従事者ではなく）一般人であった場合、40 グリブナを支払う、という趣旨の規定であった。ここに、——同第2款「‘bloodwite’に関する諸規定」で検討してきた通り——公（侯）の従事者に対しては一般人の2倍の人命金が支払われ

205) Ibid., p.48.

206) 勝田・前掲注(7) 69 頁。

207) この点については、勝田・前掲注(7) 69-70 頁。

208) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

るという定めになっている。本条は、遺体が発見されない場合、(犯人とともに) 共同体がその責任を負担する旨を定めたもので、拡大編纂には他にも同趣旨の規定が置かれている。

こうした重大犯罪に関する共同体の責任に関する規定は、後述する古代バビロニアのハムラビ法典で検討するように、特定の加害行為が惹起され犯人を捜し発見できなかった場合、——被害者遺族に対する保護ないし救済という観点から——公的機関である市及び市長が被害者に対して賠償(人命)金を支払うという定めと同様の趣旨であると考えられる。すなわち、ハムラビ法典第23条²⁰⁹⁾は、「強盗が行われた犯罪地または領域の(行政権を有する)市及び市長は、奪取された物のいかににかかわらず、被害者に償わなければならない」と規定していた。そして、同じく後述する同法典第24条²¹⁰⁾で「もし奪われたものが生命だった場合、犯罪発生地の市及び市長は、遺族に対し1マナの銀を支払わなければならない」と定め、前者における強奪物の賠償と、後者における人命金の支払いを義務づけていた²¹¹⁾。さらに、別稿「ヒッタイト法書」²¹²⁾で検討した同法書の第6条²¹³⁾では、殺人事件につき、殺人現場の土地所有者がその責めを負うことが定められて

209) Theophile J. Meek, *The Code of Hammurabi, The ancient Near East : an anthology of texts and pictures*, James B. Pritchard, ed., Princeton University Press, 2011, pp.154-179, especially p.158.

§ 23: If the robber has not been caught, the robbed seignior shall set forth the particulars regarding his lost property in the presence of god, and the city and governor, in whose territory and district the robbery was committed, shall make good to him his lost property.

210) *Ibid.*, Theophile J. Meek, p.158.

§ 24: If it was a life (that was lost), the city and governor shall pay one mina of silver to his people.

211) 原田慶吉『楔形文字法の研究』弘文堂(1949)263頁。

212) 安藤・前掲注(15)「ヒッタイト法書」355-372頁。

213) E. Neufeld, *The Hittite Laws*, Luzac., 1951, p.2.

§ 4 If anyone slays a male-slave or a female-slave in anger, he shall bury him and shall surrender two persons, either man or woman, and his estate shall be liable.

いる。これは、惹起された殺人という生命侵害に対しては、——加害者を発見または逮捕することができなかった場合には——私的訴追や私刑をもってその回復を図るあるいは私的な実行に任せることを意味するものではなく、——その実体ないし本来の目的は確定することは困難であるが、結果として²¹⁴⁾——人の生命という重大な法益侵害に対しては、市及び市長という公的機関（ハムラビ法典第 24 条）あるいは殺害実行にかかる（遺体が発見された）土地の所有者（ヒッタイト法書第 6 条）がその責任を負うと解することができる。

いうまでもなく、後二者にあつては古代メソポタミア文明国家社会における法典や法書であり、そこでの適用であつて、これが拡大編纂に収められた改訂ヤロスラフの子等のブラウダに直接妥当するということはできない。しかしながら、極めて限定された資料のなかでこうした問題、すなわち具体的に記された条文の趣意に関する探究や各文言の意義に関する解明にあたつては、他の古代国家社会における同様の事件ないし類似する条文の解釈や適用、さらにはその実効性に関する実体を参考とすることは吝かではないと考える。換言すれば、古代国家社会における賠償や刑罰に関する規定において特徴的な共通点が確認されている。こうした観点から上の問題を検討すれば、同法における解釈にあたつても、それは村が被害者に対する支払うべき——かつての——殺人「賠償金」、いわゆる「人命金」の意と解し得る余地を残しているものと考えられる。

他方で、本節同第 2 項「考察」の以下第 4 款「共同体が支払う人命金」でも論じるように、ヤロスラフの子等のブラウダでは、共同体が支払うべき人命金 Bloodwite という概念が認められた。その典型として挙げられるべきは、第Ⅲ節「簡素編纂」第 2 項「ヤロスラフの子等のブラウダ」第 1 款「人命金概念の顕在化——bloodwite」で既に検討し論じたヤロスラフの子等のブラウダ第 20 条である。さらに、同第 2 項「考察」第 5 款「分岐

214) この点の解説については、安藤・前掲注 (15) 「ヒッタイト法書」355-372 頁。

現象と解し得る諸規定」でも検討した改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第30条である。同条は、以下のように規定していた。すなわち、

article 30.

If anyone strikes another with a sword but does not kill him, [he pays] a 3 grivna [fine to the prince] and [the expenses] of the treatment of the wound to the [injured man] himself; if he kills [the man he struck, he pays] the bloodwite²¹⁵⁾.

同条前段は、何人かが刀を用いて他人を殴打したが、被害者が死に至らなかった場合の規定である。この場合、公(侯)に対する3グリブナの罰金と、被害者に対する治療費の支払いが求められている。後段は被害者に対する傷害の結果、同人が死に至った場合、‘bloodwite’を支払うという趣意である。ここに、‘bloodwite’については、その支払うべき相手を明らかにしていないことから、被害者へと支払うべき賠償金と解すべきか、または公(侯)へ支払うべき罰金と解すべきかという問題がある。本稿におけるこれまでの考察を介せば、‘bloodwite’は、かつての「賠償金」の意、すなわち‘wergeld’ではなく、人命金「罰金」と解することが妥当であると考えられる。

もとより、‘bloodwite’についてはヤロスラフ・プラウダ第1条で定められていた‘wergeld’という概念を継ぐものであったと考えられることから、——幾つかの解釈の余地があり、例外が認められるものの——本稿においては、ヤロスラフの子等のプラウダ第1条で用いられていた‘wergeld’及び同規定の廃止に関する改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第1条に記された‘wergeld’以外については、基本的に「罰金」と解することが妥当であると考えられる。

いうまでもなく、村が行った被疑者に関する捜査の結果、これを捕らえ

215) Ibid., G.Vernadsky, p.39.

犯罪が確定した場合には、犯罪者に対して科す罰金と解し得る。この点、①条文上は if he kills [the man he struck, he pays] the bloodwite と記されているのみで、明確な文言をもって支払うべき相手方を明らかにしたものでないこと、加えて② ‘bloodwite’ については、その定義自体について一義的でない以上、解釈上は幾つかの選択肢が存在するものとする。

続けて、次条を確認する。第 4 条は、以下のように規定する。すなわち、article 4.

And if a guild has to pay a **“dark” bloodwite**, its members [are allowed] to pay [in installments] for several years, since they pay on behalf of [an unknown] murderer²¹⁶⁾.

同条は、共同体が共同人命金を支払う場合には、数年の間で支払うものとするという旨の規定であると考えられる。この点で、勝田は第 4 条について、「而して若し共同体が闇の人命金を支拂う時、數年間に〔分割して〕支拂う。〔共同体成員が〕殺害者なしに支拂うからである」²¹⁷⁾という訳出を行っている。そして、“dark” bloodwite、とりわけ“dark”に関する解釈につき、幾つかの学説を挙げながら紹介し、自らは古代ロシア語上「灰色の」と訳したヴェルナドスキー説に立脚し、「闇の人命金」との意であることを注記している²¹⁸⁾。

しかしながら、この訳出では条文の意義が不明であるとする。本稿においては、これまで検討してきた古代バビロニアにおけるハムラビ法典やヒッタイト法書における共同体が有する責任に関する特徴や、酷似する事例及びその適用における考察を介し、これを法制史学及び刑事法学的視点から、「被疑者不確定のまま（支払われる人命金）」の意と解するものである。

続けて、次条は、以下のように規定する。なお、第 5 条は、一部抜粋で

216) Ibid., p.36.

217) 勝田・前掲注 (7) 46 頁。

218) 勝田・前掲注 (7) 69-70 頁。

ある。すなわち、

article 5.

If the murderer appears within the guild [after the payments of the “dark” bloodwite have been already started], let him pay the balance, since they [the members of the guild] had helped him by starting payments of the “dark” bloodwite. ……²¹⁹⁾.

同条においても、“dark” bloodwiteについては、勝田の訳出である「闇人命金」²²⁰⁾と訳出するよりも、むしろ「被疑者不確定のまま(支払われる人命金)」の意と解することが妥当であると考ええる。

次に、第8条を確認する。同条は、以下のように規定する。すなわち、
article 8.

And to one who fails to assume his share in [the payments of] the “dark” bloodwite, the members of the guild give no help but he has to pay [everything] himself²²¹⁾.

勝田は、上の第4条及び第5条、続く第8条における“dark” bloodwiteについて、すべて「闇の人命金」ないし「闇人命金」と訳出しているが、本条においても上と同様に「被疑者不確定のまま(支払われる人命金)」と解することが適切であると考ええる。

4 共同体が支払う人命金

本第3項「“dark” bloodwiteの解釈」に関する第3条乃至第5条という条文の検討を介して論じてきた通り、当時の共同社会、すなわち村共同体では、村が「人命金」を支払うという概念が存在した。条文上、いずれも村、すなわち共同体が支払うべき人命金支払についての規定である。本条の解釈にあたっては、条文上金銭を支払うべき相手方を明らかにしていな

219) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

220) 勝田・前掲注(7) 46頁。

221) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

いことから、公（侯）へ納めるべきか、あるいは遺族へと支払うべきか問題となろう。

この点、上に指摘した通り、——被殺害者遺族側の保護という観点から——村共同体は遺族に対し、人命金を支払うという解釈の余地を残しているものとも考えられる。この解釈に基づけば、幾つかの古代（刑）法でみられた特徴のひとつである、いわば現代国家法における被害者賠償制度の嚆矢であると考えられる。

しかるに、視点を広げてみれば、古代バビロニアにおけるハムラビ法典では上と同様の解釈が展開される規定が存在していた。同じく本第3項「“dark” bloodwite の解釈」で指摘した同法典第24条は、以下のようなものである。ハムラビ法典の原文英訳については、古代楔形文字の解読の困難ゆえに、Theophile J. Meek に拠る。

§ 24

If it was a life (that was lost), the city and governor shall pay one mina of silver to his people²²²⁾.

ここに、同法典第24条における「市及び市長が支払うべき1マナ」については、to his people をいかに解するかが問題となるところであろう。

同条の解釈に関し、侵害されたものが生命であった場合、遊佐慶夫は「市又ハ地區ヲ管轄スル役人ハ、被害者ノ相續人等ニ銀一 Mina ヲ支拂フベシ」²²³⁾と解し、また原田慶吉は、「町と其の長は、銀1マヌーを其の所屬員に支拂う」²²⁴⁾とし、そして田中一郎は「市と市長は彼の遺族に銀1マナ（約500グラム）を支払わなければならない」²²⁵⁾とし、さらに佐藤信夫は「都市とその市長は（失われた生命の代価として）1マナの銀を（強盗に入られた）住民（の遺族）に支払う」²²⁶⁾と解説を加えていた。上のように、いずれの論

222) Ibid., Theophile J. Meek, p.158.

223) 遊佐慶夫『古バビロニア法の研究』巖松堂（1935）133頁。

224) 原田・前掲注（211）307頁。

225) 中田一郎『ハンムラビ「法典」（古代オリエント資料集成；1）』リトン（1999）14頁。

者もこれを遺族または相続人と解していると考え。しかるに、村共同体あるいは市長が支払うべき金銭について、これを被害者へと支払う賠償金と解する条文(や法典)もある。

上の解釈によるならば、同条は——結果として——遺族に対する保護規定と解される。これは、惹起された殺人という生命侵害に対しては、——加害者を発見または逮捕することができなかった場合には——私的訴追や私刑をもってその回復を図るあるいは私的な実行に任せるということの意味するものではなく、人の生命という重大な法益侵害に対しては、市及び市長という公的機関がその救済を図ることを意味するものであり、その意味で公的秩序の維持の必要性のみならず、これに対する具体的な救済措置が認められ、現代国家刑事法における被害者遺族救済制度を超えるものであると考えられる。

他方で、一連のプラウダにおける各条文の検討を通して論じてきたように、村が加害者を発見し得ない場合、本来加害者が公(侯)に対して支払うべき「罰金」を、村、すなわち共同体が公(侯)に対して支払う「罰金」と解することも可能である。そこで、この解釈にあたっては、これに関係すると考えられる幾つかの条文を挙げ、支払いの相手が遺族とされたか、または公(侯)とされたか、について検討することとする。

最初に、改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第6条を確認する。

同条は、以下のように規定する。すなわち、
article 6.

And if [a man] kills [a man] publicly in a brawl or at a feast he likewise shall pay his share in the guild's liabilities²²⁷⁾.

本条は、口論中(に)または宴席で他人を殺害した場合、殺害者は shall

226) 佐藤信夫「古代法の翻訳と解釈(1)——ハンムラビ法典の石柱に刻まれた楔形文字全文の原典その翻訳および解釈の方法について」山梨学院大学法学論集 第47巻(2001.3) 98-354頁、特に226頁。

227) Ibid., G. Vernadsky, p.36.

pay his share in the guild's liabilities 共同体責任における自らの責任についてこれを支払う、という趣旨の規定である。ここに、the guild's liabilities 人命金に対するギルドの責任、すなわち村共同体の連帯責任が確認される。

また、本第2項「考察」第1款「規定の拡充化」における考察を介し論じてきた、例えば第70条「その他の法令」（拡大編纂）に関し、同条は‘the guild must search for the poacher or pay the fine’、すなわち「共同体は（密猟者）につきこれを搜索するか罰金を支払う」と定めるだけで、支払うべき相手方を具体的に明らかにしてはいない。しかるに、本条にいう「罰金」の意義ないし法的性格が問題となる。

この点、共同体である村は、その被疑者を搜索し、または被疑者を発見し得ない場合、公（侯）に対し「罰金を払う」ことが求められるという趣旨であると考えられる。本条の解釈にあたっては、河村も「土地がふみ荒らされたり（budet’ rosechena）（海狸が）が捕らえられた（Lovleno）形跡があったり、或は網が（そこにある時は）村は（vervi）ぬす人をさがすか又は罰金を払う」²²⁸⁾という解説を行っている。これは、村が公（侯）に対して罰金を支払うことを意味すると考えられる。さらに、同第2項「考察」第5款「分岐現象と解し得る諸規定」でも検討した通り、その他の法令（拡大編纂）第77条では、窃盗に関し村民が窃盗犯人の犯跡を追わず、犯人が村民から離れた場合、「村が」被害者へと支払うべき賠償金と、これとは別に「罰金」を支払う旨を定めていた。

このように、ブラウダでは、村、すなわち共同体が公（侯）に対して支払う罰金としての人命金という考え方が汎く容れられ、とりわけ拡大編纂の各条文をもって定められていたことは同ブラウダの特徴と考えられる。

この点で、殺害という結果において同様のケースと考えられるが、ハムラビ法典と改訂ヤロスラフの子等のブラウダ両者における解釈の違いに関しては、ハムラビ法典が発布されたのは、ハムラビ（ハンムラビ）王（紀元

228) 河村・前掲注(28)『ルースカヤ・ブラウダ』87-88頁、同・前掲注(138)「ルースカヤ・ブラウダ III の本文とその解説 -1-」53頁。

前1792-1750年)がバビロニアを統治した紀元前18世紀の頃であり、別稿「古代バビロニアにおけるハムラビ法典」で検討するように、——幾つかの条文に民刑の「分岐」現象が認められるものの——同法はなおも私法的色彩が強く、権力が確立化へと向かったと考えられる12世紀のロシア、すなわち民刑混淆とはいえ、濃厚な刑法的要素を伴った改訂ヤロスラフの子等のブラウダとは異なるもの、端的に言えば両法における内容の、私刑にかかる濃厚さ及び両者の創設された時期の差異に拠るものと考えられる。

こうした、多くの古代法で定められていた、村共同体を含む行政地区の責任という概念については、比較法制史学からは、「刑事責任論の延長」²²⁹⁾という問題として捉えられ、「犯罪の行われた場所の者の悪意の推定に基づく責任」²³⁰⁾と説明されているのである。これに対し、同様の事件における我が国における理解では、これを刑事政策論の問題と捉えられてきた²³¹⁾という。すなわち、日本の場合はこうした犯罪行為に関係したとされるゆえに負う推定責任ではなく、当該犯罪者への監督義務に関する懈怠のためにかされる責任である。こうした理解に基づけば、必ずしも目的としての救済が先行したわけではなかったとも考えられるが、いずれにしても、結果として、被被害者の遺族に対し救済を図った規定であると考えられる。

このように、古代国家社会の法では、犯罪実行地の村や町といった共同体が負う責任、具体的には被疑者を捜査し発見し、しかるべき機関あるいはこれに準ずる機関に引渡すという責任があったものと考えられる。権力が統一化されない、古代あるいは中世国家社会では、現在のような組織化された警察・検察制度は存在しなかったことから、「共同体が、犯人を捜査し発見した上、これを捕え(逮捕し)引き渡す責任を負い」、こうした原則が共同体による連帯責任という形式をもって現れてきたものと考えられる²³²⁾。

229) 原田・前掲注(211)264頁。

230) 原田・前掲注(211)264頁。

231) 原田・前掲注(211)264頁。

以上、上に検討してきた通り、当時のルーシでは「共同体が支払う人命金」という概念が存在した。そして、こうした概念は、ヤロスラフの子等のブラウダや改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおいて容れられていたことを、本稿における具体的な条文の検討を介し検証してきた。

小括—2

ルースカヤ・ブラウダは、全体構造として、身分関係や債務関係を規律する幾つかの規定や相続に関する諸規定も含むものであり、市民の私生活を規律する私法と解される。他方で、その多くが——（ヤロスラフ・ブラウダにおける）不法、あるいは後に至って一定の行為については犯罪と捉えられ、犯罪と刑罰とを定める刑法であると解することができる。これを巨視的観点から把握すれば、両者は民刑が混淆とした状態であり、古代あるいは幾つかの中世国家社会における法典ないし法書にみられた、「民刑未分化」という特徴を挙げることができる。

しかるに、簡素編纂の「ヤロスラフの子等のブラウダ」及び拡大編纂の「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」について、微視的観点からの——具体的な条文に示された各文言に関する解釈を行い——分析を加えれば、古代国家社会における法典ないし法書での共通項としての特徴である同一規定内における賠償金と刑罰との、いわば民刑「分岐」現象が確認され、時代

232) なお、同様の考察にあたっては、中世イングランドにおける歳市管理に関する役人の連帯責任について参考とされる。すなわち、歳市では治安官及び監視人両者は各村から選出されたが、治安官は監視人を監督する義務を負っていた。歳市の初日はすべての村の監視人が終結し、用意した武器を執事などに示した。完全な武装の準備についてこれを示せなかった場合、監視人の属する村落共同体に罰金が科されたという。のみならず武装を懈怠した個人も同様に罰金が科され得るものとされた。ここに、共同体の連帯責任を認めることができる。監視人が科された実際上の罰金額は6ペンスで、義務違反が認められた場合、個人責任のみならず、村共同体が2シリングの罰金を科されたという。この点については、加藤哲実「中世イングランド歳市管理における役人と裁判——歳市の町セント・アイヴスについて」法律論叢第74巻2・3号（2001.10）1-55頁、特に24頁。

が下がりやがて「分化」することになるであろう、民刑「分化」現象の「萌芽」を確認することができた。本稿の考察視点に限定していえば、拡大編纂は、簡素編纂におけるヤロスラフ・ブラウダの諸条文に定められていた賠償金から——その賠償金を残存させつつも——他方で、「罰金」に関する規定が設けられ、特定の行為について刑罰が科されることを(市)民に公示する刑法であったと捉えることができる。同法、とりわけ改訂ヤロスラフの子等のブラウダのもとでは、一定の行為は不法ではなくむしろ「犯罪」とみなされ、特定の犯罪に対しては、刑が科されることを明らかにしたものである。

総じて、簡素編纂から拡大編纂になるにしたがって、——既に第Ⅳ節「拡大編纂」第2項「考察」第1款「規定の拡充化」で論じたように——かつての賠償金から賠償金を残存させつつも、「罰金」に関する規定を条文上明らかな形で設け、刑法規定の拡充化を図るとともに、私法に関する規定を拡張化させていったということができる考える。

V 私的制裁から公的制裁へ

1 勝田見解

第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」では、同ブラウダにおける各条文を検討してきたが、そこでは、多くの条文に賠償金が定められていた。そこでの共通した特徴は、賠償金について具体的な金額が個別的に規定されているものの、概して誰が誰に支払うべきかについて明らかにされていないということであった。ヤロスラフ・ブラウダの諸規定は、ほぼ拡大編纂へと継がれた。しかし、そこで支払うべきとして規定されたのは、ヤロスラフ・ブラウダの諸規定で示されていた賠償金ではなく、多くの規定では公的罰金を意味するものになっていたということである。

この変化について、勝田は以下のように説明していた。すなわち、上でも指摘した通り、ヤロスラフ・ブラウダでその形態は多様であるが、「私的賠償を意味するものとして使用されたザ・アビードウ(不法に對して)は第

三編纂（本稿にいう「改訂ヤロスラフの子等のブラウダ」：括弧内引用者加筆）に至つて大部分の場合、公的國家的罰金を意味する罰金（プロダージヤ）に轉化する」²³³⁾という解説を行っていた。そして、簡素編纂であるヤロスラフ・ブラウダから拡大編纂への移行において、前者では具体的な被害者に向けられた不法に関しその賠償が決定されていたが、後者では抽象的な法秩序の違反に向けられた制裁が、法秩序を維持すべき国家に対する罰金として支払われるべき旨が定められていた²³⁴⁾という解説を加えていた。敷衍すれば、簡素編纂で示されていた「個々の具体的な刑罰判決が敷衍編纂に至り、一般的抽象的な刑罰法令に轉化したことを示している」²³⁵⁾のであって、公権力の強化とともに、ヤロスラフ・ブラウダで定められていた賠償金の大部分が、拡大編纂に至って「同額の公的國家的罰金に轉化する」²³⁶⁾という。そして、自らの分析により、拡大編纂では罰金刑に関する規定が多く、賠償金に関する規定が少ない傾向がみられることなどを指摘していた²³⁷⁾。

2 検討

勝田の上による説明を逆説的に考えてみると、簡素編纂が形成されそれが適用されたのは、部族時代ではなく、氏族制に瓦解が生じた時または瓦解後のことであつたと考えられる。しかるに、いかに潜在的な権力が強化されたとはいえ、ヤロスラフ・ブラウダには、死刑が置かれず²³⁸⁾、——同

233) 勝田・前掲注(7) 101 頁。

234) 勝田・前掲注(7) 102 頁。

235) 勝田・前掲注(7) 68 頁。

236) 勝田・前掲注(7) 102 頁。

237) 勝田・前掲注(7) 103 頁。

238) ヤロスラフ・ブラウダでは死刑が設けられていなかった。これはひとつの特徴といえる。他方で G. Vernadsky (Ibid., p.12.) によれば、ドヴィナ憲章やノヴゴロド法、さらにプスコフ法では重大な犯罪に対し、死刑を推奨する幾つかの条文があるという。ドヴィナ憲章は窃盜犯人に焼印を押すことを推奨し、プスコフ憲章は暴徒について裁判所による審理を受ける旨の規定が置かれていた(但し、本条についてはむしろ刑事政策的な観点からの予防策であつた)。また、同

第17条後段に「殴打された自由人が、(殴打した) 奴隷に遭遇した場合、彼を打ち殺す」と規定されているだけで——特段、具体的な刑罰が設けられているわけではない²³⁹⁾。すなわち、上述した通り、ヤロスラフ・プラウダの諸規定の多くが賠償金に関する定めであった。このことは、ヤロスラフ・プラウダの時代がかつての古典型復讐期を脱し非古典型復讐期に入ったとはいえ、未だ復讐を公認していた復讐時代であって、私的賠償期にとどまっていたものと考えられるのである。そして、拡大編纂については、国家権力の発現とともに国家が組織化へと向かった、いわば国家の創設期ないし形成期に入った時期であると考えられる。

そうだとすれば、本稿において論じてきたヤロスラフ・プラウダは、法のもとで未だ贖罪金から賠償金と刑罰とが分岐もみられない、いわば(私的) 慣習ないし慣習法と解されるのである。換言すれば、法は一定の発達をみると、各別の目的や役割をもって、漸次これが民刑に分化していくのである²⁴⁰⁾が、それ以前においては私的な救済による私的執行が行われるのである。その段階——とりわけ慣習ないし慣習法(の形成濫觴期)の段階——では、多くの法は、未だ「私犯に関する法」であって、「犯罪に関する法」の萌芽もみられず、したがって(公的な) 刑罰規定もなく刑法規定への分岐ないし分化がみられるわけではない。ゆえに、加害者側から被害者側へと支払われる金銭の支払いについては、自ら行った不法に対しこれを贖う、すなわち私刑としての賠償金と考えられるのである。

こうした私刑としての私的賠償金、換言すれば贖罪金として加害者(側)から被害者(側)へと、自ら行った不法に対しこれを金銭で贖うという概念

様に G. Vernadsky によれば、後にロシア刑法に死刑が導入されたのは、ドイツ法やモンゴル法の影響を受けた結果であろうという。

239) なお、奴隷が自由人を殴打した場合、自由人は奴隷を打ち返し、かつ、殴打した奴隷の主人から賠償金を得た。自由人が奴隷に打たれることは、自由人の名誉を著しく害する行為として解されたため、高額な賠償金と考えられる 12 グリブナの支払いが求められたものと考えられる。

240) この点については、安藤・前掲注(15)「刑法の分化史」107-156 頁。

が形成されていくのであるが、その発展のなかで、——古代の国家社会では、そこで形成された同一法典ないし法書に設けられた各条文において——やがて、いわゆる民刑を分化させることになるであろう、その「萌芽」となるべき現象、すなわち各条文に私的賠償から公的刑罰へと向かう過程における「分岐」現象²⁴¹⁾がみられるのである。逆説的にいえば、この分岐現象は、慣習をもって顕現するのではなく、少なくとも慣習法に至ってあるいは成文法のなかに置かれた各別の条文に現れる現象であって、分岐がみられることは、慣習の域を脱していたことを意味するものであると考える。

本稿ではヤロスラフ・ブラウダにおける各条文を確認してきたが、本検討においてこうした「分岐」現象を確認することができなかった。しかるに、ルースカヤ・ブラウダの起点となったヤロスラフ・ブラウダは純然たる制定「法」ではなく、慣習法の域にあったものあるいはこれを脱して成文法へと向かった時期に形成されたものであったと解される。同様の指摘は、ゲルマン法系の古典といわれるリプアリア法典²⁴²⁾にも向けられるが、本稿は同法典の検討ではないため、これについては他日を期して考察を重ねたい。

以上、第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」の各条文に挙げられた文言及び概念の検討並びに解釈を介し、各条文に用いられていた文言が、‘crime’や‘criminal’ではなく、まさに‘offense’や‘offender’のみであったことを検証してきた。これによれば、簡素編纂、とりわけヤロスラフ・ブラウダの各条文に記された賠償金（や——解説者によって訳出された——罰金）については、これが私的な制裁である私的賠償金、すなわち私刑罰であったことが明らかとなる。さらに、第Ⅲ節「簡素編纂」の考察を基礎として、本第Ⅴ節「私的制裁から公的制裁へ」第2項「検討」までの考察を行った結果、ヤロスラフ・ブラウダが慣習法の域にある、あ

241) この点については、安藤・前掲注(15)「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」179-219頁、特に201-219頁。

242) 久保・前掲注(11)『リプアリア法典』。

るいはそこから成文法へと向かった時期に形成されたものであることが明らかにになった。

ヤロスラフ・ブラウダが慣習法の域にある、あるいは成文法へと向かった時期に形成されたものであるということは、同ブラウダ第1条に復讐の規定を設けたとはいえ、それは主体に関する制限を加えたものに過ぎず、かつてより行われてきた復讐の本質とは異なることなく、なおも私的に行われる復讐を意味するものであって、同時期が復讐の終焉期であったとはいえ、私的復讐期にあったことを意味するものと考ええる。そうだとすると、ヤロスラフ・ブラウダに記された——勝田や河村訳に訳出された——「支払われるべき金銭」の法的性格については、——各論者も解説を加えていたように——公的罰金ではなく、私刑としての制裁、すなわち「賠償金」であり、その起源は濃厚な私的制裁としての「贖罪金」であると考えられる。

3 階級刑法と嚴罰主義

(1) 階級刑法

ここまでの検討を介し、中世ロシアにおけるルースカヤ・ブラウダでは、幾世代にもわたる編纂過程において、——とりわけ拡大編纂では——多くの古代国家社会における法典ないし法書における特徴と同様の分岐現象がみられたことを確認してきた。

他方で、ルースカヤ・ブラウダは、——いうまでもなく、そこでは社会秩序の維持が求められたのであるが——ヤロスラフ及びその子等、すなわちヤロスラフ一族、換言すれば、封建領主や土地所有者を含む時の権力者側の生命・身体及び財産を保護する目的から制定されたものであったようにも読み取れる²⁴³⁾。すなわち、奴隷の存在とこれに対する主人の権利を明

243) Ferdinand Feldbrugge, *Law in Medieval Russia*, Martinus Nijhoff, 2008, pp., 81-83., especially p. 82. この点、Feldbrugge も同頁で、‘The Pravda of Iaroslav’s sons is primarily concerned with the protection of the prince’s servants

確に定めていたこと、奴隷と自由人という身分の相違から生じる——奴隷の行った自由人に対する殴打に関する——重罰、奴隷の拉致や奴隷の取り戻しに関する手続規定を置いたことから、当時の社会が異なる身分から構成される階級社会であり、したがって——奴隷を含む——市民を規律する刑法も階級刑法であったことが明らかとなろう。とりわけ、公の諸侯に対して行われた加害については、それが馬番であると家令であるとを問わず、諸侯の側に属する身分を有するあるいはその職務にある者、すなわち公（侯）の従事者の生命・身体に対する侵害に関する刑罰は、概して重く、罰金についても一般自由人に求められた額の倍額がかされることとなっていた。これは公権力の拡大ないし強化にしたがって公（侯）の従事者に対し、階級上、特権的な地位が付与されたことを意味する。端的に言えば、一般人と比べ「公（侯）」に所属する者に対する保護の強化をみることができる。一般自由人には認められない「公（侯）の従事者に対する加害に基づきかされる加害者の加重刑」は、すなわち彼らの「特権から導かれた加重保護の反映」であり、それは支配者側である国家の権力が集約化されたことを意味するものであると解することができる。

こうした「公（侯）」に対する条文のなかには、既に指摘した通り、例えば公（侯）の刻印を記した馬に対する窃盗（ヤロスラフの子等のプラウダ第28条）や、公（侯）の蜜蜂巣箱に対する放火や損壊（ヤロスラフの子等のプラウダ第32条）など、公（侯）の財産に対する侵害についての定めが多く置かれていた。さらには、公（侯）の家令（後の裁判官）に対する殺害に関する80グリブナの人命金の支払いに関する規定が設けられていた（ヤロスラフの子等のプラウダ第22条及び改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第1条²⁴⁴⁾）。

and property.’と論じている。

244) 既に指摘した通り——これまでの法制史学的観点からの見解においては——、「改訂ヤロスラフの子等のプラウダは、実質的には第3条以下より成る」という説明が行われている。

これらの他にも、耕作地や邸宅ないし家屋の境界侵犯に関する規定(第72条)や家畜の殺害に関する規定も置かれていた(第84条)。上にみてきた通り、穀物蔵や住居に対する放火を犯した犯罪者については、全財産を没収された上、共同体からの「追放」という厳罰が科されていた(第83条)。こうした厳罰主義は、時の権力者側の生命・身体の安全と財産を保持するため、逆説的にいうならば支配者側によって搾取されていた被支配者側、すなわち奴隷や一般自由人からの反逆や反乱をおそれ、保身を図った法的手段であったとも考えられる²⁴⁵⁾。それは、社会の秩序を維持し、もって平和の確保を目的とするものであったことを否定することはできない。他方で、——決して体系的な構成とはいえないものであったが——各規定に関する条文上の文言やその規定ぶりを子細に検討してみれば、時の権力者の利益にそって編纂された、あるいは改訂されたものと考えられるのである。

刑法は時の権力構造とは切り離して考えることはできず、とりわけ階級刑法にはその傾向が強く現れているように思われる。刑罰が時の支配層によって創られ、適用されるという過程において、刑法の運用や刑罰の実行過程をみれば、これを創った特定の階級の利益が内在されていることは否定し得ないものと考えられる。

かつて行われていた復讐や私闘を排し、国家社会が刑罰権を合法的に独占するということは、逆にかつて氏族・部族が合法的に有していた復讐権を否定ないし排することである。それは、同共同体あるいは同国家社会に生じる紛争については、国家がこれを解決することを意味する。かつて集団として有していた復讐権ないし私闘権を、国家が合理的に集約し、氏族・部族という団体に代わってこれを行使することになったのである。

ここに、国家は、かつて不法を原因として被害者に対し支払われていた

245) 同様の視点は、バンクラートワ [著] 阿部ほか [訳]・前掲注(40)『ロシア古代中世史』第2章「キエフ・ルーシ」第4節「キエフ国家の崩壊」61-71頁、特に64頁にも認められる。

私的「賠償金」に関し、国家自らがその問題を解決するにあたり直接関与しないし介入することによって、これを犯罪と捉え、加害者に対し刑を科す、すなわち刑罰権としてこれを行使し——公的「罰金」を科——することとなった。それは、——無自覚と考えられるが——権力の確立化に向かった時期における、公（侯）の役割、すなわち社会秩序の維持の必要性から求められたものであったと同時に、公（侯）のみならず市民もまた秩序の維持を求めたものであったと考えられる。そのなかには——民刑が未分化のままに——経済的な保障や商取引の安全についても併せ含まれていたものと考えられる。

なお、上でも指摘した通り、ここにいう刑罰権とは、現代国家刑法における刑罰権と同義のものではなく、同ブラウダにおいて公（侯）が犯罪者に対し、罰金を含む刑を科す権限をいうことを注記する。

（2） 厳罰主義

当時のキーエフは毛皮や家畜という物をもって交換の単価とした、物々交換の時期を脱し、銀をもって物の交換を行いはじめた貨幣経済の濫觴であった。こうした状況を背景に、貸金業が都市に栄え商人が経済力を蓄えるに至り、工業の強化とともに、富裕層と非富裕層、搾取者と被搾取者という社会の階級分断が顕著になった時期であった。

キーエフでは、地方の有力な封建領主たちがキーエフ公の支配から解放されようと、キーエフに対し独立を求めて戦争が行われた。キーエフ・ルーシの支配は、こうして弱体化に傾き、次第に各封建領主たちが自らを公（侯）としてその地位を獲得するという、分散型の封建制が採られていくこととなったのである。そうした折に、1054年、ヤロスラフが死去し、キーエフ国家は崩壊へと向かい、幾つかの公国が成立することとなった。それぞれの公国には、ヤロスラフの子等が君臨し支配を治めることとなったのである。

父ヤロスラフの死後、ヤロスラフの子等が集い、父が創設したヤロスラ

フ・プラウダの改訂を行った。他方で、この頃になるとトルコの遊牧民族であるポーロウェッツ人がルーシ領域に侵入を企てたことから、父の死後も同地は決して平和な時代ではなかった。領域内の農民を含む自由人は戦争の中止を望んだが、支配者はこれを退けた。その結果、キーエフ（市）民は、領主や支配者側の邸宅等を損壊ないし焼損し、乱闘が繰り返された。これに憤怒した支配者側はポーランドへと治世の援助をもとめたが、市民に対するポーランド人の暴虐への憤りから、市民は逆にこれらを殺害した。

こうした時代的背景のなかで、1113年スワポルク・イジャラスーウィッチ公が死去し、同地では搾取によって疲弊した市民が立ち上がり、社会は無秩序と化した。同地の裕福層から、同地での治世にあたるよう依頼を受けたウラジミール・モノマフは、キーエフ国家の崩壊を阻止すべく、社会秩序の維持を図って、ここにウラジミール・モノマフ法令を制定することとなった。同法令は、階級刑法に基づきながら——時の無秩序な社会情勢を治めることを目的としたことを反映させるように——厳罰主義が採られている²⁴⁶⁾。

4 私的賠償から公的刑罰へ

時代が下がって、追補された改訂ヤロスラフの子等のプラウダ（拡大編纂）では、簡素編纂で各条文に定められていた賠償金について、次第に公的罰金としての性格を色濃くし、公権力の集約化にしたがって、その多くが公刑罰としての「刑罰」となっていくことになるのである。先に指摘し

246) バンクラートワ〔著〕阿部ほか〔訳〕・前掲注(40)『ロシア古代中世史』69頁。なお、当時のキーエフにおける手工業や商業の発達、のみならず農耕具の出現や農業技術の発達の他、貸金業の出現が共同体の解体と階級分断を促した社会的背景については、マヴロージン〔著〕石黒寛〔訳〕『ロシア民族の起源』群像社(1993)177頁以下。また、11世紀頃のキーエフ・ルーシ社会における封建制の確立と封建的分断の徴候の様子については、飯田貫一「キエフ國家の階級的基礎——ロシア古代史に對する一考察」歴史評論第2巻4号7〔6・7月号〕(1947.7)43-52頁、特に同地における共同体關係の發展およびその變化を描出した48頁以下を参照。

た通り、勝田はこうした変遷について、これを私的賠償から公的刑罰へと「轉化」という説明を行っていた。

ところで、「轉化」とは、いうまでもなく、「ある物、ある状態が、別の物あるいは別の状態に変化すること」をいうが、慣習法と捉えられ得たヤロスラフ・ブラウダにおける賠償金が、ヤロスラフの子等のブラウダへと公的刑罰の要素を強くし、さらに拡大編纂における刑罰へと移っていくなかで、勝田はこれが「轉化」する、という説明を行っているのである。果たして、この解説は適切であろうか。本研究は、この点で、賠償金から公的刑罰ないし公刑罰へと変化していく沿革をみることができるといふ勝田の見解と同様に考えるものである。但し、勝田見解における一点、しかしながら、極めて重要な一点、すなわち私的賠償から公刑罰へと移行していく解説において、勝田が随所に用いた「轉化する」という説明については、——公権力の媒介によって、あたかもリトマス試験紙の赤が青になる、あるいは青が赤となる如き説明にとどまるものであって——法理論的観点からは必ずしも十分なものとはいえず、説得性を持ちえないことから、何らかの論理的な補足ないし展開が求められるものと考えている。

5 分岐に関する論理的展開

時代が下がって、社会が発展すると、犯罪も多くみられることとなる。キーエフでもそれは同様で、社会構造の変化とともに公権力が強化すると、国家は治世あるいは統治という観点から、犯罪の防止が国家の役割ないし任務のひとつとなるのである。かつて、行われた不法については、私人による解決が図られていたが、国家は私人による私的な救済に制限を加えて平和の維持を図るとともに、その平和の介入にあたり、行われた不法に対し、加害者から被害者へと一方的に支払われていた金銭で贖う、いわゆる贖罪金の一部（人命金については——最終的には——その全部）を国家に支払わせ、平和の維持にかかる対価とした。ここに、かつてより加害者側から被害者側へと支払われていた贖罪金に関しては、当該贖罪金の評価に

において、「賠償性に支配された賠償金」と「賠償的要素を捨象した罰金」に
分岐し、これを被害者たる「個人」と秩序の維持を図る「国家」に対し、
両者を分けて各別に支払わせたもの、という説明を加えることが妥当であ
ると考える。すなわち、加害者に対して「可罰的要素を消滅させ、賠償性
に支配された賠償金」を被害者たる「個人」へと支払わせ、他方で「刑罰
的要素を純化させた罰金」を「国家」に対して支払わせる、という構造で
ある²⁴⁷⁾。

本研究は、こうした同一法内に生じる「分岐」現象について、社会の発
展とともに時代が下がってやがて生じると考えられる、いわゆる民刑分化
の萌芽であると考えるのである。

VI 血讐権と責任論

1 罰金と責任

既に指摘した通り、勝田は簡素編纂から拡大編纂へと移行するなかで、
かつての賠償金が「公的國家的罰金を意味する罰金(プロダージュ)に轉化
する」という説明を行っている。これは私的賠償金から公的罰金へと移っ
ていくという趣意であると思われ、本研究も同様の見解に立脚するもので
ある。

ところで、勝田の主張する「公的國家的罰金」は、どのような形で実現
化されるのであろうか。権力ないし国家が加害者に対し一定額の公的罰金
を科すことは、逆説的にいえば、加害者が科された刑を受けることを意味
する。権力ないし国家は、犯罪を犯した加害者に対して刑を科す。他方で、
科された刑を受けるのは加害者であり、——本稿で論じてきた論点に限っ
ていえば——被害者に対する賠償金の支払いではなく、加害者は国家に対
して罰金を支払うことを意味する。「公的國家的罰金」は、こうして加害者
に対する責任の追及と加害者によるその支払いによって実現化されること

247) この点については、安藤・前掲注(15)「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟
観」179-219頁、特に210-211頁。

となる。

本研究は、前第Ⅴ節「私的制裁から公的制裁へ」までの検討に関し、賠償金か罰金かという視点から上の問題を検討してきたが、既述した通り、この問題は責任論と密接な関係を有するものと考えられる。そこで、以下では、かつてその支払いが求められた賠償金から、国家の権力の集中化とともに罰金へと移っていくなかで、その責任はどのような過程を経たのであったか。この問題について、責任という観点からこれを考察していくこととする。

なお、既に第Ⅲ節「簡素編纂」第1項「ヤロスラフ・ブラウダ」第2款「復讐規定における責任論」でも注記した通り、本稿にいう責任論とは、厳格な意味での一個人をその責任主体とする責任論のみならず、集団責任論も含む広義の意味にいう責任論を指すものとするを、念のため敢えてここに付言する。

2 血讐と責任

復讐ないし血讐をもって行われていた私的制裁、換言すれば復讐ないし血讐をもって加害者（側）から被害者ないし被害者遺族共同体（側）へと支払われていた私的賠償金は、集団責任の結果である。かつて多くの古代国家社会では被害者に向けられたひとつの行為は、たとえ被害者一人、すなわち個人に対する加害であっても、——「個」人は個人として認識されることなく、没「個」として潜在したままの法の主体とは認められることはなかったため——それは被害者共同体側へと向けられた攻撃あるいは加害と解され、これに対し復讐ないし血讐が行われた²⁴⁸⁾。氏族・部族間で行われた復讐ないし血讐の結果、その解決として支払われることとなった賠償

248) なお、古代ローマでも復讐概念は存在していたが、それは家族、氏族に向けられるべきものではなく、個人に向けられるべきものとして考えられ、いわゆる血の復讐に基づく連帯責任制度は確認されてはいないという。この点については、原田慶吉『ローマ法 第14版』有斐閣（1949）220頁。

金についても、これは集団責任追及の金銭的果実であると考えることができる。この賠償金を排し、あるいは賠償金を残存させつつも、これとは「別に」、加害者に対し「刑を科す」ことは、すなわち「個人」責任を採ることを前提としたものであり、ここに、次第に集団責任論から脱却していく沿革がみられる。賠償金を基礎としつつも、これとは別に刑罰を科すこととなった現象について、勝田はこれを「轉化」と説明するが、刑事法学的観点から、わけても広義における責任論という観点からこれを考察すれば、集団責任を起点として発生した賠償金と、個人責任に基づいて科せられる「罰金」を含む刑罰は、その責任を問うという点では連続性を有するものであり、ここに何らかの変化または「轉化」を確認することはできない。

それでは、何が変化したのであろうか。ここに、賠償金と罰金の支払うべき相手方の違いが挙げられよう。集団をもって行っていた復讐より生じた賠償金と、権力が集約化するに至って科されることとなる罰金については、前者は被害者または遺族に対し、後者は国家へと支払うものとされる。

ところで、上に指摘した新しい責任原則が形成され、またこれが確立化されるまでには、いかなる沿革を辿ることとなったのであろうか。刑法学上の責任論という観点からこの問題を検討した本格的な先行研究は必ずしも多いとはいえず、否、——復讐ないし血讐という観点との関係で——むしろこうした問題提起は積極的にはなされてこなかったように思われる。上の問題について、これを——集団責任を含む——広義の責任という観点から考察すれば、賠償から刑罰へ「轉化する」という、いわば「轉化」説によるならば、もとより氏族・部族という族集団ないし族共同体で行われていた復讐によって生じることとなった賠償金に関し、加害者から被害者ないし遺族(共同体)へと支払われていた賠償金が国家権力の集約化に伴って、刑罰に「轉化する」、これはすなわち個人責任論へと「轉化する」ことを意味するものであると考えられる。これによれば、復讐の結果、私力をもって加害者から被害者ないし遺族へと支払われるべきとした賠償金が、公権力が集約化した国家へと支払われるべき罰金に「轉化する」という説

明になると考えられる。ここに、私力と捉えられ公認されていた復讐権は、公権力に「轉化する」という説明であると思われる。

しかし、本研究はかつてより公認されていた復讐権の行使の効果として得られるべきまた得られた賠償金が、公権力の確立によって刑罰となるという現象につき、これを「轉化する」という、轉化説によっては説明し得ないものとする。既に論じてきたように、私力と捉えられるまた、捉えられていた復讐権は、はじめ「美德とされ義務」と解されていた。これが社会の発展とともに、漸次社会秩序を害するものと捉えられ、次第に制限され、その行使主体も後述するように縮小化されていくことになるのである。したがって、私力は「漸次」制限され、次第に公権力へと収められていくことになるものとする。これを裏づける、あるいは逆説的に証左するのが、復讐が辿った——広義の——責任論であるとする。

3 責任論の変遷

既に指摘した通り、「轉化」とは、「ある物が別の状態あるいは別の物に変化すること」をいうが、集団責任であると個人責任であると、その責任を問うまたは追及するという点において変化するものではない。ここに、「変化」とは、責任主体の変化であって、その本質、すなわち犯された不法ないし侵害に対しその責任を問うという責任論における視座において何らの変化を確認することはできない。

しかるに、ここで、ルースカヤ・ブラウダに関する一連の沿革を責任論という観点から考慮すれば、既に論じてきた通り、——例えば改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第3条及び同第4条、第6条、第70条等に確認される、共同体が支払うべき人命金という連帯責任を採りつつも——他方で個人責任への濫觴に至るまでの展開においては、先ずもって氏族・部族という集団が有していた血讐権が放棄されなければならなかったのである。氏族・部族が有した血讐権の放棄をもって、国家が代わって刑罰権という強制力を伴ってこれを行使するのである。この現象を明らかに示したのが、

一連のブラウダであり、とりわけ改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおける血讐の廃止ではなかったのではなからうか。

氏族・部族がかつて有していた血讐権を——国家がこれを——放棄させ、もって個人責任へと向かう軌道の礎を創ったのである。そこには、一般に説明されてはこなかった「氏族・部族がかつて有していた血讐権」というものが、厳に存在していたのである。もとより、氏族・部族が有していた復讐権は、その種族保存と存続の本能によって生じたものであったが、こうした種族の保存欲求は、原始共産社会において、個人という単位をもってはいくまでもなく生存することもまた生産にも及ばず、原始共同体という集団生活の営みによってのみ、その存続を図っていたものと考えられる。ゆえに、当該族の一人が殺害されれば、被害者が属した氏族・部族を構成する全員、すなわち全族員ないし全族人をもって血讐が行われた。社会が発達するにしたがって、「全族」対「全族」をもってなされていた復讐ないし血讐は、社会の秩序を害するものと捉えられ、漸次、復讐ないし血讐義務者の範囲が制限されていくことになるのである。かつて、全族をもって行っていた全族に対する血讐は、次第に親族に縮小され、さらにはその苦痛を最も近親でいたむ最近親者たる子（成人男子）、父、兄弟（他）をもって義務者とするというように、狭められていくことになった。

こうした、最近親者をもって血讐の権利者及び義務者と解した法は、ロシア最古の法とされるヤロスラフ・ブラウダに限ったものではなく、古代ウェールズ人の間ではその血族関係における9親等までとされ²⁴⁹⁾、ボゴス人（アフリカ）の間では「7世の孫まで」²⁵⁰⁾とされ、またアラビア人の間ではその血族関係において5親等までとされた²⁵¹⁾という。マホメッドのコーランでは、その第17章に定められているように、血讐を行い得る主体について、基本的には「不正に殺されたる者の嗣子」²⁵²⁾に限定されていた。社

249) 穂積陳重『復讐と法律』岩波書店(1931)21頁。

250) 穂積・前掲注(249)21頁。

251) 穂積・前掲注(249)21頁。

会の発展とともに、漸次、血讐義務の範囲が縮小化され、最後には、加害者一人、すなわち一個人をもってする責任論へと変遷していくこととなったのである²⁵³⁾。刑法学上の個人責任の濫觴までに至るためには、上記に示した道程を辿らなければならなかったのである。

このように、かつてより行われてきた古代国家社会での刑法における——広義の——責任論の起源を辿ってみれば、——これまでは蚊帳の外に置かれ、特段取り上げられることもなかった——血讐に関する責任論であるとも考えることができる。この責任論は、全族という共同体ないし集団責任論、すなわち全族責任論を起点とし、親族責任論、さらには最近親者責任論となり、最終的にはひとりの加害者、すなわち個人へと追及される個人責任論へと変遷していくこととなったのである。いうまでもなく、こうした責任論の変化については、復讐ないし血讐が行われていた当時において、認識されるものでもなかったであろう。無論、その刑法学上の意義を解すことなく、事実的に対「族」間で、いわゆる私闘や仇討が行われたものと考えられる。しかしながら、その結果において、傷つき、生命をなく奪われ、あるいは捕虜となり、場合によっては一氏族・部族が減びることもあったといわれている。結局のところ、復讐ないし血讐が行われた、その結果、すなわち復讐行為の効果として、——無自覚のままに——負うこととなった結果がその責任であると考えられる。端的にいえば、責任概念も責任論も未発達 of 古代社会においては、復讐の末、甘受しなければならなかった結果が——事実上の——「責任」であったと考えられる。

それゆえ、——刑法学に一定の発展をみた現在——個人責任という観念は、概して近代刑法の原則と考えられているが、遡れば、12世紀頃に創設されたといわれる「改訂ヤロスラフの子等のプラウダ」における第2条にもかつての血讐が廃止され、「刑罰」が科されることとなり、ここにその原則の原型が現われていることが明らかとなろう。しかるに、本研究はかつ

252) 穂積・前掲注(249) 22、141-142 頁。

253) 穂積・前掲注(249) 23 頁。

ての親族責任論を含む集団責任は廃止され、同条に個人責任論へと向かう途の礎をみることができると考える。

4 血讐権行使の禁止

民刑が明確に峻別されず、混淆の常態のなかにあって、こうした個人責任へと向かった史的変遷については、前稿「古代イスラエルにおけるモーセ法」で検討した通り、モーセ法においても確認されている。本稿はその沿革を確認するものではないが、モーセ法の成立及び同法における個人責任原則へと向かった経緯、すなわち個人責任論への濫觴に至るまでには、上に論じた沿革と同様の変遷を経てきたものと推察するものである。

とりわけ、人の生命や身体に対する侵害に関する、氏族・部族という族共同体ないし族集団が有した復讐権が——事実上、潜在的に——国家へと移る、あるいは国家によってその行使が禁止されることとなった。すなわち、国家は——本節「血讐権行使の禁止」に続く第5項「血讐権の行方」で詳述するように——血讐を禁じ、その権利の行使を認めず、復讐（血讐）禁止令を発布することとなるのである。

加害者の侵害から生じた損害に対しては、財産上の損害の場合には賠償金として支払われた。他方、人の生命に対する侵害については、贖罪可能な可贖犯と贖罪金をもっては罪を贖い得ない不可贖犯に二分され、前者については、賠償金をもって問題が解決された。こうして、以後、不法行為による損害賠償に関する法理が発展していくのである。中世時代（ほぼ900年から1500年頃まで）のドイツ・ゲルマン民族間で行われていた、いわゆる Wergild (Wergeld) や、アングロ・サクソン人の間で公認されていた Were²⁵⁴⁾ が、その例として挙げられよう。

全族をもってその責任を負うという集団責任から、加害者個人が自らの行為に対しその責任を負うという個人責任への濫觴に至る変移においては、

254) 穂積・前掲注(249) 25頁。

こうした「血讐権」あるいは（改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第6条に認められていた）「懲罰権」を巡る——権利の消滅か、譲渡か、（国家による）はく奪か、あるいは禁止か——権力の保有主体の変化に伴って、次第に血讐は禁止されていくことになるのである。これが、いわゆる（血讐公認〔権利〕時代から制限時代を経て、さらに）血讐制限時代より血讐禁止時代への移行といわれるものである。本研究に関連していえば、改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条に血讐が廃止された。本研究は同条の明文化をもって、血讐は禁止されたと解し得るものとする。

5 血讐権の行方

それでは、その行使が禁止された血讐権は、どこにいったのであろうか。我が国においては、この血讐権は禁止され、むしろ血讐は「私義を以て司法の公権を犯すもの」²⁵⁵⁾と捉えられ、「人を殺す者を殺すを得るのは司法の特権」²⁵⁶⁾と解されることとなったのである。かくして、明治6年2月7日、「復讐（血讐）禁止令」が發布された。ここに、「復讐者は謀殺を以て論じ斬に處」²⁵⁷⁾されることになったのである。

権力が未確立の古代国家社会にあって、復讐ないし血讐は「美徳とされ義務とまで」解された。しかし、社会が発達し国家権力が顕現または確立化へと向かうと、個人間で行われる私闘は排されることとなる。私的な制裁に代わって、公権力がその問題を図る役割を担ったのである。ここに、個人——の生命または身体ほか——に対する侵害は、最終的に個人が生活する国家に対する犯罪と解され、既に指摘した通り「私力は『轉化』して公権力となる」²⁵⁸⁾という説明が行われている。この点、本稿に論じてきた上の説明においても、勝田による「轉化」という解説が加えられているが、

255) 穂積・前掲注(249) 59頁。

256) 穂積・前掲注(249) 59頁。

257) 穂積・前掲注(249) 63頁。

258) 穂積・前掲注(249) 67頁。

集団責任論から個人責任論へと移っていくその濫觴に至る史の変遷を、①一連のプラウダにおける形成と変容に関する巨視的考察、のみならず②微視的考察、わけてもヤロスラフ・プラウダ第1条にかかる復讐規定の創設及び改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第2条にかかる血讐規定の廃止に関する具体的条文の検討を介して結論を導こうとする本研究の立場からは、集団責任論から個人責任論への濫觴に至る沿革には、全族責任論、親族責任論、最近親族責任論、そして最後に最近親族「者」責任論に至り、はじめて個人責任論が採られたという沿革を辿ったことが認められるものと考える。少なくとも本稿は、最近親族「者」責任論が採用されこれが個人責任論への濫觴に至った経緯について、ヤロスラフ・プラウダ第1条の復讐規定の創設と、同条に関する改訂ヤロスラフの子等のプラウダ第2条の「血讐廃止」に関する検討をもってこれを検証してきたものである。ゆえに、「轉化」説²⁵⁹⁾を採ることはできず、その責任においては、既述した上の説明をもって「漸次に個人責任へと向かう」過渡期において、権力における一定程度の集約化がみられるに至って、「分岐」するものという説明が行われることとなるのである。「私的賠償金から、公的罰金へと【轉化する】」という説明は、①一方ではかつてより行われてきた被害者に対する私的賠償金の支払いという制度ないし方法を「残存させつつも」、他方では公的罰金へと移行していくという沿革、すなわち被害者へと支払われるべき私的賠償金という制度ないし方法がなくなるわけではないこと。その意味で「轉化」という説明については、必ずしも適切なものではないと考える。そして、何よりも「轉化」論によるならば、②その背後に長い時間をかけ変容してきた、また変容していく責任論、敷衍すれば個人責任論へと辿り着く、その軌跡や史の変遷を看過するものではあるまいかとの危惧を抱くものである。

259) 仮に、勝田の「轉化」説に立脚した場合であっても、その「轉化」現象については何らかの合理的な説明が求められるものと考ええる。

VII 分岐論と個人責任論

1 分岐論

刑法学上の——広義の意味における——責任論という観点からの考察を踏まえれば、（同ブラウダのもとでは、加害者とともに村共同体が負う連帯責任という責任形態を採りつつも）個人責任論への濫觴までに辿りつくまでには、上に指摘した通り、長らく辿ったその沿革、すなわち幾つかの段階が確認された。ゆえに、氏族・部族という集団責任論のもとで採られていた賠償から、——賠償制度を残存させつつも——国家のもとで採られることとなった刑罰に関し、復讐をその起源とする、賠償から刑罰へと「轉化する」、これを換言すれば、集団責任から生じた賠償金が——その例として人命金——個人責任の最たる例である「罰金」へと「轉化」する、という説明は必ずしも正確なものではないと考える。いわゆる「轉化」説は、——ほぼ多くの論者と同様に——集団責任、わけても全族責任論、親族責任論、最近親責任論さらには最近親「者」責任論という責任論が辿った正確な道筋を看過するものであり、責任論の解説という観点からの考察においてその整合性を得ることができない。また、責任論という観点からの考察を踏まえれば、必ずしも正確性を伴うものではないと考える。

刑法学上の個人責任論への濫觴、とりわけ本稿においては賠償金から「罰金」に至るまでには、——広義における——責任論における幾つかの段階を経ることが求められたと考えるものである。このような見解によるならば、賠償金から刑罰へと「轉化」という説明ではなく、かつて復讐の結果として行われていた贖罪金（の支払い）を起点に、これより最親族責任論から最終的には加害者一人に制限された段階において、個人責任論の濫觴に至ってはじめて——「賠償金」と「刑罰」たる「罰金」との「分岐」現象が認められ、ここに国家に支払われるべき金銭をもって「刑罰」が科されるという説明が行われるのである。こうした分岐論に立脚すれば、ヤロスラフ・ブラウダで定められていた被害者へと支払われるべき賠償金が、——賠償金制度を残存させつつも、とりわけ人命金について——ヤロスラ

フの子等のブラウダのみならず改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおいて「罰金」と解されることになったことについては、「轉化」ではなく、最親族責任論から個人責任論への濫觴へと至った結果、すなわちかつての集団責任ではなく、——ブラウダ上は連帯責任に関する条文を置きつつも——多くの個別的な条文において個人に対して「刑」が科されるという観念が容れられた、ゆえに導かれる理論的な帰結であって、何かが何かに「轉化」という説明が行われることはない²⁶⁰⁾。

2 分岐論と人命金概念の変遷

この点、こうした事態に対して行われた説明は、——勝田のみならず——例えば、同様の現象に対して行っていた、穂積陳重の「私力が公権力に轉化する」²⁶¹⁾、あるいは「社会力の轉化」²⁶²⁾という説明にも認められる。

他方で、増田福太郎は「私力が漸次に公権化する過程において、刑事法が発達し来った」²⁶³⁾、すなわち「漸次に公権化する過程において」刑事法が発達すると論じている。敷衍すれば、権力の集約化とともに次第に刑罰を含む刑事法が発達すると説いている。増田の見解は、本研究が主張する、その過程に注目すべきであるという見解に立脚するものと同様の立場であると考えられる。同様の事態に対する増田の解説においては、いうまでもなく古代社会における具体的条文を取り上げ諸条文に関する検討や分析を行ったものではないことから、本研究をもって主張し検証していく分岐論

260) なお、改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおけるすべての条文について個人責任が採用されているわけではない点は注意を要する。本稿に論じてきた個人責任については、主だって改訂ヤロスラフの子等のブラウダ第2条をもって「刑罰」が科された点を中心に論じてきたところであり、既に指摘した通り、改訂ヤロスラフの子等のブラウダでも第7条では家族の連帯責任が認められ、また同様に上で論じてきた村共同体が加害者とともに被害者に支払うべき「罰金」という責任概念が認められていることには注意を要する。

261) 穂積・前掲注(249) 26頁。

262) 穂積・前掲注(249) 140頁。

263) 増田福太郎『文明社会における法の成立』佐野書房(1982) 39-40頁。

についての言及はない。しかし、その理論的展開をどのように説明するのか、こうした問題意識の有無を問わず、すなわち「分岐論か、あるいは轉化論か」という見解の相違を問わず、その過程に着目し、かつ、それが社会の発展ないし権力の統一化の過程のなかに、刑法の発展を認めることができる、という観点において、増田は本研究の立場と同様の見解を示しているものと考ええる。

こうして、復讐における責任については、全族責任から親族責任、さらには最近親責任となり、最終的にはひとりの加害者、すなわち個人へと追及される個人責任へと変遷していくこととなったものと考ええる。その過程においては、加害者から被害者の遺族へといわゆる人命金の支払いが求められた。こうした人命金の支払いについては、本稿の全体を通して論じてきた通り、はじめは贖罪金という性質を色濃く有し、その意味では賠償的性格を強くするものであったが、国家権力が統一化に向かうと、漸次刑罰的な性格を色濃くしていくのである。

ヤロスラフ・ブラウダ第1条に置かれた人命金については、条文上‘wergeld’という文言を用いつつ、またその性質については従来行われていた慣習に基づくものと考えられる賠償金という意を伴って顕現することになった。これがヤロスラフの子等のブラウダになると、‘bloodwite’という文言が用いられることとなり、かつ、‘bloodwite’には括弧が付された状態で存続した。しかし、改訂ヤロスラフの子等のブラウダでは、括弧が外され、その人命金は刑罰としての「罰金」という意義を伴って明文上顕現することとなったものと考えられる。換言すれば、人命金については、その概念形成の経緯を辿ってみると、復讐を因として生じた賠償金性格を色濃く有したものであった。これが慣習法と考えられるヤロスラフ・ブラウダにおいて、‘Wergeld’という文言をもって顕在化し（第1条）、ヤロスラフの子等のブラウダではその文言上（‘bloodwite’という）重大な変化を伴った形で括弧が付され、ようやく改訂ヤロスラフの子等のブラウダに至って、「刑罰」としての人命金が明文上、括弧が外された形式をもって規定される

ことになったものと考えられる。

こうしたブラウダが辿った一連の沿革と、権力統一ないし社会構造の組織化に関する次代的背景を併せ考慮すれば、それは漸次、人命金概念に変容が認められ、最終的に賠償金から刑罰が分岐する現象が認められるに至るのであって、「轉化」説は、賠償と刑罰との分岐を示す最も代表的な例に挙げられるべき「人命金に関する史的変遷」を看過した考察にとどまるものなのではなかろうか。

3 権力構造の変化とルースカヤ・ブラウダ

勝田は、一連の考察を介し、「ルス法典第一編纂（簡素編纂第1-18条、本稿にいうヤロスラフ・ブラウダ：括弧内引用者加筆）は、国家創生期における法であろう」²⁶⁴⁾と帰結する²⁶⁵⁾。しかしながら、本稿の考察を通して検討してきたように、ヤロスラフ・ブラウダ及びヤロスラフの子等のブラウダ、そして改訂ヤロスラフの子等のブラウダの各条文に示された、‘wergeld’, ‘bloodwite’, ‘fine’, ‘prince’, ‘offense’, ‘crime’等の形成に着目しその形成過程に顕現することとなった各概念に関する変容を、①巨視的観点から一連のブラウダの変遷を鳥瞰しつつ、②微視的観点から個別条文の解釈にかかる仔細な検討を踏まえれば、勝田が指摘した「ルス法典第一編纂」、本稿にいうヤロスラフ・ブラウダは、国家創生期にあったものとは帰結し難く、本研究は以下のように考えるものである。すなわち、本研究は、自ら主張する分岐論と併せ、上のように説明しようとするものであるが、こうした説明は、復讐に関しルースカヤ・ブラウダが辿った時代的な沿革と整合するものと考ええる。敷衍すれば、復讐規定に焦点をあてこれを説明するならば、A：権力が未だ顕現しない時代に定められることとなったヤロスラフ・ブラウダ第1条の復讐規定創設と、B：権力が顕現するこ

264) 勝田・前掲注(7) 120頁。

265) 勝田論文は、——後に指摘するように——他方(123頁)では、第一編纂は「未だ公の法的秩序形成的役割は存在しない」と論じている。

ととなったヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の存続、そしてC：権力の統一化が図られはじめたないし確立化へと向かった改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の廃止である。換言すれば、a：国家が形成されていないヤロスラフ・ブラウダ時期における復讐規定の創設と、b：国家が発現ないし権力の発生期に入ったヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の存続、そしてc：国家権力が統一化ないし確立化に向かった改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の廃止である。端的に言えば、 α ：国家未形成期におけるヤロスラフ・ブラウダ第1条の復讐規定の創設と、 β ：国家発生期におけるヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の存続、そして γ ：国家創設期における改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおける同規定の廃止である。こうした説明は、ルースカヤ・ブラウダが辿った史的変遷と、同地における権力統一に関する時代的背景あるいは国家創設に至るまでの各時期における特徴と整合するものであると考える。

この点、ルースカヤ・ブラウダが辿った一連の変遷、とりわけヤロスラフ・ブラウダにおける賠償金と公（侯）の介入ないし保護に関し、石戸谷はその起点となった「簡素本（本稿にいうヤロスラフ・ブラウダ：括弧内引用者加筆）第1条の40 グリーヴナの殺人賠償金を以て侯がその部下を保護したことが見える」²⁶⁶⁾という見解を示している。しかしながら、ヤロスラフ・ブラウダは、本稿を介して検討してきたようにルーシの慣習法に基づくものと考えられ、同上第1条にいう40グリブナは加害者から遺族に支払われる賠償金であり、かつてより行われてきた法慣習によったもの（をブラウダに記したもの）であったと考えられる。すなわち、同ブラウダの形成期は、未だ権力が顕現しない時期であって、石戸谷が論じた「侯がその部下を保護した」という所論については、第Ⅲ節「簡素編纂」第2項「ヤロスラフの子等のブラウダ」の検討を介して論じてきた通り、ヤロスラフ

266) 石戸谷・前掲注(8) 34頁。

の子等のブラウダ以降のことであったと考える。とりわけ、①同節同項の検討を介せば、同ブラウダ第19条及び第20条には権力の顕現、すなわち当地における社会秩序の維持を自らの役割ないし使命とした支配者たる公(侯)の権力をみることができると考える。こうした状況について、本研究の立場と同様に清水も「侯の権力の発展強化を明示するものと考えられる」²⁶⁷⁾と論じている。加えれば、②「賠償金」は——古代あるいは中世国家社会のみならず、現代国家社会においても幾つかの例外があるものの——原則的に加害者(側)が被害者(側)へと支払うべきものという理解に基づき、かつ、③厳格な意味から論じれば、石戸谷が主張した公(侯)が「その部下を保護したことが見える」のは、加害者が公(侯)へと支払うべきとした「罰金額の相違」において確認されるものであって、「40 グリーヴナの殺人賠償金を以て侯がその部下を保護した」という見解は、本研究の立場とは異なるものである。

ヤロスラフ・ブラウダは、ルーシの慣習法に拠ったものであり、④歴史学上、阿部重雄が指摘するが如く、ルースカヤ・ブラウダの最古の部分では「侯の裁判権については一言も言及されてない点からして、少なくとも初期に於ては侯は裁判権をもっていなかった」²⁶⁸⁾という当時の支配権力に関する歴史的分析を踏まえ、かつ、⑤同時に同ブラウダ第1条の40 グリブナは当地においてそれまで行われていたと思われる慣習に基づくものであり、賠償金に関する史の変遷と各ブラウダにおける条文解釈を踏まえこれに拠った分析に基づくならば、「殺人賠償金を以て侯がその部下を保護した」とは論じ難いのではなかろうかと考えるものである。なお、この点、勝田は第一編纂は、「最古のルスの法制度を反映する。そこには未だ公の法秩序形成的役割は存在しない」²⁶⁹⁾と指摘していた。

267) 清水・前掲注(77)『スラヴ民族史の研究』245頁。

268) 阿部重雄「キエフ国の成立と初期における支配権力」歴史学研究第153号(1951.9)1-8頁、特に6頁。

269) 勝田・前掲注(7)123頁。

一連のブラウダ検討を介して論じてきた通り、各ブラウダには支払うべきとされた金銭について、その客体を明らかにしていない条文が散見された。ここに、求められた金銭が「賠償金か、刑罰か」に関する問題を検討するにあたっては、その背後にあった権力構造、換言すれば、いかなる程度に権力が統一化されていたのかについて、これを正確に捉える必要があるものと考ええる。いわゆる贖罪金という濃厚な贖罪性を伴った賠償金から、贖罪性を捨象して「刑罰を科する」という概念が受容され、個人責任の濫觴へと辿り着くまでには、上に指摘した ABC あるいは abc ないし $\alpha \beta \gamma$ という沿革を経なければならなかったのである。これを現わしたのが、ルースカヤ・ブラウダの変遷であったものと考ええる。

4 私的賠償金から公的罰金へ

本第Ⅵ節「血讐権と責任論」における検討を介して論じてきた通り、復讐は復讐義務時代、復讐制限時代、復讐禁止時代を経て、最終的には公権力をもってこれが禁じられるようになったのである。かつて、穂積は、復讐と国家法の関係について、「復讐を法律の前驅なり」²⁷⁰⁾と論じ、復讐は法治時代に先行するものと記していた。そして、復讐時代と法治時代とは「先後相接ぎ相累なり」²⁷¹⁾とし、

- 「一、公権未存の時代
- 二、公権發生の時代
- 三、公権確立の時代」²⁷²⁾

という経緯を経て、人類は社会進化のなかで発展するという進化論、とりわけ「私力の公権化力」を詳解し、さらにすすんで進化主義の法律学²⁷³⁾を説いた。

270) 穂積・前掲注(249) 98 頁。

271) 穂積・前掲注(249) 98 頁。

272) 穂積・前掲注(249) 99 頁。

273) 穂積陳重「法律学の改革」法律協会雑誌第 60 卷(1889.3) 83-89 頁、穂積陳重『穂積陳重遺文集 第 2 冊』岩波書店(1932) 83-89 頁、特に 86 頁。

本稿は一連のブラウダを介し、私的賠償金から公的刑罰へと変遷していく沿革を各ブラウダにおける具体的条文の解釈を通して検証してきたが、この問題はその背景にあった権力の形成あるいは集約化へと向かう過程ないし沿革と密接不可分の関係を有するものとする。こうした見解によるならば、一連のブラウダに関する発展ないし展開については、上に指摘した穂積の、復讐と国家法の形成過程に関する時代的分析、すなわち復讐と国家法形成の時代的相関性に整合するものとする。しかるに、穂積が分析した国家法の形成過程に関する時代的変遷を一連のブラウダに置き換えてみると、各ブラウダにおける時代的背景とその沿革については、概観的には以下のように示される。すなわち、「公権未存」の終焉期に形成されたと考えられるヤロスラフ・ブラウダ、「公権発生」の時代に成立したと解されるヤロスラフの子等のブラウダ、そして「公権確立」化へと向かった黎明期に創設された改訂ヤロスラフの子等のブラウダという説明を加えることができるものとする。

そして、その間に、「最近親者責任論から個人責任論への濫觴」²⁷⁴⁾に至るためのプロセス、とりわけ改訂ヤロスラフの子等のブラウダにおいて「血讐の廃止」、正確に言えば「血讐権行使の禁止」が明文をもって定められ、いわゆる贖罪の要素を濃厚に伴った贖罪金は、「贖罪性に支配された賠償金」と「贖罪性を捨象し可罰性に支配された罰金」への「分岐」が行われたという説明が付されるのである。

以上、本第Ⅶ項「分岐論と個人責任論」では、ロシア最古とされるルースカヤ・ブラウダが辿った変遷を跡づけながら、最終的には刑罰論のみならず、——いうまでもなく、刑法学上の責任論がいかなるものかという責任論の定義、刑罰論との関係いかにについては諸種の見解があるが、本稿

274) なお、本稿にいう個人責任論とは、改訂ヤロスラフの子等のブラウダの主だった規定に関する責任論を指し、同ブラウダ全体において——現行刑法学にいう——個人責任論を採っているという趣意を主張するものではないことを付言する。本検討を介して論じてきた通り、同ブラウダのなかでも共同体が負う責任など、個人責任論とは異なる責任論が併存していることはいうまでもない。

に限っていえば——「罰金」の支払いに関する実効性という観点から、分歧論と個人責任論との理論的整合性を図ってきたものである。いずれの説明によった場合であっても、簡素編纂であるヤロスラフ・プラウダからヤロスラフの子等のプラウダへ、そして拡大編纂を構成する改訂ヤロスラフの子等のプラウダへと移っていくなかで、本稿における検討を介し、その制裁は慣習法における私的制裁から、成文法における——私的制裁を残しつつも——公的制裁へと変遷していく沿革を確認することができた。

おわりに

本稿の検討を介し、簡素編纂である「ヤロスラフ・プラウダ」と「ヤロスラフの子等のプラウダ」、さらには拡大編纂である「改訂ヤロスラフの子等のプラウダ」は異なる時代のものであり、時代の変移とともに、原型であったヤロスラフ・プラウダの条文に関する追補や削除が行われ、また新設の条文が創設されてきたことを確認してきた。ここに、一連のプラウダはその内容において、慣習法であったと考えられるヤロスラフ・プラウダからヤロスラフの子等のプラウダへと継がれ、さらに拡大編纂へと移っていくなかで、漸次改訂が行われ、そのなかで次第に賠償が刑罰へと変遷していく現象をみることができた、刑法学上からも貴重な資料であったと考える。とりわけ、同法においては氏族制度を脱したゆえに復讐に関する制限の定めを置いた第1条が設けられ、改訂ヤロスラフの子等のプラウダではこれが廃止されていた。連続するプラウダの検討を介し、社会構造の相違や時代の変化とともに、刑法の諸規定や制裁概念が変遷していくという事態を読み取ることができた。

本稿は一連のプラウダにおける検討を介して、私的制裁から公的制裁へと変移していく変遷を検証してきたものである。とりわけ、不法と犯罪、賠償と刑罰の異同を中心に、ロシア最古とされるルースカヤ・プラウダのなかのヤロスラフ・プラウダを起点として拡大編纂までの考察を行ってきたが、そこでは他の古代国家社会でみられた特徴、すなわち不法行為のう

ち特定のものが犯罪として捉えられ、これに対しては賠償金の支払いではなく、刑罰が科され「罰金」の支払いが求められることとなった史の変遷を確認してきた。ここに、連続するプラウダの検討を介してきたが、そこに私的制裁から公的制裁へ移っていく沿革がみられた。併せて、本稿は各別のプラウダにおける各条文に記された賠償金と刑罰に関する具体的規定の各論的検討を介し、次第に刑罰的性格を強め、「改訂ヤロスラフの子等のプラウダ」では、多くの条文において、それが公刑罰として解され、「私的賠償金から公的罰金へ」とその性格を変えていく事態について、これを検証してきたものである。